

贈

# 調查彙報

第四卷第一號

大正十五年六月



## 目次

勞農露國交通調査資料……………	一
北滿の陸路交通……………	二〇
勞農露國の對蒙古貿易に就て……………	五四
東支鐵道東部沿線に對する概念……………	七一
技術上より見たる北滿洲の農業……………	一〇二
燃料としての酒精……………	一一四
ソウエート露國に於ける箇人の公法的地位……………	一二六
勞農露西亞雜俎……………	一五二
北滿經濟雜俎……………	一七六

南滿洲鐵道株式會社  
哈爾濱實事務所調查課



# 始



哈爾濱  
事務所

調查彙報 第四卷第一號目次

勞農露國交通調查資料

一、鐵道業務の狀態	一
二、滯貨の原因	四
三、貨車停滯検査	七
四、一九二六年二月鐵道輸送成績	七
五、鐵道の燃料狀態	八
六、鐵道に於ける薪の需給關係	九
七、燃料トラストの二月に於ける業績	一〇
八、車軸破損數及其原因	一二
九、旅客列車の遲延に就て	一四
一〇、自動空氣制動機に變換	一七
一一、都市近郊鐵道の電化	一七

一、二、國營汽船の航路……………一八

北滿の陸路交通……………二〇

一、概況……………二〇

二、道路の分布……………二三

三、改修道路……………三五

四、道路交通機關……………三七

イ、概況  
ロ、馬車  
ハ、自動車  
ニ、其他……………五〇

五、陸路交通と馬賊……………五〇

附、北滿洲主要道路分布略圖

勞農露國の對蒙古貿易に就て……………五四

冒頭 新舊露國對蒙古輸出貿易額累年一覽表

第一章 蒙古の概況……………五五

一、地域と住民  
二、行政  
三、金融  
四、地方經濟……………五六

第二章 露蒙貿易の徑路と其商品……………五六

第三章 露蒙貿易の變遷……………五七

第四章 蒙古貿易上に於ける露支兩國商人の比較……………六〇

第五章 露蒙貿易振興策……………六六

一、蒙古人の趣味と商品の價格  
二、セレンガ河航行問題……………六六

第六章 對烏梁海貿易……………六八

附錄、「東方貿易と勞農露西亞」全目次……………七〇

東支鐵道東部沿線に對する概念……………七一

一、東部沿線に於ける商業の沿革……………七一

一、古代に於ける對外貿易一般……………七四

二、鐵道開通以後の狀況……………七三

三、最近の狀況……………七六

四、資源及產業……………八二

一、農業  
二、林業  
三、礦業  
四、工業……………八八

五、總說……………九〇

一、地域と人口  
二、地勢  
三、氣候  
四、交通……………九四

技術上より見たる北滿洲の農業……………一〇二

- 一、食料の需給關係より見たる日本の現状……………一〇二
- 二、過剰人口移植地としての滿蒙……………一〇四
- 三、滿蒙に於ける邦人農業經營の失敗……………一〇五
- 四、滿蒙に於ける新農業經營法……………一〇八
- 五、結 論……………一一二

### 燃料としての酒精(エム、ボロジン氏述)

譯者註

#### 第一編 滿洲と燃料用酒精問題……………一一四

- 一、諸言 燃料としての酒精 二、液体燃料の豊富なる産地としての滿洲 三、液体燃料輸入に要する諸經費 四、價格の問題……………一一四

#### 第二編 佛獨に於ける燃料用酒精問題の現状……………一二〇

- 一、燃料としての酒精の特徴 二、燃料としての酒精の缺點 三、佛獨に於ける酒精政策……………一二〇

### ソウエート露國に於ける箇人の公法的地位……………一二六

- 一、平等の原則……………一二二
- 二、身体、居住及財産の自由……………一三五

- 三、勞働及移轉の自由……………一四〇
- 四、言論、集會、結社の自由……………一四一
- 五、結 論……………一四八

### 勞農露西亞雜俎……………一五二

- 一、勞農露國に於ける外國人の利權に就て……………一五二
- 二、勞農露國に於ける燃料の危機……………一五四
- 三、勞農露國に於ける國營の商業振興……………一五六
- 四、勞農露國に於ける工場と人命の損傷……………一六一
- 五、歐露復た饑饉……………一六二
- 六、露西亞共産黨第十四大會の狀況並勞農政府幹部の更迭……………一六四
- 七、ソウエート共和國聯邦に於ける公休日及休息日……………一六八
- 八、極東行政区劃改正……………一七二

### 北滿經濟雜俎……………一七六

- 一、東支鐵道の財政……………一七六



凡て之等の現象は國家經濟の發達の脅威に依りて、鐵道の輸送業務が一大危機に瀕せるを語るものなり。

此の原因を爲す内最重要なるものは輪轉材料豫備の不足にあり貨車の豫備は己に消盡され機關車も亦將に同景況に陥らんとす、此の緩和の爲めに一線より他線に輪轉材料を移動融通せしむる案あるも是は莫大なる經費を要す、輪轉材料の迅速なる新造は希望極めて薄し本年度産業方面の輸送量要求を満足せしむる爲めには鐵道は貨車三萬汽關車五百の不足を見るへし。

其他の原因として擧へきは、貨車の修繕數か要求よりも一萬台少かりし事、資金の欠乏、十億布度近き運輸貨物の増加、鐵道當局よりの諸材料の注文か希望通りに完成せざること等なり、革命以後國內工場に於ては唯一の貨車すら新造せられし事なく、事實唯舊車輛の改善補修を爲したるのみ。昨年死藏貨車數は十二萬五千輛なりしか、本年は四萬輛に減少せり、其内改修の見込あるは三萬輛のみ、貨車の新造は本年度初めて實施せらるべく、吾人は初めて數百の新造貨車を受領するを得へし、然れ共是と同時に修理計畫も亦充分に勵行せられざるべからず、然るに本年度四ヶ月間に於て計畫數に對し汽關車九七旅客車七の貨車一、三六〇輛の修理未完成を見るに至れり。鐵道當局の貨車補充に關する要求は辛して二年後に満足せらるゝに過ぎず、從て本年度に於ける貨車の不足を補ふ爲めには一部(約半分)間接的手段即ち營業速力の増加、空車として放置する期間の減少、勞動規律の緊縮等に依らざるべからず、又各

企業より貨物の發送を秩序的に爲さるゝことも亦大に必要なりとす。

線路の狀況も亦困難なる立場に在りと言はざるべからず、軌條の交換は一九三二―三三―三四年度に六〇〇露里、一九二四―二五年度に八〇〇露里を行ひ、本年度は三、五〇〇露里を行はるへし、然る時尙交換を要するもの一六、〇〇〇露里を残すへし。

工場より到達する材料の素質亦不良にして、或時は機關車一輛の通過の爲め二十の細片に破砕せられたる軌條あり枕木は變質し其他各種の事故を生す此の如き材料を以て線路の狀態か良好となり得ざるは明かなり、我國内工場はボルト類の如き簡單なる材料すら製作するを得ずして之を國外に仰かざる可らず。

一般に我國鐵道工場は製作の意味に於て著しく退歩しあり、是大に注意を要する處なり工場の改造の爲めには資金を要す鐵道は獨逸に於ける借款中より三千―四千萬留を鐵道工場に於ける機械新設の爲め引當てられたき希望を有す、此條件の成否如何は直ちに我工場の作業能率を左右すへし。

尙此外重要な意味を有するものは燃料問題なりとす、過去一年半鐵道は常に燃料問題に苦められ尙之より逃るゝ能はず、鐵道は機關車用燃料を石炭より石油に石油より薪に變更し是か度毎に機關車の改造機關手火夫の變更等を要し爲めに少からざる金額を徒費せり、是を以て交通人民委員會は國家計畫部に對し其燃料の種類は問はざるも、少くも數年間鐵道に對し燃料供給の安定を與ふることを要求せり

最後に財政及労働者の状態に付て述へんに昨年度は豫算に比し五百萬圓の支出超過を見たり、然れ共此  
外徒労働的運轉よりの失費二千萬留に上れり、斯て運輸に關する支出超過總額は五千萬留に達すへし。

鐵道の莫大なる收入（本年度豫算總收入十三億四千五百萬留、一日平均三百萬留にして、他の諸産業  
の總收入よりも大なり）は他の諸産業に對し絶大の勢力を與ふへし、特に國家計畫部の領袖は鐵道と他  
の産業機關との諸關係を決定するに、常に商業上の利益を主眼とするを以て例へは運賃の如き實際の所  
要經費以下に制定せらるる是れ鐵道が損失を蒙る所以なり、然れ共今や鐵道當局は此運賃制定上の原則を  
破り旅客運賃の一五%増加に成功し、貨物運賃も亦増額せんとす。

労働者の状態に付ては最も緊急の問題は勞銀にあり、此問題に於ても鐵道は最も不良なる地位にあり  
過去一年半間に本問題には最大の努力を拂ひたる結果、一九二四年と一九二六年初頭とを比較する時は  
平均給料は二七留より五八留まで増加せられたるを見る、而して此増加の結果は製産能力の高上となり  
て現はれたり、唯最近四ヶ月間の工場の能率は低下しありと雖是れ修理材料の不足の爲め作業の休止を  
余議なくせること及び新作業法式の採用一等に歸因するものなり。

### 二、滯貨の原因

（交通人民委員會議々員兼中央鐵道局長ルドウイム談）三、九、エコノミヂスニ紙

一、最近に起れる重大問題は輸送貨物逐次増大して計畫數量を超越せるにあり。即ち、

本年度第一四半期の輸送貨物量は、計畫より一〇、五%を増加し、第二四半期には恐らく一四%を増加  
すべく、一年間の平均増加率は一二%に達するならん。

二月に於ては鐵道は此の不時の増加を完全に處理し得たるも將來は頗る困難を感すべく、是か爲めに  
は鐵道内部の組織及計畫に對し至急嚴正なる改善手段を採らざる可らず。

#### 二、第一に來るべき難問は、輪轉材料の不足なり

本年間の輸送量は豫定の六十四億一千萬布度に對し實際は七十二億（戦前の八九%）に達せんとす。  
旅客の増加は一層甚しく豫定の二億四千四百萬人に對し實際は二億八千二百萬人に達せんとす。

然るに輪轉材料の修理、新造は最小限の計畫數をも實行せられず、是最高國民經濟會議及鐵道附屬工  
場の能率不足に依る。

鐵道附屬工場は所要鐵材の供給を充分に得る能はず、例へは交通省が國民經濟會議に要求せる、所要  
鐵材は五十九萬五千屯なるに不拘實際は五十五萬六千屯を配當せるのみ、而かも此量の供給すら確實  
を保し難き状態にあり。

三、次には、燃料の不足を掲ぐる可らず、追加輸送量二千百萬汽關車露里に對する所要追加燃料は中央  
鐵道局の計算にては

薪

一萬九千六百クボサゼン

ドン石炭

四千萬布度

石油

八百七十萬布度

他の石炭

二千五百七十萬布度

となる。

已に三月に於ける運輸の爲め鐵道は下半期用の燃料を使用するに至れり。

四、第三には運輸連絡手段の欠如なり。

運輸を圓滿ならしむる爲めには待避點二〇〇の復活を要す、又交叉點及中間停車場を充分に擴張し、

機關庫、給水施設等も充實せしむるを要す。

然れ共是等に要する材料資金なく、何等かの方法に依りて捻出せざるからず。

五、最後に數ふべき根本的の困難は資金の欠乏に在り。

現在鐵道収入は十三億三千五百萬留の莫大なる額に達せるか如きも、戦前と正しく比較する爲め物價

指數と比較する時は僅かに七億四千三百萬商品留に過ぎずして、現在に於ける鐵道の發展に要する支

出を償ふを得不得。

鐵道自身の有する豫備材料及基本資本の喰込に依り、低率運賃を以て鐵道か其任務を達する事は今や

其終末點に達せり。

水運及海運に依りて鐵道の運輸を補助せしむることは、現在に於て充分に達成せられあらず。

將來賃率の低減を予期する意圖は全然拒絕せざるからず。

中央鐵道管理局は左の諸件を希望す。

1. 貨物積卸を六時間以内に終ること。

2. 休日に作業を爲すこと。

3. 荷受及發送人自身の力を以て一晝夜終始貨物の積卸を繼續的に實施すること。

4. 不經濟的なる貨物の運輸を爲さざる様國家の諸機關か協力注意すること。

三、貨車停滯検査

三、一〇、エコノミヂズニ紙

莫斯科地方委員會が貨車停滯の状況を莫斯科鐵道管區内の停車場に於て検査したる結果に依れば。

交叉點驛にては卸下を爲すべき貨車の一九、三%は其儘となり。

其他の驛にては一層甚しく三一、三%に達せるものあり。

停滯の主要原因は受取人の荷受の遅延と積卸の延滞にあり。

四、一九二六年二月鐵道輸送成績

三、二四、エコノミヂズニ紙

一、一晝夜平均積載貨車數



區分	一九二六年二月		一九二六年一月		一九二五年二月	
	月	分	月	分	月	分
總計	三、八八六	三、八八六	三、三三三	三、三三三	一、六八七	一、六八七
穀	三、二一八	三、二一八	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、九七四	一、九七四
薪	三、三三三	三、三三三	三、〇九七	三、〇九七	二、六〇八	二、六〇八
石炭	三、七九三	三、七九三	三、四九七	三、四九七	二、〇九七	二、〇九七
石油	一、三三三	一、三三三	一、一七四	一、一七四	九九三	九九三
木材	一、五三三	一、五三三	一、二九七	一、二九七	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一〇、七三三	一〇、七三三	一〇、四八八	一〇、四八八	八、二二九	八、二二九

二、鐵道收入

二月 九千九百四十萬留  
一月 一億二百四十萬留

五、鐵道の燃料狀態

一九二五—二六年第一四半期鐵道の輸送量は、

九千萬四千  
九億

機關車露里  
布度露里

三、五、エコノミチスニ紙

にして豫定の約一〇、五%を超過せり。

而して是れに要せし燃料は

薪 二十九萬四千クボサゼン  
石炭 一億一千七百布度  
石油 三千一百七十萬布度

にして畧豫定量を消費せしか、唯薪の消費量は豫定より一五%少く、石油は反對に三%を超過せり、石油量の超過せるは石油燃燒機關車を石炭燃燒に改造する作業遅延せしに依る。

第二四半期以後は石油の供給量激減する状態にあるを以て石油燃燒機關車の運轉には一恐慌を來すべし。

第二四半期の輸送量に關する最近の調査に依れば、勞働國防會議制定の三億五千三百萬汽關車露里には不充足にして、之に二千一百—二千三百萬汽關車露里の増加を必要とすべく、從て是か爲め燃料の増給を圖らざる可らず、然るに石炭殊に石油の増給は到底困難なるを以て薪の計畫量一百二萬九千クボサゼンの外更に十萬クボサゼンの追加注文を發せらるべし。

六、鐵道に於ける薪の需給關係

三、一二、エコノミチスニ紙

本年度に於ける鐵道用薪の需給關係を概算すれば左の如し。

一、供給の部

- 一、一九二五年十月一日現在薪の残存高 六四四、〇〇〇クボサゼン
- 二、十月一日以後二月十五日に至る間實際に薪を鐵道に供給したる高一八九、〇〇〇
- 三、二月十五日より四月十五日迄の豫想供給高 二三五、〇〇〇
- 四、第二半期豫想供給高 一九一、〇〇〇
- 五、土地省及其他の機關より受くべき量 一五〇、〇〇〇

總計

一、四〇九、〇〇〇

二、消費の部

- 一、一九二五年十月一月より本年一月に至る實際消費高 四三〇、〇〇〇
- 二、二月より年度末迄の豫想消費高 六四九、〇〇〇

總計

一、〇七九、〇〇〇

差引残

三三〇、〇〇〇

七、燃料トラストの二月に於ける業績

三、一六、エコノミデズニ紙

一、ドン炭坑

- 一、作業日數 二十四日

二、探炭量 七千二百八十萬布度

(計畫量の一〇七、七%にして昨年二月より二千三百八十萬布度増加せり)

三、一日平均探炭量 三百萬布度

(昨年二月は二百萬布度)

四、自用消費炭量 八百二十萬布度

(總探炭量の一、三%に當り昨年二月は一四、三%)

五、石炭輸出量 五千四百萬布度

(昨年二月は二千九百萬布度)

本月の輸出量か先月に比し六百萬布度減少せるは、本月の作業日數か前月に比し少かりし外鐵道の支障にも依ることを認めざるを得ず。

六、労働者數(三月一日調にして大工場のみ)

一一八、八三四人(内探炭夫一九、四八〇人)

(昨年二月一日は九六、五九三人)

七、一人一日探炭量 二五、六布度

八、小坑の探炭量 二百萬布度

故にドン炭坑の三月總採炭量は七千五百萬布度以上となる。

二、アズ石油坑(バクー)

一、採油量 四十萬一千三百米突噸 (計書の九三%)

本年度五月間の總採油量は二百十三萬一千六百屯にして計書の二〇〇・二%に當る。

二、工場に於ける加工量 二十五萬六千二百屯

三、バクーより輸出油量 十九萬六千屯

(本年一月は二十一萬八千屯)

ウエストニツクアテイソフエニヤ第四號

第一表

八、車軸破損數及其原因

區分	年次		
	一九二二—二三年度	一九二三—二四年度	一九二四—二五年度
運輸轉中脱線	一一一	一〇〇	六〇
停車場採作中脱線	八	四	一
脱線以外	四七	六七	二二
計	一六六	一七一	八三
全運轉列車數と車軸破損を生したる列車數との%	七・一	七・八	一二・六

第二表

原因不明	區分		
	一九二二—二四年度	一九二四—二五年度	一九二四—二五年度上半期
原 因 不 明	絶對數 三四	絶對數 一七	絶對數 一七
總數との百分比	二八・三	二二・三	二二・三
舊き龜裂及毀損	絶對數 六三	絶對數 四七	絶對數 四七
總數との百分比	五二・五	六三・五	六三・五
車輪を挿入する軸部の破損	絶對數 一五	絶對數 六	絶對數 六
總數との百分比	一二・五	八・一	八・一
過熱	絶對數 五	絶對數 四	絶對數 四
總數との百分比	四・二	六・四	六・四
鐵路故障	絶對數 三	絶對數 二	絶對數 二
總數との百分比	二・五	二・五	二・五
計	一一〇	七四	七四

九、旅客列車の遅延に付て

ウエストニツクアテイッブシテエニヤ第三號

一、一九二四—二五年度第四半期に於ける長途旅客列車の遅延情況左の如し。

月	次	列車行走總距離(吉米)		平均遅延時間(分)	走行百吉米に對する遅延時間(分)
		七	八		
七	月	五、六七七、六八三	一、五三、六九五		二、七
八	月	五、九五八、三三六	一、九五、二九五		三、三
九	月	五、九〇三、七四六	二、四六、〇四〇		四、一

二、遅延の原因別調査の結果は左の如し

月	次	區分		計
		七	八	
七	月	三、三、四四五	三、三、一九〇	三、七、七六六
八	月	三、三、四四五	三、三、一九〇	三、七、七六六
九	月	三、三、四四五	三、三、一九〇	三、七、七六六

三、各鐵道別調査、走行百吉米に對する遅延時間(分)

月	九	月	八
%	〇.一	〇.二	〇.一
月	二、六八	四、〇六六	七、九〇五
%	一、七	一、五	一、四
月	一、七	一、五	一、四
%	五、九	五、三	八、四
月	二、五、四三五	二、七、七六六	二、七、六八八
%	一、〇	一、一	一、一
月	一、〇	一、一	一、一
%	三、二	三、三	三、三
月	三、二	三、三	三、三
%	九、五	一〇.一	一〇.〇
月	九、五	一〇.一	一〇.〇
計	246.040	195.295	

鐵道區分	七			八			九		
	線路の事故より	一般の事故より	存列	線路の事故より	一般の事故より	序	線路の事故より	一般の事故より	序
トムスカヤ	0.0	0.0	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0	1
サマラ、ブラトウスカヤ	0.0	0.0	2	0.0	0.0	2	0.0	0.0	2
南西、部的	0.0	0.0	3	0.0	0.0	3	0.0	0.0	3
白露、波爾的、部	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4
北西、部	0.0	0.0	5	0.0	0.0	5	0.0	0.0	5

西 部	十 月	カザン、オロネーヂユ	スイズランウヤシマ	タシケン	北 部	南 部	北 部	オ 部	南 部	ベ 部	チ 部	ド 部	リヤザン	エカテリンブルグ	後 貝 加	莫斯科カザン	莫斯科クルスク	平 均
0.5	1.2	0.7	0.7	0.7	0.9	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
0.6	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
0.8	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
0.9	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.0	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.1	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.2	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.3	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.4	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.5	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.6	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.7	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.8	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
1.9	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.0	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.1	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.2	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.3	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.4	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.5	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.6	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.7	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.8	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
2.9	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.0	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.1	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.2	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.3	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.4	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.5	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.6	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.7	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.8	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
3.9	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2
4.0	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	2.2	2.3	2.5	3.2	3.4	4.6	2.2

一〇、自動空氣制動機に變換

三、二四、エコノミチズニ紙

交通人民委員會は本年より貨車の自動空氣制動機取附作業を開始すへし、本作業に五年間に貨車約四十萬輛、貨物用機關車約一萬輛の取換を行ふものにして、總經費一億一千萬留なり。

一一、都市近郊鐵道の電化

二、四、エコノミチズニ紙

國防勞働會議は國家計畫部の作製せる、北方及莫斯科ーカザン鐵道の都市近郊鐵道電化案を認可せり其豫算とし、勞働會議は北部鐵道に一千五百萬留莫斯科ーカザン鐵道に一千三百九十萬留の支出を決定し、其年度割は左の如し。

- 一九二五―五六年 四、〇〇〇、〇〇〇 (北部鐵道三百萬 莫斯科ーカザン鐵道百萬)
- 一九二六―二七年 九、三四〇、〇〇〇

後 高 加 新	烏 蘇 里 斯	中 部 亞 細 亞	平 均
5.2	8.8	9.4	2.2
5.2	8.8	9.4	2.2
2.5	3.1	2.7	2.5
5.8	1.8	7.9	2.5
5.8	3.7	8.0	3.3
2.5	2.4	2.7	3.3
4.4	1.6	8.9	3.3
4.4	2.6	8.9	4.2
2.3	2.7	2.6	4.2



# 北滿の陸路交通

凡例

一、本書に掲載せる種類及其他貨物の出込数量は一九二四年度のものを以て陸路交通の状況はまことに東支鐵道の發行せる「北滿洲と東支鐵道」並其他部分的の各種報告書より蒐集編纂せるものなり。

## 一、概説

北滿洲には到る所勝手に附けられた野道、各村落間の里道、若しくは地方各縣の中心市場と鐵道驛を結ぶ大街道の如き性質の道路等がある、然し一般に此等大小の道路は極めて粗悪である、勿論之は地質の關係並修築し得ない幾多の原因に基くのであるが、地方により時に應じ一時的改善を加へた道路もある、然し滿洲の所謂解氷期に一度遭遇するや、忽ち舊態を失ふ迄に破壊されて仕舞ふのが常である、根本的の修繕を加へて兎に角満足な程度の状態に在る道路は、安達より拜泉縣に通ずる約八十哩の街道のみである、この外馬車の通過し得る程度の完全な修繕を加へて改善しつゝあるのは極めて短距離の少數箇所過ぎない様である、然し冬季の四五ヶ月間即ち十一月始めより二月の終り頃迄の間は河川沼澤地を間はす地上一面全く凍結するゝが故に交通の便は自ら惠まらるゝに至るのである。

之に反して夏季七八月頃所謂北滿に於ける雨季にありては全く交通杜絶を見る地方も尠く無い。

此理由に基き北滿洲の交通運輸は冬季に於て最も頻繁にして貨物滿載の支那馬車を到る處に散見することが出来る、又冬季に於ける北滿の降雪量は極めて少く平地に於ては四五寸を出づる事稀にして僅々山地に尺餘の積雪を見るも交通上殆んど障害とならざるのみならず、却て棧の運行に便し交通の便を助長して居る、夏季の交通運輸は解氷期、雨期、乾燥期により幾分の差異ありと雖も總じて輸送能率は殆んど半減さるゝか、或は全然輸送の途を絶たるゝ地方もある。

次で北滿洲の街道を利用するゝ距離の上から觀るに、先づ東支鐵道の東部線及西部線の各驛を中心として南北に散列する道路は各々其の地勢並に農業發展の状況に伴ひ、概ね鐵道線路を中心として北方又は東北に長く、南方又は西南に短い、南部線では東南方に吉長鐵道在りて東方山地の貨物を吸収し居る關係上西方に長く東方に短い、松花江流域では地勢の關係上南に長く北に短い。試みに主要なる各驛及埠頭に達する街道の利用距離を示すに。

驛又は埠頭ヨリ	方向	利用距離(哩)	方向	利用距離(哩)
昂々溪驛	東北	一八五	西南	六六
安達驛	同	一八五	同	八六
滿洲驛	同	一一九	同	七三
北滿の陸路交通				
三二				

北滿の陸路交通

哈爾濱	同	二二二	同	二二六
阿什河	同	四〇	南方	一三
烏吉密河	北方	六六	同	四〇
海林	同	一一二	同	六六
穆林	同	一〇六	同	二六
双城堡	西方	七三	東方	四〇
三岔河	同	一〇六	同	六六
陶賴昭	同	一〇六	同	六六
密門	同	一一九	全	七三
三姓	南方	七九	北方	三三
佳木斯	東方	一〇六	全	三三
富錦	南方	六六	全	三三

此等街道の態形に大体に於て東支鐵道線路を基點として直角的に走る傾向を帯びた所謂鐵道の培養道路を形成して居る、此外東支線又は松花江の水路に對して斜めに走るもの、並に之れと並行し地方的の聯絡を形成するもの又は哈爾濱、長春の如き中央大市場と地方とを接続するもの、地方中心市場と附近村落を結ぶ里道に等しきもの等がある。

二、道路の分布

北滿洲に於ける道路の分布状態は大体概説に於て述べた通りであるが、更に細別して之を窺ふに。

- 第一種 東支鐵道主要驛を中心とするもの
- 第二種 東支鐵道に斜向又は並行するもの
- 第三種 松花江の水路に沿ふもの
- 第四種 各縣中心地點を連絡するもの
- 第五種 其他道路

第一種に屬する道路

東支鐵道西部線に於ける此種の主要道路に左記のものがある。  
齊々哈爾を中心とするもの

イ、嫩江縣より齊々哈爾驛に至るもの(約一四六哩)

此街道は黒河及ブラゴウエヌチエンスクに至る街道の一部を形成し嫩江の流域に沿ひ、漸次小興安嶺峠を上る、夏季嫩江航行の戎克船と運輸交通上の競争を爲す。

ロ、景星縣より齊々哈爾驛に至るもの(約五三哩)



景星縣附近の農産物搬出路であり、且つ齊々哈爾より蒙古に通ずる街道中の一つである。

ハ、拜泉縣より齊々哈爾驛に至るもの(約一二〇哩)

現在拜泉縣地方の農産物は主に安達方面に吸収さるゝ傾向なるも、時に商機(工會)により齊々哈爾に向け運送さるゝこともある、然し元來此街道は軍道として重きを爲したものである。

ニ、洮南より齊々哈爾驛に至るもの(約一八八哩)

現在工事中の洮齊鐵道は此街道に従ふものにして該鐵道竣工の曉は街道の價值も當然減殺さるゝ運命に在る。

此等諸道路により齊々哈爾驛に出廻る穀類の年額數量は七萬噸乃至八萬噸である。

安達驛を中心とするもの

イ、拜泉縣より安達驛に至るもの(約七九哩)

此街道は北滿の道路中一異彩を放ち、拜泉縣地方の農産物は大部分此街道に依て搬出され頗る良好な状態を持續して居る。

ロ、青岡縣より安達驛に至るもの(約四六哩)

ハ、三道溝より安達驛に至るもの(約九三哩)

ニ、望奎縣より安達驛に至るもの(約七九哩)

ホ、海倫縣より安達驛に至るもの(約一二二哩)

此等諸道路により安達驛に出廻る穀物數量は年額三十四五萬噸に達す。

滿溝驛を中心とするもの

イ、蘭西縣より滿溝驛に至るもの(約二〇哩)

ロ、三道溝より滿溝驛に至るもの(約九九哩)

ハ、肇州縣より肇東縣を経て滿溝驛に至るもの

此道路は長春に通ずる街道の一部を成し、往年長春仕向の馬車輸送に利用された歴史を持つ。

此等諸道路により滿溝驛に出廻る穀類數量の年額二十萬噸以上である

對青山を中心とするもの

イ、呼蘭縣より對青山に至るもの(約一〇哩)

ロ、肇州縣より對青山に至るもの(約六六哩)

ハ、小榆樹より對青山に至るもの(約一三哩)

ニ、蘭西縣より對青山に至るもの(約二四哩)

此等諸道路により穀類の運搬さるゝ數量は年六萬噸内外である。

其他驛を中心とするもの

イ、林甸縣より小河子驛に至るもの(約二六哩)

林甸附近より産出する穀類及乾草等の搬出路である。

ロ、肇東縣より宋站に至るもの

ハ、索倫より海拉爾に至る北方露支國境に連通するもの

ハ、索倫より海拉爾に至る北方露支國境に連通するもの

ハ、索倫より海拉爾に至る北方露支國境に連通するもの

ハ、索倫より海拉爾に至る北方露支國境に連通するもの

ハ、索倫より海拉爾に至る北方露支國境に連通するもの

ハ、索倫より海拉爾に至る北方露支國境に連通するもの



哈爾濱を起點とする里程

呼蘭	約 一三哩	巴彥	約 六二哩	阿城	約 三〇哩
綏化	同 七三哩	蘭西	同 四三哩	太平莊	同 三〇哩
海倫	同 一四六哩	望奎	同 一三六哩	長春	同 一九九哩
慶城	同 一二二哩	賓州	同 五三哩		

哈爾濱—海倫街道

此街道は海倫—綏化街道(約七三哩)綏化—呼蘭街道(約六〇哩)及呼蘭—哈爾濱街道(一二哩)を接合して成る。此等街道の途中には交通不便の場所數箇所在りて雨期と乾燥期の別無く頗る難道である。然し經濟上の價値は重大にして此等地方の農産物殊に大豆の年産額は最近約三十萬噸(海倫縣約十萬噸綏化縣約十一萬噸、呼蘭縣約九萬噸)内外に及び冬季哈爾濱其他鐵道沿線に向け搬出さるる量は約十五六萬噸を算し、又一旦綏化を中繼地點とする慶城—綏化街道(約四三哩)は比較的舊道に屬し、一八八六年に建設されたものであるが、慶城縣大豆年産額約三萬二千噸の内約二萬二千噸内外の量も此街道を通じて搬出される、更に呼蘭を中繼地として此街道に結合するものに蘭西を経過する望奎—呼蘭道、(望奎—蘭西間約九三哩、蘭西—呼蘭間約三二哩)と松花江左岸に沿ひ遠く佳木斯を経て富錦に通ずる巴彥—呼蘭街道(約四九哩)とがある、望奎、蘭西兩地方は概して對青山滿洲方面に密接な經濟的

關係を有するも哈爾濱仕向けとして冬季搬出さる大豆は望奎地方より約三萬五千噸、蘭西方面は約一萬七八千噸内外と聞く、又巴彥縣大豆年産額は約八萬噸にして冬季呼蘭經由哈爾濱仕向けの陸路輸送は約三萬七八千噸云ふ、依て該街道殊に呼蘭—哈爾濱間の街道は毎年冬季大車の往來頻繁を極むる状態である、又支那官憲及商人等舉て海倫—哈爾濱間の鐵道敷設問題を提唱せるに徴しても經濟上重要な價值を有す道路たるを窺知する事が出来る、尙近來結氷期間中旅客往來の爲め自動車の運行を見る。

哈爾濱—賓州街道

此街道は松花江右岸に沿ひ三姓方面に通じ、冬季間哈爾濱に向け大豆約一萬三四千噸の馬車輸送を爲す、又三姓方面往來の旅客自動車輸送の要道である、夏季に於ける交通は途中二三箇所濕地に防げられ道路としての價值に乏し。

哈爾濱—阿城街道

阿城—哈爾濱間には經路を異にする二條の街道在るも熟れも交通頻繁ならず、單に穀類出廻期間中小量の大豆其他穀物の馬車輸送を見る程度のものである。

哈爾濱—太平莊街道

此街道は單に太平莊附近—哈爾濱—松花江右岸に沿ひて結合するに止まり道路として特記する程の價

値無し。

哈爾濱—長春間の街道は第二種の東支鐵道に並行する街道の記事に記載す。

東部線に於ける此種の道路

イ、賓縣より阿什河驛に至るもの(約四〇哩)

ロ、南方拉林より阿什河驛に至るもの(約一七哩)

ハ、同賓縣より烏吉密河驛に至るもの

此街道は松花江と東部線を聯結し蛟蜒河に沿ひ方正縣を経て同賓及烏吉密河に通ずる約六〇哩の道路である。

ニ、南方龍王廟より烏吉密河に至るもの(約二〇哩)

ホ、南方龍王廟より一面坡驛に至るもの(約二六哩)

ヘ、牡丹江に沿ひ南方安より海林驛に至るもの(約二〇哩)

ト、牡丹江に沿ひ北方三姓より牡丹江驛に至るもの(約一六五哩)

チ、密山縣方面より穆稜及馬橋河驛に至るもの

リ、東寧より小綏芬驛に至るもの

此等諸道路の大部分は山地を通過するが故に至る所險阻なる急坂又は溪谷に防げられ、且つ屢々溪流

を以つて遮断され運輸交通上妨からず打撃を蒙りつゝあるも、東部線出廻りの穀類は概ね此等道路により搬出されて居る。

南部線に於ける此種道路

- イ、阿城より双城堡驛に至るもの(約四〇哩)
  - ロ、松花江岸の長春嶺より双城堡驛に至るもの(約四〇哩)
  - ハ、拉林河上流の商業地拉林鎮より蔡家溝驛に至るもの(約六〇哩)
  - ニ、西方長春嶺より三岔河驛に至るもの(約六〇哩)
  - ホ、東方榆樹より三岔河驛に至るもの(約三三哩)
- 此道路は延長路として五常縣に通ず。
- ヘ、伯都納より陶賴昭驛に至るもの(約七三哩)
  - ト、伯都納より密門驛に至るもの(約七九哩)
  - チ、德惠縣より密門驛に至るもの(約一哩七)

此等諸道路は總て穀類の搬出路たる以外に冬季自動車の往來するもの漸く多し、

第二種に屬する道路

東支鐵道線路に並行する道路中最も重大なる意義を有するものは南部線に沿ふ哈爾濱—長春間(約

一九九哩)の街道である、其経路及道路状態の概略を窺ふに

哈爾濱—長春街道

哈爾濱—長春間を結ぶ道路は數條在るも最も利用率の多き道路は普通甯路北路と呼はるゝ二條の街道である。

イ、南路(東支線の左に沿ふもの)

徑路 哈爾濱—双城堡—朱山—石頭城子—老少溝—張家灣—双山子—太平山—長春。

ロ、北路(双城堡より東支線の右に沿ふもの)

徑路 哈爾濱—双城堡—朱山—小四號—三家子—靠山屯—萬金塔—農安—小黑龍—長春。

此等街道の途中は拉林河、松花江の河川横断して夏季の交通は至難とされて居る、冬季と雖も夏期に於ける農家の耕作用道路が穀物搬出の馬車隊の爲め自然的街道を形成するのである、依て年毎に多少其位置を變更さる、然し此等街道は北滿の中心二大市場たる哈爾濱、長春を結合するが故に、北滿一帯の其他地方的街道と聊か其趣きを異にし最も重要視されて居る、即ち地方各縣より鐵道沿線主要地に通ずる街道は概ね穀類搬出を主とし雜貨を歸り荷とするに反し、長哈間の街道は長春より北行する雜貨を主とし穀類は殆んど歸荷とするの觀かある、殊に東支鐵道運賃政策の如何に依ては時に大量貨物の馬車輸送が敢行さるゝのである、現在東支鐵道商業部は南滿方面の主要地に出張所を設け極力。

該街道上の馬車輸送防止に努力しつつありと聞く、蓋し依然として其輸送は根絶し難い状態である。本年一月中旬に於ける東支と護路軍間の紛争確執に依り約一旬半に亘る南部線の交通杜絶に際しては忽ち旅客用自働車の運行を看るの外堆貨物に對しては馬車輸送が行はれたのである。西部線に並行する道路は齊々哈爾濱―林甸―安達―蘭西―呼蘭―哈爾濱を結ぶ街道(約一九〇哩)である往昔は哈爾濱と此地方中心市場相互間の連絡及貨物輸送に相當利用されたこともあるが、現在に於ては餘り其價値が無い様である。

尙齊々哈爾濱より西北に延長して海拉爾に至る道路がある、此道路は齊々哈爾濱以北の各驛を結び或は單に家畜逐送に利用さるゝ位の程度のものである。

斜行して鐵道線路に交叉する道路は、哈爾濱、長春、南部線の各地方隨所に之を見ることが出来る、安達地方及齊々哈爾濱地方の一部は拜泉縣より青岡縣、蘭西縣及呼蘭縣を通ずる道路によりて哈爾濱と連絡して居る、此道路の東方には興地の各縣(海倫縣、綏化縣等)に通ずる道路が聚合して居る、此等の各地には各々長春若しくは南部線の各驛に通ずる道路がある、此種の道路を示せば林甸縣、拜泉縣、青岡縣、綏化縣等より發し小河子、安達、滿溝、對青山等各驛附近で鐵道線路を横斷し肇東縣、肇州縣、伯都訥、長春嶺、岱吉其他松花江沿岸の各地を経て双城堡、長春間の南部線各驛に達するものである。

東部線方面からは阿城より双城堡、又は榆樹縣、德惠縣を経て密門に達するものが其主なるものである。

### 第三種に屬する道路

松花江系水路に沿ふ道路は數條あるも哈爾濱を起點として松花江下流地方に向ふ道路に左右兩岸に沿ふ二條の道路が其主なるものである、即ち右岸に沿ふものは賓洲、方正を経て三姓に通ずるもの左岸に沿ふものは呼蘭、巴彥、木蘭、通河を経て遠く佳木斯、富錦に達するもの等である。

然し此等道路の價値は松花江河運の輸送力を冬季に於て補充するに過ぎないのである。

### 第四種に屬する道路

北滿洲に於ける各縣都又は商業的中心地に相通ずる道路は概ね年毎に多少とも其方向轉換を餘儀無くされて居る。

即ち解氷期の道路破壊又は馬賊の出沒状況如何に因ることが多い、爲めに或時は近路の便を得、或場合には遠く迂廻せねばならぬこともある。

従つて各地方間の里程等正確に示すことは困難である。

### 第五種に屬する其他道路

一、吉林を中心とする主要道路に次の道路がある。

イ、吉林—長春街道（約九九哩）

吉林、長春間の道路は三條に分れて居る、然し現在最も重要視されて居る道路は吉林より九站、樺皮廠、娘々廟、土們嶺、營城子、放牛溝、卜倫を経て長春に至る街道である。

ロ、吉林—榆樹街道（約九〇哩）

此道路は往年の所謂吉林—愛琿街道の一部を成すものにて烏拉街、法持哈站、秀水甸子を経て榆樹に至り、榆樹より陶賴昭に通じ更に延長して伯都訥を経て愛琿に達するのである。

ハ、吉林—寧安街道（約二六五哩）

此道路は往年の吉林—三姓街道の一部を成す。吉林を發し額穆を経て北上して寧安に至る、此街道一帯は山岳丘陵及河川の渡渉等車輛の通行に困難なる箇所多く現在は自然の廢頽に委す。

ニ、吉林—局子街、—間島街道。

此道路は吉林—寧安街道の途中額穆にて分岐し敦化、局子街を経て間島に至るものである然し途中濕地又は波狀形の土地を有し疎水悪くして夏季の交通頗る困難なる爲其の豊富なる木材の搬出も爲めに容易ならぬ状態である。

近く起工さる、吉敦鐵道も恐らく該街道に並行して敷設されると思ふ。

二、吉長鐵道沿線に至る相當價值を有する道路は榆樹縣及德惠縣より發し下九台及樺皮廠に出する道路である。

三、長春を中心とする各道路は東支南部線及吉長線に沿ふもの以外に農安より至る約三九哩の穀類搬出道路がある。

三、改修道路

四、蒙古に通ずる一街道として洮南より伯都訥に通ずる約一一六哩の砂漠道がある。

過去數年間に於ける北滿の開発進展は實に目覺しきものがある、然るに地方陸路交通上の施設即ち主として道路の修築或は改築等を組織立つて行へる地方ある事を未だ嘗て聞かないのである仮りに修築された箇所在りとするもそれは單に必要に迫られ、臨時に部分的の修築を爲せるに過ぎないのである、其大部分は自然の成り行に放棄されて居る、然るにかゝる交通上の施設に對して兎角無頓着な支那官民も時勢の要求に促され地方繁榮策の第一歩として漸く交通施設熱を昂めて居る。

最近の一例として東支東部線の烏吉密河並に一面坡兩地の官商民が從來南部線の穀類出廻り勢力範圍である五常縣地方の穀類吸收の一策として互ひに該地方に通ずる道路を改修した事である。

當初烏吉密河官商は東支鐵道に建築し相協力して昨秋出廻期迄に烏吉密河より五常に通ずる藍彩橋、小山市附近並に龍王廟に至る約二十六哩間の改修を爲せるも工事は極めて不完全なものであつた即ち道幅約二間土盛、切割或は橋梁を架し露支里程標を建つる等當地方稀に見る文明的道路の形式を有するも

雜林地を開墾せること、とて草木の株根至る處に突起し居り自動車は無論のこと馬車の通行も又困難にして當初の計畫は全然失敗に歸したのである、然し本年度更に道路の手入れを爲しその完成を期する模様がある。

之に對し一面坡の官商民は對抗策として大要左記の具体案を東支鐵道要路者に提出したのである。

(一)當地の盛衰に大影響を及す如き不公平なる烏吉密河—五常間道路改修計畫を廢棄せられたし。

(二)若し廢棄し難ければ當地に對しても五常間道路改修の爲相當の援助を與へられたし。

右二案提示交渉の結果東支鐵道は第二案を採り東支當事者に於て設計監督を引受け且つ費用一萬二千元の豫算に對し八千元を負擔すとの契約成立し直ちに工事を開始し穀類出廻期迄に一面坡より龍王廟に至る(約二十八哩強)間の改修工事を了し始んと完全なる馬車道路の實現を見此間從前より約二日間余を短縮することが出來たのである。

一面坡の特産商は該道路完成を機とし取引状態を積極的に變更し南部線出廻範圍を大いに侵蝕した様である。

試みに前年度と本年度の一面坡驛出廻穀類數量を比較するに

出廻地方名	地物	五	山河屯	向陽山	合計
小山子	藍彩橋	五	山河屯	向陽山	合計

計年度	(一九二四年物)	(單位露貨車一千布度)
本年度	(一九二五年物未出運數を含む)	(右)
817	978	
1,500	1,000	
1,100	600	
150	50	
300	—	
300	—	
4,167	2,628	

#### 四、道路交通機關

##### イ、概況

從來南北支那の交通状態を區分表明する標語に南船北馬の語が傳へられて居る、南支那は疾く河運開け小河と雖も舟楫の便ありて運輸交通は鐵道に依る外、殆んど河川に之を求むる状態なれ共之れに反して北支那殊に北滿洲に於ける河川は松花江系の水路を除く外概ね河床高く降雨の際一時的河川の體を爲すに過ぎず、又舟楫の便ある河川と雖も約半歲に亘る結氷期は交通機關としての利用率は甚だ低く、從つて運輸交通の主役を演ずるものは鐵道以外に陸路の支那馬車即ち大車、小車及馬背による機關に俟たねばならぬ状態である、然るに北滿開發の進展に伴ひ自然的趨勢として自動車の運行を誘致し、陸路の交通機關として漸く世人の注意を惹くに到つたのである。

##### ロ、馬車

#### 馬車の種類及構造

北滿洲に於ける馬車の種類には大車と小車の二種がある、大車とは普通の荷馬車にして車体は凡て椗等に依つて作られ車軸は車輪と固着して共に迴轉する二輪車である、其椗棒間に比較的強力な主馬と其前方に騾馬をつけ馬車の重量に依つて騾馬の頭数は異つて居る、通常騾馬は三頭か六頭で時には十二三頭を附けることもある、又馬の代りに騾馬を附けることもある、馱者は一名乃至二名を附けて居る。小車とは乗客用にして邦人の俗に謂ふ幌馬車である、蒲筵製の日覆を付けた車軸不迴轉の二輪車で車体は凡て木造りの粗雑なものである、道路の如何により曳馬の頭数は異なるも普通二頭乃至三四頭の馬を附ける時としては牛を附ける事もある。

## 馬車の能力

大車の冬季結氷期に於ける積載量は距離の遠近により相當の差異あれ共、普通二頭に付二十二、三布度内外の割合にして七頭曳き一台の積載量は百五十布度内外即ち約二噸半見當である、然し運行困難な夏季に於ては四割乃至五割に半減されて仕舞ふ。

其速度は冬季間一日二十五哩乃至三十五哩空車の場合には四十哩を越ゆることもある。

小車の運行も季節又は道路の良否に依り一定せぬが乗客は二三人限度で其速度は一日四十哩内外を普通として居る、臨時的の貨物輸送を爲す場合は一台の積載量一噸以内である。

## 馬車輸送

北滿に於ける馬車輸送は東支鐵道と密接な關係を保持して居る、而して多くの場合鐵道の培養線たる立場に在るが時には鐵道の脅威的立場となることもある、即ち各地方と東支線の各驛又は松花江系の埠頭を往來する近距離輸送は前者に屬し東支沿線地帯より隣接他鐵道に向ふ、所謂遠距離輸送は後者に歸するのである。

翻て從來北滿洲の農民は各自耕作用の家畜、即ち牛、馬及騾馬等を所有し其家畜は夏季に於ける農繁期を過ぐるに共に空しく飼養され農夫又徒食して時日を空費する状態なので僅少の馬糞代及日當賃銀を獲れば足るものとし、一方自己の必要品購入或は繁華な都市見物等の希望も手傳ひ極めて低廉な勞銀に甘して輸送に従事したのである、尤も之は歐洲大戰前迄單に農家の副業的勞働と見做されて居た爲め、輸送貨物或は収入も一定したもので無く、之を本業として營む者もなく又鐵道に對して脅威を與へる丈の價値も無かつたのである、然るに歐洲大戰勃發と共に馬車輸送の價値は全然變化を來したのである、當時東支鐵道の運輸能力は悉く軍事輸送に奪はれ沿線至る處非常な堆貨を見るに至るので荷主は遂に何等かの手段を以つて之を救済せんとし眞劍に其方法を考究した結果漸く組織立つた馬車輸送發達の端緒を得たのである。

即ち近距離馬車輸送は漸次遠距離輸送と變じ爲め、専門の馬車輸送業も出來之に必要な事務所及組合も出來、或は地方の大車店、小車店も俄に輸送用の家畜及馬車を備へ馬夫を雇備するに至つたのである。



其後一九一九年に改正された東支の高率運賃政策は一層該輸送を助長して其全盛期を出現せしめたのである、然し一九二一年以後東支鐵道の懸命なる對策により馬車輸送の通路は漸次變更し其距離を短縮するに至つた、之は寧ろ當然の状態にして其距離の延長する場合は必ず自然に逆行する何等かの原因が存在して居るからである、最近の事件である彼の東支鐵道と護路軍間の紛争確執により南部線の交通は約一旬半に亘り杜絶された爲め國際運送哈爾濱支店は臨機の處置として商民の利害を酌量し採算を離れた長哈間の馬車輸送を敢行した如き適例がある。

斯く特殊事情の起らざる限り現在の馬車輸送は概ね近距離輸送に従事する傾向である。

#### 馬車輸送の組織

馬車輸送の組織は近距離の場合と遠距離の場合等に依て異つて居る、前者の場合は農夫自身の所有貨物を自己の馬車に依て運搬すること多く商人の手に依て行はるゝことは稀である、後者の場合は多く馬車頭の手を藉りて輸送するのである、此場合荷主と馬車頭間に輸送上の諸條件及輸送値段の契約が締結される、馬車頭は必要に應ずる丈の馬車を集め馬夫の信用程度其他を保證し、荷主と契約せる賃銀中より幾分の歩合を取り輸送中貨物の保全に關し絶對的責任を負ふのである、時に馬車輸送隊と一緒に屢々荷主の番頭が同行することもある、馬車頭の責任には何等變り無い事が普通である、荷主は馬車頭との輸送契約成立後輸送委任狀及貨物送狀、收税局納税の爲めの貨物證明書等を馬車頭に交附し其寫しは

馬車頭署名の上荷主に交附するが例である、途中馬賊の被害に關しては(荷主馬車頭間の契約如何にも依る)荷主、馬車頭相互折半負擔とするが普通である、又沿道に於て通過税納入を必要とする場合は皆該馬車頭に依り手續さるゝもので其税金も荷主との契約如何による輸送費に含める場合と之を別離し運賃と別計算にする場合の二種がある、之は馬車頭の打算上から來た習慣にして容易に脱税の機會あるを知り前者を利益として歡迎する。

荷主は時により運送店、糧棧、或は大車店の手を経て託送する場合もある、然し此等輸送業者は矢張り馬車頭の手を藉るが常にして唯此場合異なる點は單に輸送業者が荷主に對して受託物の全責任を負擔するが故に比較的安心し得るのみである、馬車頭と輸送業者間の關係は前述の状態と何等異なる處がないのである、

#### 馬車輸送と歸荷

鐵道諸驛に穀類其他貨物を搬出した馬車は屢々食鹽、石炭、麻袋、棉布、砂糖其他の雜貨を載せて歸る、然し此歸途に積載する所謂歸り荷は搬出される穀類に比較して殆んど問題にならぬ程少量なものである、大部分の馬車は空車で歸つて居る、唯に哈爾濱、長春間は聊か他地方と其趣を異にして居る、即春長より北行する雜貨類輸送が主要目的にして歸途穀類を運搬して行く、之は久しき以前より持續された状態にして平常長哈間馬車輸送の絶へざる主因を爲すものである、之が爲め東支鐵道當事者は其對抗

策として北滿向け貨物の仕出地たる主要地點即ち大連、營口、奉天、長春、或は天津方面に遼東支商業部出張所を設け、銳意之が防止に努力を拂つて居る。

馬車輸送の運賃

北滿に於ける貨物の馬車輸送運賃は場所と時機に依て異なるが故に、一律に採算を許さぬものである。然して又運賃は相場の変動の甚だしい官帖建である、加之穀物計量は各地共其容量を異にする石單位にして之を重量に換算する爲めには時期と地方の異り毎に何回となく測定せねばならぬのである、比較的標準の付け易は長春―哈爾濱間の運賃と雖も區々にして正確な標準を保し難い。從て其途中に要する經費を計算して運賃原費の推測に俟つより外に方法がないのである。

ハ、自動車

北滿洲に於ける陸路交通の一機關として地方的に自動車の運行を見たのは近來のことである、其運行期間は小數の箇所を除き悉く滿洲の所謂乾燥期と結氷期中の約半歲の間である、從て運行可能範圍は極めて廣汎にして一部山岳地方を除けば河川、沼澤地、畑地の區別無く到る處運轉不可能なるは無い、車輪の行く所即ち之が道路となり隨意に徑捷の道路方向を定め得らる譯である、然し現在の状態は専ら旅客輸送のみ限られ貨物輸送の域には達して居ないのである、尤も之は北滿現在の運輸交通状態より推測して運輸費の極めて低廉な支那馬車(大車)に對して採算上到底其敵たり難いのである、即

ち北滿の運輸主要貨物は農産物である、該貨物は概ね運賃負擔能力に乏しく且つ重量貨物である、加之季節的道路の變化等總て自動車自体の能力を充分發揮し得ない状態に置かれて居る。

蓋し地方的自動車の旅客輸送と雖も未だ充分なる發達の域に達して居る譯ではない、單に旅客交通の比較的頻繁な地方のみを撰び運行するに過ぎない状態である。

自動車交通路の分布

現在北滿に於ける自動連行の中心地點及通路は左の通りである。

一、哈爾濱を中心とするもの

イ、北方呼蘭並綏化に至り更に分岐して巴彥、蘭西、海倫、望奎、慶城に至るもの。

ロ、賓縣を通過し松花江流域に従ひ三姓富錦に達するもの。

ハ、東支鐵道南部線に沿ひ長春に至るもの。

二、滿溝を中心とするもの

イ、西南肇東を経て豊樂鎮に至るもの。

ロ、北方蘭西を経て青岡に至るもの。

三、安達を中心とするもの

イ、安達站より安達縣、中和鎮、禎祥鎮、明水縣、中興鎮を経て拜泉に至るもの。

ロ、拜泉より延長路として克山に至り、更に嫩江沿岸の訥河に出で齊々哈爾黑河街道に連結するもの。

四、齊々哈爾を中心とするもの

イ、略哈爾、寧年塔、拉哈站、訥河、墨爾根、四十里河、漢帝廟—愛輝を通過して黒河に至るもの。

ロ、拜泉に至るもの。

ハ、安達に至るもの。

五、黒河を中心とするもの

イ、黒河—愛輝間。

ロ、黒河—法別拉哈河間。

六、三岔河を中心とするもの

イ、東方五棵樹を経て榆樹に至るもの。

ロ、榆樹溝、集敵を経て西北方長春嶺に至り西折して伯都訥に至るもの。

七、陶賴昭を中心とするもの

イ、東方五棵樹を経て榆樹に至るもの。

ロ、西北方五家站を経て伯都訥に至るもの。

八、密門を中心とするもの

イ、德恵に至るもの。

ロ、郭家屯、農安に至るもの。

ハ、靠山屯、清山口に至るもの。

ニ、高家店、雙廟子、太平庄に至るもの。

ホ、長春に至るもの。

九、烏吉密河を中心とするもの

方正縣に至るもの及同賓縣を通過して三姓に至るもの。

一〇、海林を中心とするもの

關家小舖、雙橋子を経て寧安に至るもの。

一一、一面坡を中心とするもの

小山子、五常、向陽山、山河屯、藍彩橋に至るもの。

一二、雙城堡を中心とするもの

五常及五常堡に至るもの。

自動車の種類

北滿洲に於ける諸道路を運轉する車体は遠距離及惡道路に耐へ得る極めて堅牢なるものを須要とせねばならぬ、然るに現在斯業に従事する者の大部分は資力の關係上此等條件を具備した優良車を運轉する事を得ず、従つて彼のフォードの如き比較的安價な車輛を最も多く使用して居る。即ち全體の四割はフォード車に依て占められ次に多數を占むるものはフィヤットである、其他カデラック、グイック、シボレー等難多な種類が混用されて居る。

使用車輛數

最近に於ける地方運轉自動車の使用車輛數は二百輛以上に達する様である、然し定期的運轉を試みて居る箇所は極めて少數にして其大部分は不定期の運轉を爲すが故に、實際運轉車輛數の算定は頗る困難である。

今地方別による使用車輛數の大体を窺ふに

- 哈爾濱を中心とするもの(地方行) 一〇〇輛内外
- 滿洲を中心とするもの 一〇輛内外
- 安達を中心とするもの 四〇輛内外
- 齊々哈爾濱を中心とするもの 二五輛内外
- 雙城堡を中心とするもの 三輛内外
- 三岔河を中心とするもの 四輛内外

- 開原路を中心とするもの 七輛内外
- 寧門を中心とするもの 二〇輛内外
- 烏吉密河を中心とするもの 二〇輛内外
- 二面坡を中心とするもの 三輛内外
- 海林を中心とするもの 二輛内外

賃銀其他

發車地	到着地	自動車交通距離(哩)	運賃(一人に付片道)(元)	所要時間	備考
哈爾濱	呼蘭	一三	二.〇〇		
同	蘭西	四三	六.〇〇		
同	青岡	七八	八.〇〇		
同	綏化	七三	六.〇〇		
同	遼奎	一三六	一〇.〇〇		
同	海倫	一四六	一六.〇〇		
同	巴彦	六六	六.〇〇		
同	三姓	一六〇	六〇.〇〇		
同	富錦	三三二	一〇〇.〇〇		
北滿の陸路交通					四七

北滿の陸路交通

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
滿洲里	齊齊哈爾	安達站	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
庫倫	黑河	安達	青岡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三	約三二二	約二五	約五三	約二〇	約二六	約二〇	約二五	約二〇	約二五	約二〇	約二六	約二〇	約二五	約二〇	約二五	約二〇	約二五	約二〇	約二五	約二〇	約二五
三、〇〇	五〇、〇〇	四、〇〇	六、八〇〇	四、六〇	六、〇〇	四、六〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
一時間	二時間半	一時間	三時間	二時間半	二時間	二時間	一時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間
四人乗	四人乗 八人乗	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二、其他

其他交通機關として馬背又は橇の如きものがある、總て旅客乗車用に具ふるものにして夏季道路粗悪の爲め小車の運行困難なる場合は多く馬背を利用する橇は冬季降雪の場合にのみ限られて居る。此の外沙漠地帯に於ては駱駝を使用し蒙古に近き地方に於ては牛車を用て居る。以上述べた處の大車、小車及其他交通機關に對する沿道の設備として、大車店、小車店、店、棧店、糧棧、店錢、尖錢、干房等がある、

大車店 貸馬車の間屋にて時には大車店自身運送に従事することもある。  
 小車店 數輛の小車を備へ馭者を雇備して客を待つものがある。  
 店 日本の所謂木賃宿の如きものである、汚穢なる陋屋に合宿するものであるが、何れも廣き庭を有し大車、小車又は馬を繫ぐ設備をして居る。  
 棧店 稍々繁華なる市鎮に在りて旅客を宿泊せしめるのであるが、元來の業務は賣買兩者の間に介

在して其取引を周旋し口錢を收得するものである、營業種目は多種多様である、  
 糧棧 主として穀類賣買の周旋を業とし時に旅客の宿泊に應ずるものである。  
 店 錢 夜食して一泊するものをいふ。  
 尖 錢 單に晝食のみをとる場所である。  
 干 房 單に宿泊のみして食事を宿屋に仰がず自炊するものを云ふ。

### 五、陸路交通と馬賊

北滿洲に於ける馬賊の横行は頗る有名なるものである、殊に比較的警備區域の廣大にして、且つ警備の行届き兼ねる北滿洲に於て其跳梁最も盛んなるものである、然して馬賊の横行が如何に北滿陸路交通上の發達に障害を與へつゝあるかは何人も容易に首肯し得る事實である、其被害の例に至つては枚舉に遑無い程のもので常に討伐隊の活動を必要としてゐる。  
 仮りに鐵道を離れて近距離の地點に旅行する場合と雖も護衛兵の同伴を必要とし又貨物輸送に際しても前途の様子を確めて後行進せざれば爲めに意外の被害を蒙ること屢々である、或る地方に一度馬賊横行の報傳るや當時は勿論沈靜後も尙暫くは被害を慮り輸送を躊躇し、時に經路の變更を行ふことさへある、而して馬賊の出現に旅客は無論總ての交通機關に對して非常な脅威と打撃とを與へて居るが殊に馬

車輸送に際しての馬車夫の恐怖は甚大なるものである、嘗て貨物の掠奪のみならず彼等にとつて唯一の資産である馬匹を奪取さるゝからである、

次に馬賊の行動は隨時根據地の變更を行ひ其横行地帯も常に移動するが故に警備に任ずる者又は討伐に向ふ者も等しく寸時の油断さへ許さぬ状態である、従つて正確なる馬賊の情勢を窺ふことは極めて困難なるも最近某所の調査に依る北滿馬賊の勢力及横行範圍は概畧左記の通りである。

北滿洲馬賊數(勢力)一四、九八五名	吉林省九、六八五名	現在行動せるもの	七、二六五名
		目下行動未詳のもの	二、四二〇名
	黑龍江省五、三〇〇名	現在行動せるもの	二、三二〇名
		目下行動未詳のもの	二、九八〇名

更に吉林省管内及黑龍江省管内に於ける情勢を表示すれば大体左の通りである。

北滿洲に於ける馬賊の情勢 (大正十四年六月三十日某所測)

#### 吉林省管内

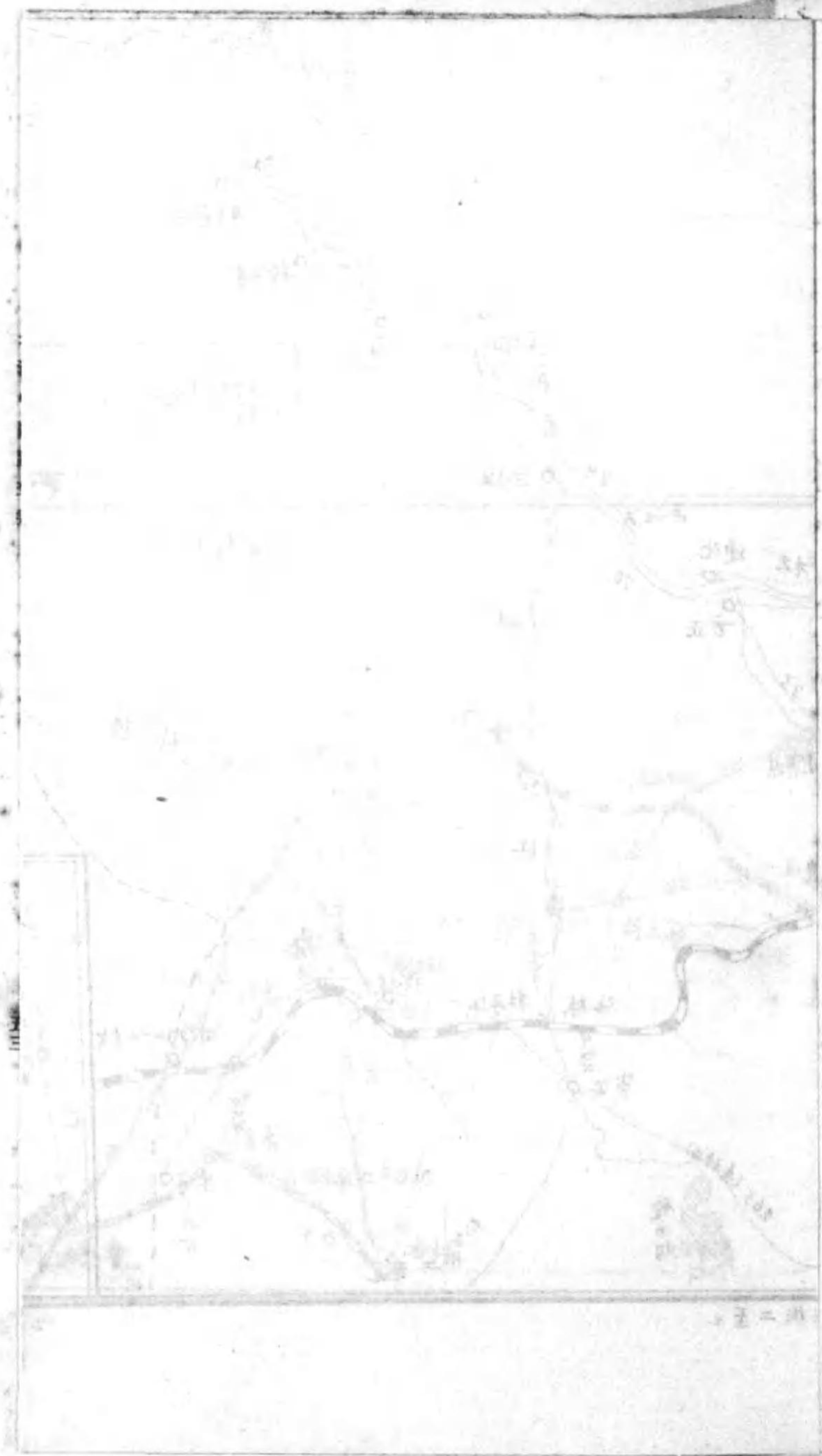
頭	目	行動地方	勢力	行	動	概	況																																						
孫	繼	武	密	山	一五〇名	密山北方七十支里の地點に根據を有し、ホケラ附近一帯を往來す。																																							
四	海	仁	今	占	中	原	外	七	頭	目	種	種	五	四	五	名	綏	後	河	上	流	又は	馬	橋	河	附近	の	山	地	に	根	據	を	有	し	、	此	地	方	一	帯	に	出	没	す。

莽中飛、海山、銀山、双龍外二頭目	率安一帶	九六〇名	牡丹江支流二道河子海林の北方山地又は鶴冠山炭礦地方及老黑山方面にそれ／＼根據地を有し、牡丹江沿岸、拉法河流域、額穆、寧安、吉林地方より北方方正、蒙沙河地方一帯に横行す。
小山	好、同、樂、山、輝、春	三〇〇名	老黑山に據を有す。
東山	好、同、樂、山、輝、春	三五〇名	樺甸縣山地に根據を有し敦化、額穆、地方に行動す。
大仲字	(王洪德) 和龍	一五〇名	臥鶴嶺、青山里地方を根據とし仁義軍と行動を共にすること多し。
仁義軍	加盟賊頭日東江、滿德、軍外十八名、其他頭目双山外六名	七〇〇名 一、七二〇名 六五〇名	秩序整然たる滿洲有数の賊團にして官兵も時に顔色なからしめられる場合もある。
紅字	南洋	一〇〇名	四泊子地方に根據を有し、仁義軍と行動を共にす。
五洋	九江龍外頭目四名	三三〇名	青山里、五家站街、四合莊地方に出沒す。
黑龍	占中華外頭目二名	同 實	烏吉密、蒙沙河地方に出沒す。
九江紅	小白龍老大爺外頭目六名	五八〇名	上記地方一帯を横行し官兵と屢々交戦す。
大文字	青林、海紅、双好	一六〇名	長興屯地方に横行し官軍と交戦せし事あり。
平	心、榆、樹	一〇〇名	大嶺鎮地方に出沒す、大文字等と共動を共にす。

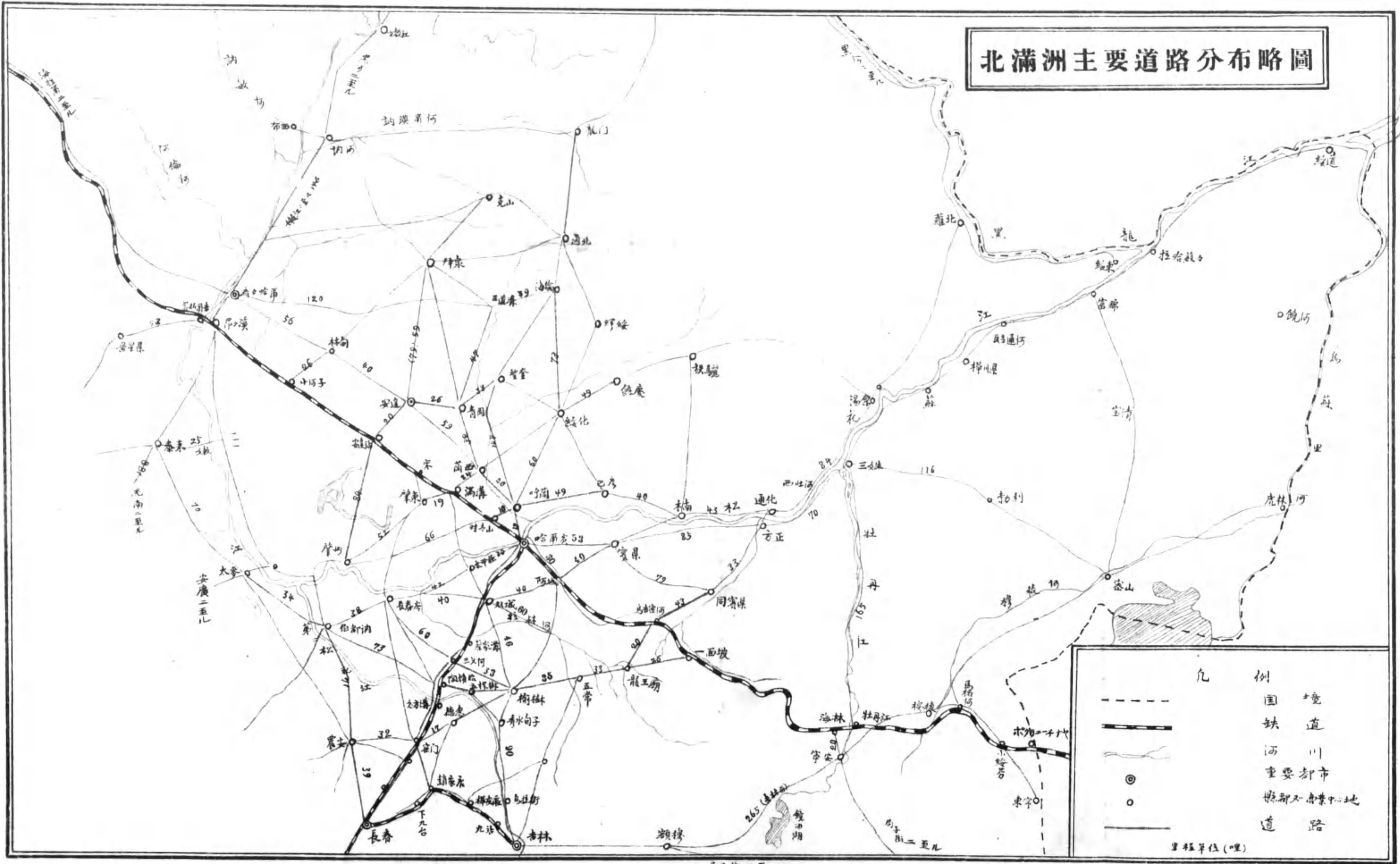
以上 頭目七十九名、人員、七千二百六十五名  
 此外戦死せりと稱し或は行動不詳のもの頭目十三名、人員、二千四百二〇名

黑龍江省管内

頭目 行動地方 勢力



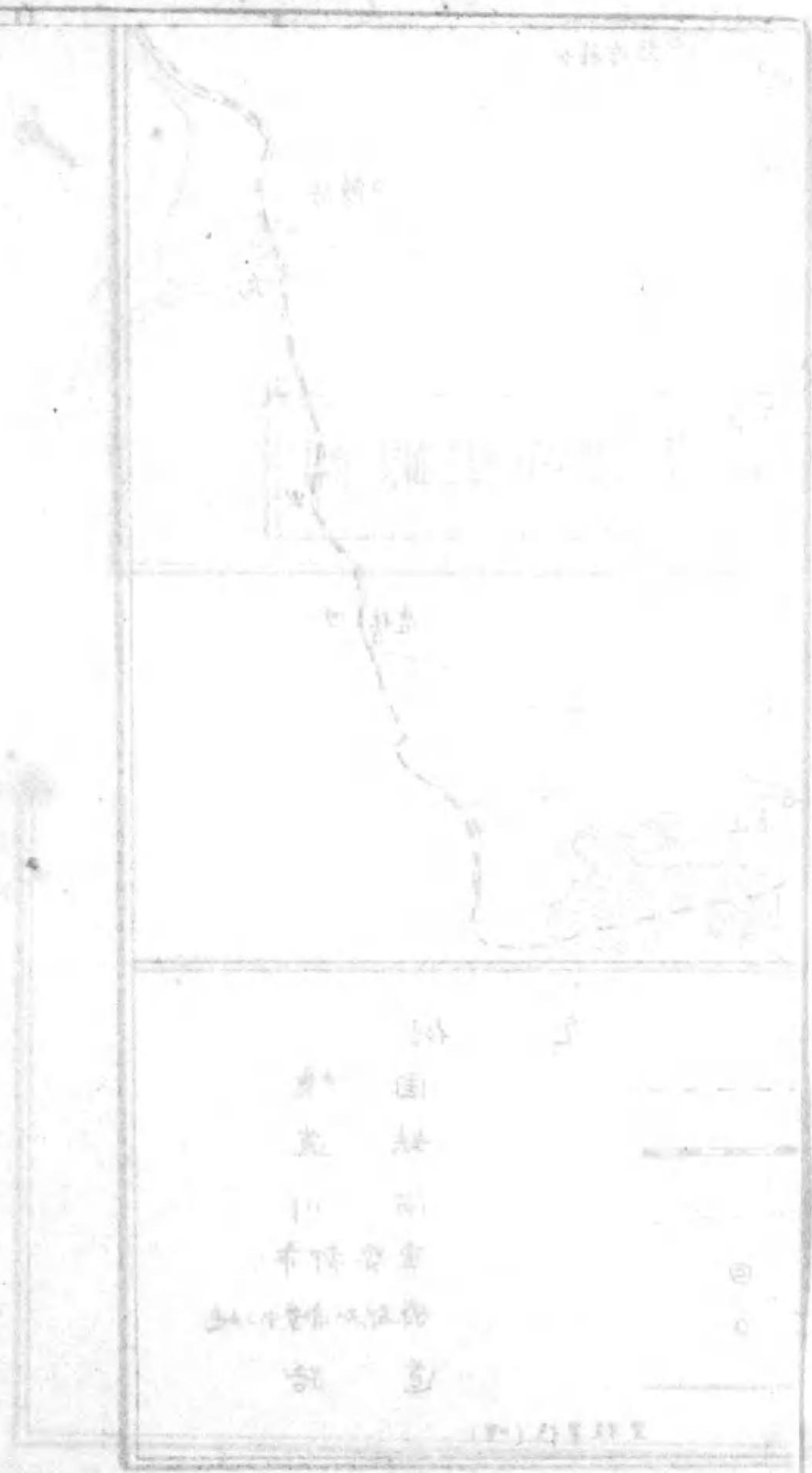
# 北滿洲主要道路分布略圖



— — — — —	凡 例
—————	国 境
—————	铁 道
~~~~~	河 川
◎	重要都市
○	縣部及商業中心地
———	道 路
里程单位(里)	

高子街二至儿





右 北 洋 通 北

浸江、芦來好、白西川外頭目五名 通河

北 來、朝 陽 慶 城

明好、靠天外頭目三名 湯原

七 國 外 頭 目 六 名 泰 來

五 國 王 呼 蘭

大 林 字、天 恩 肇 州

王 富 安、北 國、飛 龍 林 甸

以上 頭目二十九名 人員 二千三百二十名

一〇〇名 通北地方一帯に出す。

五三〇名 通河、方正、三姓方面の廣大なる地域に横行す。

四一〇名 慶城並北屯、白龍子地方に行動し官兵と交戦せし事あり。

三〇〇名 湯原、樺川、富錦等の松花江南北一帯に出没し、官兵と交戦すること屢しである。

七〇〇名 泰來地方一帯に出没し、官兵と交戦せし事あり。

八〇名 呼蘭地方一帯に横行す。

一〇〇名 肇州一帯に出没す。

一〇〇名 林甸地方及安達、拜泉地方一帯に横行す。

此外戦死説の傳るもの又は行動不詳のもの頭目八名、人員二千九百八十名。

尙其他大小の馬賊或は草賊にして全く行動の知り難きものは吉林、黑龍江兩管内に於て相當數に達する模様である。

(圖 部)

# 勞農露國の對蒙古貿易に就て

## 例言

本文は一九二五年莫斯科版、コレツキイ氏著「東方貿易と勞農露西亞」と題する小冊子中の第四章(蒙古に關する部分)を要譯したるものである。

初め原書全部を翻譯せんと欲したれども事務の都合上容れに其暇を見出さ難かりしを以て不敢取、本文のみを提出し置くこととせり。何れ機を見て殘余の部分をも漸次譯出すべきが、若し特に必要ある向きは直接原書に就て見らるべく、之れが爲め末尾に原書の全目次を掲げ置けり。

本文中の章節は原意を吸み譯者勝手に之を附せり。

(商工課員森甲)

冒頭の一覽表は本文の材料により譯者の作製したるもの

### 新舊露國對蒙古輸出貿易額累年一覽表

一八四〇年	八、五〇〇、〇〇〇留
一九〇〇	五〇〇、〇〇〇
一九〇四	五八一、〇〇〇
一九〇五	一、六七〇、〇〇〇
	(内雜物九八七、〇〇〇)

一九〇六	一、〇五六、〇〇〇(反物)
一九〇七	六五九、〇〇〇

一九〇八	(反物五〇〇、〇〇〇)
一九〇九	三二〇、〇〇〇(反物)
	一、三九〇、〇〇〇
	(反物一九〇、〇〇〇)

一九一〇	不詳
一九一一	一、四四八、〇〇〇
一九一二	四、五四二、〇〇〇
一九一三	二、六八九、〇〇〇
一九一四	一、三〇〇、〇〇〇
一九二二	一、六九七、〇〇〇

## 第一章 蒙古の概況

### 一、蒙古の地域と住民

蒙古とは杭愛山、興安嶺並に西伯利亞疆界の各山脈及び肅洲から伊爾濟期河の水源に亘る線内の全地域を指すものにして其面積二百七十八萬平方料あり。

勞農露國の對蒙古貿易に就て

住民は蒙古人、滿洲人、カルム人、支那人、キルキス人を合せ人口僅かに一、八五〇千人、支那領土中人口最も稀少の地である。

是は蒙古人が牧遊の民として領土内を彷徨し、土着の生活を送らなかつた爲である。

### 二、行政

蒙古は一九一三年以來露支條約に依り支那主権の下に自治國と認められ來つた。一九一九年支那政府は蒙古側の請願によりて其の自治を取消したけれども、一九二一年二月蒙古の活佛呼圖克圖は再び蒙古國の獨立を宣言し、次て國民革命政府が政權を掌握するに及び決定的に獨立國即ち共和國を宣言したのである。

### 三、金融組織

支那に於けると同様なるを以て茲に略す。

### 四、地方經濟

蒙古人の農業は幼稚ではあるが、全然無意義と云ふ譯ではない、又手工業も小規模に行はる、然し乍ら彼等の主たる力は牧畜に傾注せられて居る。

## 第二章 露蒙貿易の經路と其商品

西伯利亞の商業上最も主要な地點としては常に露油恰克圖に對待する蒙古側の國境都市買賣城である。此處から露國へ輸出する商品は

茶 綿織物類 羅沙 絹織物 大黃 支那産の各種贅澤品

蒙古への輸入品は

毛皮類 其の加工製品類

買賣城と支那邊境各都市と取引は、隊商に依つて行はれ、此の隊商は買賣城を出發點として庫倫（蒙古の主都）を経て張家口に至る經路に聚つて居る。

張家口は露西亞へ輸出する磚茶、小羊毛、ラクダ毛及毛皮の中繼市場であり、又は反對に露國より輸入する各種商品の取引中繼地である、同地の工業は特に意義あるものなく、住民は冬の間小羊及ラクダ毛で各種フェルト製品、絨氈地及粗末な木綿織物類少量を織上げて居る。

## 第三章 露蒙貿易の變遷

蒙古は支那から分離して以來常に露國と政治的に親善の間斷なき自然の連繫を取り、且つ露國との商業上には特に有利な條件があつたにも拘らず、露國の商工業を以て蒙古市場を征服せんとする總ての企

は常に餘り成功しなかつた。

露國商人は支那各地市場に於て支那商人との競争に負けた許りでなく、歐羅巴の實業家にも易々として成功を納めさせて居る、換言すれば蒙古の外國貿易に新競争者の根據を與へたものである。

一九一四年の歐羅巴戦争は此等外國競争者の一團特に獨逸商人を一掃した爲に、爾來蒙古市場は再び露國商人に取りて都合良きことゝなつた。

是より據露西亞は自國の製造工業を益々發達させると共に最初は支那と然る後蒙古と協商して相互間に新道を開き及び舊道を改築した、其結果露西亞は蒙古に於ける商取引及礦物の採掘に於て殆んど獨占的地位を占め得た。

當時(即ち一九世紀の中頃)露西亞が如何に活躍したかは恰克圖經由蒙古に對する輸出額が年平均八百五十萬留に達せるを見ても之を知る可きである、然るに一九〇〇年には此の輸出額は五〇〇、〇〇〇留一九〇四年にも殆ど同額即ち五八一、〇〇〇留に激減した。

日露戦争の終息と共に自然極東地方が一般に注意されるに至つて太平洋方面への露國商品の販路も増加した。

一九〇五年恰克圖を経て蒙古へ輸出された露國商品は一、六七〇、〇〇〇留である、此の當時から露國の對蒙古輸出貿易は著しく發達し漸次蒙古に確固たる經濟的地位を占むるに至つたのである、而し遺憾

なから此の状態は繼續しなかつた、即ち織物類の増加と一時増加した輸出總額が一九〇七年には全く低減して六五九、〇〇〇留と云ふ貧弱な數字となつた。

是は一九〇四年の日露戦争以來莫大の集積を余義なくされた、百姓の必需品殊に絹綿天鵝絨反物類が戦争の終息と共に一時に支那及蒙古市場へ放出された結果で一九〇五年蒙古へ輸出した絹綿天鵝絨丈けでも六〇〇、〇〇〇留以上に達した。

市場は勿論此の殺到した商品を一時に消化することが出來ず、爾後輸入は全く杜絶して、一九〇八年の恰克圖商人組合長の輸出報告書中に此年既に此種商品の項目が獨立して掲げられてない位である。其後の蒙古への輸出額は左の通りである。

一九〇九年	一、三九〇、〇〇〇留
一九一一年	一、四四八、〇〇〇
一九一三年	二、六八九、〇〇〇

最後の年の主要輸出品大別は左の通り。

一、生活必需品	七八八、〇〇〇留	二九、三%
二、原料品及加工原料品	一一〇、〇〇〇	四、一
三、家畜類	一一、〇〇〇	〇、五

四、既製品

一、七八〇、〇〇〇

六六、一

計

二、六八九、〇〇〇

一〇〇、一

一九〇五年及六年に於ける輸出額の一時的膨張は前述の通り露國機械業者が、絹綿天鵝絨及各種の反物類の莫大な滞貨を蒙古市場へ供給した爲て其價額は左の通りである。

即ち

一九〇五年

九八七、〇〇〇留

一九〇六年

一、〇五六、〇〇〇

爾後反物類の急激なる輸入減少の趨勢は次の如くである。

一九〇七年

五〇〇、〇〇〇留

一九〇八年

三二〇、〇〇〇

一九〇九年

一九〇、〇〇〇

第四章 蒙古貿易上に於ける露支兩國商人の比較

然るに支那は露西亞に代つて綿織物及絹物を蒙古に輸入する様になり、其額は官憲の統計に表はれた  
丈けでも、一九一九年一ヶ年と後に二百萬留以上である。

支那から獨立して自治を布告した蒙古は一九二二年十月二十一日露國に對し宏汎な利益を提供する條約を締結した。

當時露國政府も之に關與して蒙古へ輸出する商品には輸出入税を免除する形式で同様の便利を興へた此の外露國の商人は蒙古への輸出商品に對して國內消費税の拂戻を受けたに反し、支那商人は此等の特典に浴することが出来ないばかりか特種税、關稅及其他諸々の裸多しき税金が賦課されて居た。

斯くて官憲の統計によれば蒙古が支那商人の輸入する商品から徴收したる金額は「百分の五」税一種のみで、一九二二年中總額一、〇三四、〇九五留八一哥に達した、但し右は同年中最初の九ヶ月間に徴收されたもので、而かも蒙古政府は常に其の歳入を陰蔽するの傾あるが故に、上記の數字は尙ほ充分多額に見積る必要がある、尙ほ此外蒙古は自己の市場を露國商品にて保證されあるを知るが故に、且つ又た政治的並に經濟的に支那より解放されむことを熱望せるが故に出來る丈け支那商人に向つて壓迫を加ふるを躊躇せなかつた、一方如上の目的を助くる爲めに恰かも蒙古市場に於ける露國の勢力を強いて助長せしめむとするが如き種々の特典を露國商人に附加し續けた。

此等政略の自然的結果として支那人は猛烈に自國商品の蒙古輸出を減縮し、従つて支那商品の價格は鰻鼻に騰貴したのである。

然るに露國商人は總ての特典と優越な境遇にあるに係らず之を利用し得ず、依然として地方住民の要

求に全然適合せざる商品を蒙古に供給し續けた。

一九一二年露支兩國人により庫倫に輸入されたものは左の通りである。

(A) 支那人に依るもの		(B) 露國商人に依るもの	
一、反物類	五五〇、〇〇〇留	一、麻皮	一五〇、〇〇〇留
二、磚茶	三六〇、〇〇〇	二、既製葡萄酒類	四一〇、〇〇〇
三、其他商品	二、八〇〇、〇〇〇	其他類	五六二、〇〇〇
計	三、九八〇、〇〇〇	計	一、〇二二、〇〇〇

兩者の差違は全く明瞭である。

これは露國商人が貿易上前述の如き好都合な條件あるにも係らず毫も之を利用し得ず、却つて蒙古市場が要求せざる、而して此地方に住む少數の露西亞人の趣味に基いた商品を供給し續けたに由るのである。露人の大部は即ち官吏露國軍隊の軍屬及以前より庫倫在住の露人であつた。

何となれば元來葡萄酒や菓子類其他露國式衣服類が東方民族に全然不必要の品であることは解り切つて居る、但し露國の更紗だけは彼の有名なる支那の織物業銀布及裕連布と良く競争し得る可能性を有した。又た露國産ユフチ(上等なる幼畜の製皮)も最少し價格が廉價であつたならば全蒙古に亘りて實際よりも莫大な需要を見出したであらう。

支那商人は全居住民がコトホヌイ及エルメヌイ(蒙古人の需要する男女の履物)に對する莫大な需要あることを豫め良く研究して、蒙古境界地帯に小規模の皮革工場を設立し、露國から輸入したユフチに加工して上記の既製履物として蒙古人へ供給した。毎年露國から張家口を経て支那へ輸出されたユフチは年額二〇〇、〇〇〇留、蒙古へ輸出された土人用既製履物は一、五〇〇、〇〇〇留以上であつた。

充分に蒙古市場の要求と全く單純な住民の生活状態を研究して、其れに適合する工業を露國內に興出したならば、從來及現在蒙古外國貿易上其の第一位を占め居る支那と競争して之に打ち克つは決して難事でない。

一九一三年—一四年度に蒙古から露西亞へ輸入した數量を商品別に示せば左の通りである。

一九一三年	一九一四年
一、生活必需品	三、六% 100,000
二、原料品及加工原料品	五九、八% 598,000
三、家畜類	三六、五% 365,000
四、既製品	一、〇% 10,000
計	100,000

勞農露國の對蒙古貿易に就て

六四

絨	毛	1,160,000留	羊毛	皮	2,200,000
ウクタ毛		1,210,000	下等ノ綠茶		1,100,000
各種皮革		2,610,000	全磚茶		2,600,000
柔毛		1,130,000	乾草		1,860,000
牛酪		1,170,000	計		3,130,000
モルモット毛皮		1,100,000			

脚も全体より見るときは前年度より減少して居る、此は主として左の商品の減少に依るものである。

絨	毛	1,000,000留	下等綠茶		1,500,000
牛酪		1,000,000			

一九一四年度に於ける露國よりの輸出品は主に左の商品である。

各種織物		1,200,000留	砂糖(精製糖)		1,100,000
小麥粉類		200,000	柔皮		1,150,000
金屬製品		1,100,000	小間物雜貨		1,000,000
烟草製品		2,300,000	織物		1,100,000
菓子類		1,500,000			

露國の一般輸入額が前一九一三年の輸出額よりも約一、三〇〇、〇〇〇留増加せるは前述の通り戦争の

結果露國が東方に向つて進出したからである。

近年に於ける赤露の對蒙古貿易關係は左の通りて明かに戦前の正規の状態に迄復興し來つた事を示して居る。

一九二三―四年度に於て赤露から蒙古、烏梁海地方に輸出されたものは。

一、生活必需品		2,510,000留	四、八%
二、家畜類		1,000,000	二、九%
三、原料品及加工原料品		3,360,000	三、五%
四、既製品		3,370,000	三、七%
計		1,267,000	一〇、〇%

斯の如く當年度の赤露輸出貿易額は一九〇五年度の輸出額に達したばかりでなく、尙幾分超過して居ることか解る、輸入統計は左の通り。

一九二三年―二四年度蒙古、烏梁海より赤露に輸入せるもの。

一、生活必需品		2,110,000	五、五%
二、原料品及加工原料品		1,130,000	四、八%
三、家畜類		2,630,000	五、六%
四、既製品		2,000,000	五、〇%

勞農露國の對蒙古貿易に就て

六五

計 11,117,000 1000

一九二二—二四年度の蒙古より赤露への輸入貿易は輸出と反對に一九〇五年に比し漸く二十五%に達し居るに過ぎない。

一九〇五年	八、四六〇、〇〇〇留
一九〇九年	七、六三〇、〇〇〇
一九一一年	一〇、三〇〇、〇〇〇

### 第五章 露蒙貿易振興策

#### (一) 蒙古人の趣味と商品の價格

蒙古市場に於ける支那商人の成功を以て露國商人と比較するに前者は單に商品が非常に低廉である許りてなく、其の商品が一層蒙古土人の趣味に合致して居ることが解る、例へば食器の如き支那人は特に蒙古人の生活法及經濟狀態に適應する様に製造して之を供給して居るに反し、露國商人は全く蒙古茶器の簡單な製法を研究せず我々が常々自國にて需要する普通品即ちトウラ市製の銅製品を供給して居る従て此種茶器類の輸入が彼地に不首尾に終ることは當然である。玉蜀黍製粉機、製糖機、製茶機、製紙機、其外織物に就て見るも蒙古人の嗜好としては、例へば精緻なる機械を使用して精製した露國品よりも、

一見粗野で非常に頑固な支那製毛織物が喜ばれる。又特に重要なものは模様と色彩で之等は單に蒙古人許りてなく一般東方地方の住民に嗜内するものゝ等しく要求する處である。

要之對蒙古貿易の成功と否とは一に懸つて露國商人が果して彼等の趣味と要求、慾望と習慣的偏見にさへ適合した商品を供給し得るや否やにある。而かも彼等の嗜好及習慣たるや多少共恒久的性質を有し不斷に變化する、又た數ある流行は嘗て之を知らないのである。故に若し吾人が一つの商品に就て一旦或る種の模様又は品質を一定した以上その商品は多少共持續的期間に向つて彼等の需要を保證し得るのであるから、此の問題の解決は一層容易である。

是に於てか吾が露國の一般東方諸國に對する(蒙古を含む)輸出貿易の根本方針は左の如く決定せなければならぬ事情否な寧ろ其必要がある。即ち價格を低廉にすること、止むを得ざる場合には或る程度まで品質を單一化しても廉價にすると云ふことである。

然るときは吾が露國の商品中左記は充分に蒙古へ向つて輸出の可能がある、而して此等商品の生産に就て吾國が完全なる訓練を有することは云ふまでもない。

各種原料	氈靴	軟い長靴	エナメル	鐵及木製の碗類
編籠	蠟布	英國ピン	時計	燐寸

露農露國の對蒙古貿易に就て



煙草

其他簡單な各種の商品

蒙古との取引關係をして順調なる常態を得しむるに必要な條件として蒙古政府及全住民が赤露に對し確固たる政治的且つ經濟的親密を有することを擧げることが出来る、この一事既に蒙古をして赤露と最も密接な關係にあらしむるに與つて力がある。

(二) セレンカ河航行問題

蒙古政府は最近の決定を以て、セレンカ河の蒙古流域に於ける船舶航行計畫案を採擇した、其の計畫實現の曉は蒙古の中心地點と西伯利亞鐵道とを連絡し得て、蒙古へ供給する商品の運送時間の浪費を極度に短縮し且つ運賃率を低減し得る。即ち現行及將來船舶航行開始に至るまでの賃率の四〇%を低減し得るであらう。

斯くて吾人は蒙古との相互關係を一層緊密ならしむる上に更に一つの重要な條件を附加することゝなる。

第六章 對烏梁海貿易

外蒙古の西北部に位置し疾くに蒙古の區劃内に加へられた、烏梁海地方と赤露との貿易は右の外て同地方に對する一九二二—二四年度の取引額を商品別に示せば左の通りである。

烏梁海カラ赤露へノ輸入品		赤露カラ烏梁海へノ輸出品	
一、生活必需品	四、〇〇〇留	二、七留	三五、〇〇〇%
二、原料品及加工原料品	一二四、〇〇〇	八七、七	四三、〇〇〇
三、家畜類	一一、〇〇〇	八、四	一一、四
四、既製品	二、〇〇〇	一一、二	一一四、〇〇〇
計	一四二、〇〇〇	一〇〇	一九二、〇〇〇

烏梁海との貿易品内容は蒙古貿易に於けるものと大同小異である。

烏梁海への輸出品としては露國工業既製品、即ち綿織物、雜貨品、陶器類、砂糖、煙草及煙草製品其他である。

輸入品としては穀物、皮革及各種鑄鉄製品である。

烏梁海は採金工業を以て有名なる地方で(一九〇九年には此の地方で七五〇布度まで採金して居る)又た各種原料品の豊富な點で著名である。

毎年烏梁海市場に集る馬皮、牛皮其他毛皮類は二〇、〇〇〇枚に達し、全市場から輸出された羊毛は稅關統計の數字に依れば平均年額四、五〇〇布度を越へて居る。現今烏梁海地方及其の接壤一帯の蒙古地方から赤露に輸出する商品は羊毛一種で一五、〇〇〇布度各種毛皮四五、〇〇〇枚其他土産の金數百布

度に達して居る。

附 録

セキア、ベ、コレツキイ著

東方貿易とソウエト聯盟

全一〇三頁

見字一、緒 言

二、波 斯

五、蒙 古

三、土 耳 古

六、アフガン

四、支 那

七、ホレズム(ヒワ)

八、ブ ン ハ ラ

見字一、緒 言  
二、波 斯  
三、土 耳 古  
四、支 那  
五、蒙 古  
六、アフガン  
七、ホレズム(ヒワ)  
八、ブ ン ハ ラ

東支東部沿線地方に對する概念

緒 言

本編は大正十四年一月十五日より一週間商業事情視察の目的で東支東部沿線一面坡、横道河子、穆稜及五站地方へ出張した復命書であるが。元來同方面に關する資料乏しく調査意に任せず、内容も從つて杜撰粗笨なるを免れざるも、文献の少い東支東部沿線地方に對する概念として一應公表することとした。

一、東支東部沿線に於ける商業の沿革

本地方の商業に就いては新舊共に記録の據るべきもの尠くして、甚た研究に困難を感ずるものである。

一、古代に於ける對外貿易一般

東亞經濟局資料(十一の二)に依れば西紀七二七年(約二二〇〇年前)より約二百年間渤海國と日本との間に、年額官錢四拾萬文の廻易あり。貿易品の主なるものとしては左の通りであつた。

渤海國より日本へ

日本より渤海國へ輸出せるもの

貂 皮、 虎 皮、 豹 皮、 野生人蔘、 彩 帛、 綾 絹 糸、 眞 綿、 佛 具

渤海國の中心は今の高古塔であつた爲に、右の記録は即ち主に本他方に關係して居るものと見做すこ

とが出来る。

降つて金時代に至つては貨食の制(財政經濟)大に整ひ官私錢を鑄造し又金銀を採煉せしめて國內大いに貨幣の流通を見たのである。當時如何に商業が殷盛であつたかは固より想像に難くないのである。

更に敵國と互市の爲には、特に權場を設けて南方宋方面よりは主に雜貨類を、西部及北方よりは畜産物を輸入して居たのである。

金史に依つて見れば承安元年泗洲場大定間に於て獲所(輸入?)年額約十萬七千餘貫文、其内泗洲から權場を経て輸入されて居たものは左の通りである。

新茶 千両	金 桶 六千斤	蘇木 千斤	砂糖 三百斤	荔枝 五百斤	橄欖 五百斤
温柑 七千個	生薑 六百斤	國藥 五百斤	芭蕉乾 三百箇余	椰子 八千個	梔子 九千個

又同年同區域間に於ける輸出金額は約十二萬二千餘貫文にして、全國よりの輸出超過額約二萬五千貫文を算して居る。

輸出品目は詳細でないけれど各種の状況を綜合するに、矢張り渤海對日本の場合と同しく主に毛皮、人参、武器類であつた様である。但し金國の範圍は西は今の洮南市、南は朝鮮國境、北は黒龍江に及んで居た模様であるから、上記の數字を採つて悉く東支東部沿線地方のみに關するものとは爲し得ないけれども、其の主部は今の東京城密古塔或は阿城に在つた様に思はるゝ爲に、從つて本地方に關する貿易の大

勢を察することか出来る。

元明の頃に於ては其の状況全く不詳である。尤も元が興つて金を征した事は前後八回に及んで居り徹底的に劫掠をした爲人文殆んど絶滅に會ひ、明朝に至つて民力稍々恢復し所在に官を設けて生産を保護したけれども、素より往時の盛況には及びもしなかつたのである。

明末に至つては民力益々漲り朝規の弛緩して居る隙に乗じて、各地の酋長は大いに覇を争ひ遂に清朝に統一せらるゝに至つたのである。

清朝入關後は地理上殊更に邊鄙の地として顧みられなかつた許りてなく、後年滿洲全土を擧げて封禁に附した爲に開拓殆んど進まず、商工業亦た見るべきものなくして最近に及んで居る。

### 一、東支鐵道開通後の狀況

一八九八年(今を去る二十八年前)本地方に東清鐵道の起工を見、次て一九〇一年西伯利亞から浦蘆に至る鐵道開通するに及んで、地方の文物は初めて開明の域に進み商工業亦漸く往古の殷盛を偲はするに至つたのである。

即ち鐵道敷設工事の爲に集り來つた支那労働者を初として、沿線に散在した多數の鐵道従事員と軍隊は各種の物資に對して莫大な需要を喚起し、内外の商賈は至便な鐵路に依つて遠路より雲集し、昨夕ま

て入跡稀れであつた叢林の寒村は今朝忽然近代的文化都市の出現を観るに至つたのである。

就中浦塩の自由港制は露清國境五十露里、貿易の自由條約が最も此地方に幸したものである。

即ち歐米各國の最も進歩せる工業技術に依つて生産された各種類の商品は無税で浦塩經由自在に當地方に輸入せられ、従つて豊富な當地特産品である農産物は無税の儘露領方面に輸出されて居るのである。八十八年...

北滿地方の農業及製粉事業が夙に異様の發達を示したのは一面に當時露國兵站部の莫大な需要に左右されたけれども、尙他前約條の特典が興つて地方産業勃興に貢獻したことは經濟研究者の齊しく確認する所である。

然るに此の間此種の有望な機運も遂に露國の錯雜せる政策と時局の變遷に連れて健全な結果を齎すことなくして星霜此處に卅年に垂として居ることは一般に大いに注目研究するに値する好材料である。

其の原因の主なるもに就いて觀れば、...

一、露國が本地方と浦塩港方面との接近に努力する反面に、本地方と南滿洲方面との接近を極力妨害したこと。

二、露國が北滿一帯に支那人殖民を欲しなかつたこと。

三、浦塩の自由港及國境五十露里條約を廢棄し去つた事。

四、日露戰役後の結果か地方一般には二様に解されること。

即ち露國が此武斷壓制の方針を緩和し努めて經濟的活動の助長に變更し來つた事は良結果の一つであり、軍事政治方面の支出を緊縮して購買力を激減せしめた事は唯一時的では在つたと云へ非常に不幸の結果であつたのである。

最後に歐洲大戰及露國の革命が本地方の商工業に對して劇期的影響を與へた事は、各人悉知の事實である。試に主な點を説明すれば左の通りである。

一、露貨暴落の結果は露人企業を殆んど根底から絶滅に致し、漸次支那人か之に代つて勢力を握るに至つた事。

二、物價高騰の結果は商人利得を増大し著しく企業熱を勃興せしめた事。

三、露國勢力失墜と同時に支那側の利權回收の結果は前掲一、二項に示す支那人の活動を徒らに自由益々増長せしめ、漸く久しく沈衰の奥底に在つた凡有商業都市を興隆の機運に向はしむるに至つたのである。

### 三、最近の状況

從來東部沿線の商業に關する資料としては、鐵道の貨物輸送統計以外には殆んど見當らず、商工業の大勢を知ることが其の困難に感せられてゐたのである。故に東支鐵道と北滿洲に依つて貨物の東部沿線一帯に發着した數量を示せば左の通りである。

發送貨物數量	内 容						到着貨物數量
	穀類	木材	建築材料	野菜	畜產品	砂糖	
一九一四	九,七三二	三,五五五	一,八七〇	一〇〇	一八	四,二三四	
一九一五	二二,七四四	六,六九〇	一,三三三	二二六	一八	四,〇四四	
一九二〇	一四,一四〇	九,一九八	二,一〇二	六八	一六	三,三二七	
一九二一	一九,二三九	四,八九〇	四,一六一	二二六	二六	三,七六一	
一九二二	二八,六四三	八,八四三	六,三二八	一,五八五	二四	五,五六九	
一九二三	二五,三八七	八,〇五一	六,四三〇	三,〇六五	三九〇	八,一三三	

東部沿線中で發送貨物量の最も多い地方は左の四農業地域である。

(イ) 阿什河驛に接する阿什河地方。

(ロ) 烏吉密河―面坡驛に接する同資地方。

(ハ) 海林―牡丹江驛に接する蒙古塔地方。

(ニ) 穆稜―庫橋河驛に接する穆稜地方。

此等發送貨物の價格に就いて見れば、先づ發送穀類の全部を大豆と假定するときは、其の價格は一布度に付き壹圓七十錢(驛渡一元四〇仙)なる為地方農民の手に渡りた總額は左表の通りである。

年次	發送貨物數量	總額
一九一四年	九,七三二	六,八〇〇圓
一九一五年	二二,七四四	一五,九二〇圓
一九二〇年	一四,一四〇	一〇,〇〇〇圓
一九二一年	一九,二三九	一三,四六七圓
一九二二年	二八,六四三	二〇,〇〇〇圓
一九二三年	二五,三八七	一八,〇〇〇圓

本地方の木材の價格は後にも述べるが、年額約五千萬圓に達する。然し是は主に哈爾濱で代金決済が行はれる為と且つは企業家が主に哈爾濱に任住して居る者の多い結果で、殆んど代金の全部は哈爾濱に落ち、直接に地方農村經濟を滋すことは鮮い様である。然し其の一部分は労働者の勞銀、食糧其他となつて再び戻り來るものである。

建築材料(石材業も含む)は殆んど原價なくして唯、労働者の勞銀のみか農村地方に残る事となるのである。

野菜類以下に在つては全く云ふに足らない状態である。

尙此外公然と統計に上らない阿片賣買額が年額約一千萬圓見當のものがあるけれども、其の大半は馬賊及官兵に餘儀なく強徴されて終ふと云ふ關係から、實際に地方農民の手許に残る金額は其の半額五萬圓見當に過ぎないと稱されて居る。

此等を合計すれば其の全額は約千三百五十萬圓内外で、東部沿線一帯の人口約一百万人として一人當り年額十三圓以上になる割合である。

是は即ち地方農村住民一人當りの基本購買能力と見做して大差無い様に思はれる。尙鐵道沿線に在る住民は各種の商工業に従事し鑛工、林業の勞働者俸給生活者は其の本業の外養蜂、養畜、養禽業を熱心に營み従つて此の種副業は非常な發達をなし、彼等は收入の點に於ても購買能力の點に於ても、遙かに偉大なものがあることは一般に異論ない點である。

次に到着商品の種類に就て見れば、其の大部分は外國製工藝、雜貨品で北滿洲乃至は東部沿線各地商業地、工場で生産された商品類は極小種類に限られて居る、けれども後者は住民の必需する食料品を主とする爲に、其の數量及金額は前者よりも遙に多量、多額に昇るものである。

即ち前者に屬するものを示せば、絹綿各種織物類、既成服、履物、其他呉服雜貨、小間物類、石炭、礦油、樹脂及タール、鐵、鋼鐵原料品及其製品、石膏、石灰、セメント、皮革及生皮、フェルト、動物剛毛及絨毛、食料雜貨(米麥を除く)、鹽、鮮果、砂糖(地方産を除く)、茶煙草、燐寸、蠟燭、石鹼、各

種藥劑、各種化粧品、棉花綿、麻袋、紙、厚紙及其の製品、紐綱類、編物、各種木製品、鐵力及鐵力製品、機械類(簡單な農具類を除く)、各種鍍銀製品、藥品類、糸類、硝子及鏡類、陶磁器類及其製品、赤土燒粘土品、馬車附屬品及其部分品、文房具、書籍類等であり。後者に屬するものは主に、穀物、植物種子油、乾草其他糧秣、薪乾枝其他、木材建築材料、粘土、魚類、肉類、羊毛其他、鶏卵、獸脂、皮革、米、酒精、火酒、リキヨール、其他火酒、麥酒、葡萄酒、各種菓子類、麥粉類及砂糖類である。

輸入品の生産國は以前は獨乙又は露國を主として浦塩經由に依つて居たものであるが、現今では陶磁器、硝子及硝子器具類、鐵、眞鍮製品、荒物類、文房具、小間物類、綿糸布類の大部分は日本製品で一部分は歐米及上海品である。従て其の徑路も非常に多く大部分は哈爾濱經由に依つて居る、只だ綏芬河に在る織物類は地理的的其他税金や法規の關係から現在浦塩經由で輸入されて居る爲に價格も殆んど哈市同値である。

尙各種の商品が哈市經由で輸入される事は此地方の特産品である木材及穀類取引に於て其の代金の決済が主に哈爾濱で行はるゝ結果、地方の糧秣業が哈市に於て此等の商品を便利に仕入れる爲である。従つて一般商品の相場は哈市に比し約五歩乃至二割位高價である、本地方に於ける商業機關中其の二の特例としては東支従事員消費組合が在ること、其の活動又見逃し難いものがある、是を説明すれば左の通りである。

本組合の起源は頗る古くして、殊に歐洲大戰中に於ては異常な發達を遂げたものである、而て現今は十四ヶ所の主要驛に支部を擧げて居る外、ワゴンラフカ(車店)と稱して貨車貳輛から成り、販賣専ら貯藏車)是を單位として全線に四車店合計八車輛を運轉して絶えず沿線の中間小驛を巡回販賣し不便な中間驛の勤務者に日常必需品の供給を容易ならしめて居る外尙希冀に俟つては哈市より所要商品の購買取次の便法をも購し、一面彼等の淋しい生活に一擲の賑を興へて居るもので其の効果は益々顯著なるものがある。

故に地方に在る鐵道従事員の需要の大部は實に是に依つて補充供給され地方店舗は、僅かに其の欠を補ふに過ぎないと云ふ状態である、此の組合の内容は大畧左の通りである。

- 一、組合は東支鐵道従事員、職工、工夫消費組合と稱して本部が哈市に在る、大畧は日本製品を一、組合員たる資格は別に定む。組合定款に詳しく規定しあるも、大畧東支鐵道の従事員職工、工夫を主として權利を得る爲には一株金拾圓也の株券一口として一口以上を所有する規定になつて居る、金銀拂込の方法株券譲渡の際の手續、權利消滅の場合等に關する事項は一々右の定款に備る。
- 一、本部出張所々在地の數

本部は哈爾濱に一ヶ所、出張所は沿線に十五ヶ所ある即ち哈爾濱、滿洲里驛、札賚諾爾驛、海拉爾驛、免渡河驛、博河圖驛、札蘭屯驛、齊々哈爾驛、面坡驛、石頭河子驛、橫道河子驛、穆稜驛、綏綏河

驛 寬門驛 寬城子驛

一、營業品目

麥粉其他穀物類全部、罐詰其他日常食料品飲料品全部、肉類、牛乳、清涼飲料、火酒、麥酒類、陶磁器類、油脂類、藥品染料品、香水化粧品、吳服反物、雜貨小間物類、履物、農具、既制服、羅紗綿糸布類。尙右中清涼飲料は哈市機關庫内附屬工場で一年中を通じて製造する特製品で單に従事員の需要を充す許りてなく學校其他役所等には廉價に多量販賣して居るけれども一般住民には販賣しない、因に此の飲料水の空瓶は又工場に送付する事になつて居る。

次に沿線各林區林場に在る勞働者の必需品は主に企業士若くは林場主から現品給與を受ける場合が大部分である、爲に地方個人店舗の販賣額は極少量、從て店舗の數も非常に少い。

勿論是等林場主なり企業家が哈市方面から低廉に而も多量に購入して居ることは明である。最後に金融機關に就て見れば、東部沿線一帯には一ヶ所の銀行も亦哈市銀行の支店も存在して居ないことは全く奇異に感ずるの外はないのである、是は思ふに前述通り木材及農産物の取引が主に哈爾濱若くは其の附近で行はれ、此等決済代金の代りとして各種商品を購買輸入し輸入者は其の儘自己の各地の倉庫に貯藏して、田舎からの農産物出廻期に際して好機到來と許りに是等農産物と引換に農民に販賣供給し居る關係ある爲である、其の商品は吳服雜貨絲布綿糸類が主である。

而し稀れには各地方への送金用として支那郵便を利應して居る。以上の原因は此地方にも馬賊の猖獗甚しいものがある爲現金を所有する事が必ずしも彼等の慾望を充し得る好結果を齎らさないものとして此の危険を豫防する配慮から出て、居るものである。此の目的で必ず近き將來に何等かの改革の行はれる事と思ふ。通貨は大洋建て露支人共に吉林官帛を使用して居る。日貨(鮮銀券)は通用するもの、常に金銀相場に依り換算する爲に面倒なものと一般相場に比し二割方不利益である。

#### 四、資源 及 産業

本地方は南北に走る連峰多く至る處に小水系を横り地勢誠に錯綜して居る爲に北滿洲中央部の大平原地方に比して動植物、礦物の種類は遙かに多い、殊に雨量潤澤、地味肥沃な天恵は良く森林の繁茂したるの多く、農産物が豊饒に良く地質に適合するは實に此地方一帯を通しての一大特徴である云へる。又鐵路の西に哈爾濱、東に浦蘆、陸路の南に吉林の三大市場を控へ、地方の需要を容易に解決し得る許りてなく露領及朝鮮の北端を経て日本及朝鮮の二大海外市場及其他の各市場と交易し得る爲に、此地方一帯の天然資源の開発は最も意義あるものであり、且つ最も便利な地點に在るものである。故に沿線商工業の發達又將來頗る有望視されて居る所以である。

就中海林驛を南に百二十五支里を経て達し得る鏡泊湖の水力を利應する發電事業は現今齊しく識者の間に注目される所であり其の實現は何れ近い將來に運命付けられて居ると思はれる。本電氣事業は將來動力の供給を自由、且つ廉價ならしめて地方産業及交通の發達に莫大な貢獻を爲すと共に嘗つては渤海圖の首都として殷盛を極めた寧古塔城を初め地方一帯の文化的開發に一大照明期を齎すものである。

(一)農業 東支鐵道開通以前は沿線全地域に亘り鬱蒼たる大森林あり、畫尙暗い樹林の間は猛獸凶賊の好棲息地に委せられた感あつた爲に遠く沿線を離れた地域の開發々展は今尙進まずして可耕地に對する既耕地面積の比は先づ阿城縣の五五%を例外として全地方を通して、僅かに一〇%に過ぎない状態である。

産物の内作物の大宗を占むるものは北滿各地と等しく大豆で輸出年額豆粉は相合して約十三萬屯に達して居る、次は小麦(麥粉を含む)で全約一萬一千屯其他合計約十五萬屯内外である。

寧古塔産の小麥は品質全滿洲中で最優良のもので他地方品の製粉率約五〇%に對し七〇%を示して居る。煙草も亦非常に質優良で清朝時代には各種各方面への貢物となつて居たのである。



亞麻は最近其の試作を初め此の地方が亞麻の栽培に適することを發見した結果最近は大いに栽培し良好な成績を收めて居る從て其の將來は特に注目されて居る。

ホツブの試作も右全様成績良好で沿線の醸造工場は勿論近く在哈工場にも需要するに至り其の將來は非常に有望なると共に北滿麥酒界に一新起源を畫することも近い事であらう。

米は大正八年以來の比較的新しい歴史あるに過ぎないけれども大正十三年には穀十五萬石を收穫し得て居るのである。水利は頗る便で氣候又良く農作に適し、而て地味の肥沃なる此の三大特徴は幸に今後の水田事業の發展と擴張とを援けて無限に伸展し行かんとして居る状態は最も有望視されて居る有力な原因である。

一 阿片は元來禁制品であると官憲の方針が常に變つて據る所ない爲、其の將來を卜することは困難であるけれども、大正十一年同十二年の頃には年額約一千萬圓(一斤二十五圓として)を產出した模様で又實に見逃し難い好物である。

甜菜の栽培も亦非常に盛である。

(二) 林業 林業に就て數字を以て一般的に説明することは餘りに困難であるけれども、綏芬及穆稜兩河の上流地方のみにても尙林區面積八千萬畝に達するものがあり、其の大半は立樹が在るときへ稱されて居る。

其他牡丹江の中、上流鴨綠河流域には又曠大な森林の尙殘存して居るものがある、若し林政宜しきを得て世人又良く是に注目するに至つたならば輪伐法等に依つて永久に木材の供給を維持し得ると共に一面後説する通り我邦の行惱める木材界を救済する事を得、延ては仙人の境を刻々に文化の巷に導くことも敢て難事の様には思はれないのである。

一九二一年北滿材の總產出額は(松花江もの約二〇萬噸を除く)大約百七十萬噸(重量)で其の内東部線は八四%即ち百四十餘萬噸を占むるものである。

又北滿產材木の八五%は東支鐵道の需要するもので残りの一五%の内各半分宛を北滿と南滿て需要して居ることとなり海外に輸出されるものは殆んど見當らないこととなる。

更に用途の方面からは是を見れば北滿產材の八五%は薪で残りの一五%が建築材及枕木であつて、東部線の產出材も大体此の割合を免れ得ずして需要されて居るものである。

東部沿線に在る林業者の内主なるものは凡そ六軒、林場一五ヶ所、一ヶ所に平均二千乃至五千人の勞働者を擁し其の總數五萬人以上を算へ、產出木材の原價は全部を薪と見做して優に六百萬圓以上の多額に達するものである以て如何に豊饒であり如何に前途有望であるかを知るに足る。

而し乍ら一般北滿材の爲に考慮を要することは、立派な木材を而も斯如き大量を何時までも不經濟極る燃料に消費して居ることは滿洲の經濟上から見ても果して宜なる乎又た一方日本及朝鮮の如きは全

國民が既に久しく木材の不足に悩み抜いて居る顯著な事實あることである。

本問題に第一に代用燃料の發見、第二に木材加工業の發達と而して最後に海外輸出法及經路の選擇と云ふことに歸するけれども、是は他の鑛工商業に密接な關係がある爲に其の部門に譲ることとする。

(三)鑛業 東部沿線許りに止らず北滿洲一帶に鑛業に關する確實な調査は全く不完備で未だ何人も其の大勢を推斷し得るものは尠いと云はれて居る。

(イ)採金 金は各河川の溪谷に據つて甚だ古から採取された様で、現今ても所々に小規模の砂金採取及新礦床の探見に従事して居る者あるも全く多く論するに足らない状態である。

(ロ)石炭 其の分布は甚だ廣く且つ埋藏量も莫大なもの、様で沿線殆んど至る處に露頭を見受けるが、大体西部方面は褐炭多く東部方面には良質の黒炭が埋藏して居る様である。

現在操業中のものは東部穆稜河上流地方に僅少の地方的需要に應ずる爲土式に依るものあるのみで、嘗て日露戰爭當時鐵道の機關車用として烏吉密河驛附近の褐炭を採掘し居た模様あるも其後は廢坑となり現今では何人も顧るものない状態である。

一面坡附近にも兩三年前褐炭の試掘を實施した模様あるも其の結果未だ不明である。東部穆稜河の上流に就ては約二十年前から黒炭の存在する事實宣傳せられ屢々内外人技師の踏査を見なければ何れも結論を見るに至らずして終つて居る。而るに大正九年東支鐵道は非常な意氣込で同地

方に採炭を試み、其結果遂に自信を得たものらしく、露亞銀行の大株主スタヘーエフ商會を中心にして有力な地方實業家を加へて大企業の実現に着手したけれども遂に成功せず、一九二四年に至つて東部沿線石炭業の先鞭は遂に露巨商スキードルスキーの纏む所となつたのである。

俗に穆稜炭坑と名稱するものは露支官商合辦三百萬留の資本を以て下城子驛より北方六千餘露里の八面通に開設された炭坑である。

一九二五年三月二十五日専用鐵道の開通式と同時に披露の意味で豫め採掘した石炭二十貨車を哈市の各工場に送つて炭質を試験を乞ひ頗る好評を博した由で其後諸機械の据付を完ふし營業稍々發展し一九二六年一月東支鐵道南部線の運行一時中止となつた爲に撫順炭の供給杜絶した頃には哈市工業界に一縷の光明を興へたものである。

此外隣接密山縣にも一部踏査済の炭田がある。其他未知數の炭層が地表に自然曝露して居るものは其數幾十を以て數へ得べく從て穆稜炭坑に刺激されて或は遠からず漸時開坑採掘の機運を見るに至るやも測り知れないのである。

若し此等炭坑の經營にして順調に發展したならば、第一薪炭の需要は漸次減して是を尙一層有利な方面に利應し得ると共に、他方鐵道を初め諸工業家庭煖房に至る燃料費を節約し得て一般に裨益する所誠に莫大なものある様に思はれる。

(ハ)又長廣才嶺地方には石炭及煉瓦用粘土豊富にして石灰は二層甸子及二道河子間に主として製造せられ、一九二一年には工場の數六三ヶ所以上總計七四萬布度以上の輸出をなし、煉瓦は哈爾濱に近い關係上阿什河附近で製造せられ工場數は三〇ヶ所内外である。

(四)工業 東部沿線の工業は左記一覽表に依つて明かなる通り未だ微々たる域を脱せず殆んど論するに足らない状態である。

而し是は地方一般の經濟組織が尙幼稚極る結果で従つて此の時に當つて工業が獨特に發達することには到底望み得ない事實である。

若し工業主要な要素である動力、原料及内外市場に對する位置等の諸方面から觀察し考究するならば此の地方は工業の爲には稀れに見るの好適地であつて將來其の發達は期して待つべきものかあると思はれる。例へば

一、動力 從來は主に薪を使用し來つたのであるが其供給量の豊富なことは容易に他に類を見ない所である。

當今薪の供給が漸く困難な傾向を俱はんとするに當つて早くも之れに代る石炭の開掘を見て、而して其の石炭も質と量と距離に於て頗る良好の條件の下に置かれてあるもの様に思はれる。

又鏡泊湖の水力電氣にて成功したならば、既に交通の部で略述した通り地方經濟上の一大福音

たると共に稀有の一大副産物を齎らすもので此の發電業を中心として凡百の工業が一時に勃興し來ることとは、今より想像に難くない事である。

二、工業 原料の種類と産額の豊富な事は既に前數項に述べた通り、此等の原料は安價な動力と勞銀とを利用して産地に於て直ちに加工製造し得らると云ふ無比の便宜があるのである。

其内、木材及農産物の加工は至つて有望で前者は現在でも北滿洲中の第一位を占め、將來必ず製材、製函、製紙、構寸、被木、乾溜、家具、木炭等の各部門が並ひ備はるであらう。

後者にあつては疑もなく製粉、製油、製穀、醸造、製糖等の諸製造業益々發達し従て市場は愈々般盛に向ふてあらう。

三、内外市場に對する位置も亦極めて便利で、西には松花江及嫩江の流域である北滿の大農業地を控へ、東には凡百物資の一大市場にある日本を控へた要害の地である。

又南方の本天省及北方の露領に對しても尙製品の種類に依つては相當供給し得べき實力と、利便とを具有し、更に將來北鮮地方との間に鐵道の敷設せられた曉は朝鮮及日本との交易は尙一層容易に行はるるに至ること、思はるゝ。

東部沿線工場一覽表

東支東部沿線地方に對する概念

工場種類	東支東部沿線地方に對する概念																
	木材工場	製糖工場	漁業	電気	燒鋼	啤酒	其他	計									
主な地方	阿什河	一面坡	横河子	海(齊古塔子含ム)	牡丹江	馬橋河	ボグラニイチナヤ	其他	計	五	九	七	五	一六	三	四	四九
計	五	九	七	五	一六	三	四	四九	計	五	九	七	五	一六	三	四	四九

三、總説

一、地域 抑も東支鐵道東部沿線地方と稱するものは、哈爾濱市を東に去る五二三露里に在る、ボグラニイチナヤ驛に至る區間、合計二十五ヶ所の驛と二十一ヶ所の侍避所を含む、同鐵道線路の沿線若くは經濟上直接全鐵道沿線に關係ある地方總てを意味するもので、哈爾濱市を含む濱江縣を除いて都合左の七

縣に主な接壤地帯を形作、總面積二、六九六方里人口約九八六、〇〇〇人を擁して居る、即ち一方里の平均人口は五〇六人である、是を各縣別に示して各道並に吉林省との比較を示せば左の通りである。

東支東部沿線地方各縣別面積人口表及省内各道及全省との比較表

縣名	面積	人口	一方里に付
一、阿城縣	一三三	一五、七千人	一二三三(一方里に付き人口)
二、五常縣	二七一	二五、〇〇〇	七五五
三、賓州縣	二七七	二五、八〇〇	九三二
四、同安縣	四三三	一六、一〇〇	三七三
五、寧安縣	七八九	一三、三〇〇	一六九
六、東寧縣	四六八	一八、〇〇〇	三九
七、穆稜縣	二七五	一三、五〇〇	五〇
計	二、六九六	九八六、〇〇〇	五〇六

東支東部沿線地方に對する概念

三、延	吉	八縣	三、一六三	四四八、四	一四一
四、依	關	一一縣	四、五三五	二二七、二	五〇
五、南	南	五旗	五、一三	六〇、〇	一一六
吉林	全	省	三七縣一旗	一三、六〇五	五、六三八、七
					四一四

備考

一、「滿蒙の大勢」に據る大正五年現在數字で、頗る古いけれども所謂大勢を觀察するには敢て差違なき様なれば暫時借用することにする。

二、賓江縣を加へない理由は全縣内に人口稠密な哈爾濱市在つて爲に一般の均衡を失ふに至るからである。

三、呼城縣は其の北端の僅に鐵道に接觸するも主たる利害は寧ろ南部縣に關係多い爲に是を省察したのである。

四、五常縣には鐵道は無いけれども其の距離近く交通容易、交易又便にして直接の關係を有する爲に沿線地方と見做したのである。

賓江道及吉長道の人口密度は一面に露國か滿洲經營を劃した其の策源地である哈爾濱を含み、他方三省東邊の重鎮吉林省城を脊負ふ事に依つて奉天を控へる南滿の遼瀋道とは共に滿洲に於ての三つの例外であるか故に、吾か東部沿線地方を採つて直ちに此等三地方と比較することは少し穩當を欠ぐものである。

然るときは本地方の人口密度は北滿洲に在る吉黑兩省中の各道にも勝り又能く南滿洲の各道に匹敵する。

るものであると云へる。

此の事實は本地方が管に北滿洲のみに限らず、全滿洲と通して既に大いに開拓せらるべき域に達して居ることを雄辯に物語るものである。

殊に興味ある問題は本地方と正に對照的地位に在る、東支鐵道西部沿線地方との比較研究であつて、此の兩地方は中央に松花江を挟んで、東西共に八縣あり、鐵路の延長と其の沿道の面積とは西方の甚だ廣大なるに比して、人口は絶對的に東方に劣り、尙其の密度に至つては東方の約五分の一弱を享有して居るに過ぎないのである。熟々思ふに全しく北滿洲に在り而して等しく鐵路の恩恵を蒙り乍ら東西相隔たる爲に斯くも相異なること甚しいは唯々恐嘆するの外なく一体其の原因は奈邊に醸されて居るであらうか、即ち最も興味ある問題で大いに研究すべきものであつて一言簡單に説明し去れば、天然の條件か能く然らしめたものと稱し得るに外ならないのである。

序に東西兩部沿線地方の比較を各縣別にして示せば左の通りである。

東支鐵道東西兩部沿線地方面積人口比較對照表

線	一方里の人口	二、六四	一、二三三	七五五	九三三	三七五	二六九	三九	五〇	一、五六〇
	總人口(千人)	九、五	一五、七	二五、〇	二八、四	一六、九	一三、〇	二八、〇	一三、五	一、七七一、五

東部		西部	
縣	面積	縣	面積
濱江	三五	呼蘭	二二五
阿城	一三三	蘭西	一四七
五常	三三二	肇東	五七三
賓	三三七	安達	五〇〇
同賓	四三三	林甸	一七二
賓安	六六九	龍江	八五七
穆稜	四六六	呼倫	四九四
東寧	二七五	贛賓	一九四
八縣計	二,七二一	八縣計	八,七五九
鐵路延長	五三三露里	鐵路延長	八七六露里
人口	一,〇七七,五〇〇	人口	七二九,〇〇〇
一方里の人口	一,五六〇	一方里の人口	三三六
總人口(千人)	二八四,〇	總人口(千人)	一四四,〇
一方里の人口	一,三三三	一方里の人口	九〇七

◎備考 一、滿蒙の大勢に依る統計は古き候あるも新しきものは全く揃はざる爲是を使用せり。

一、龍江縣には最近新設せる布西縣を含む。

二、地勢

東支東部沿線地方は長白山系の諸連山に依つて東西南方の三面は圍繞され、北方のみが松花江の下流に向つて緩傾斜を爲して居る大盆地であり、東支鐵道は此の傾斜面の中腹部を東西一直線に貫通して居るものであると云へる。即ち本地方の正南方には牡丹嶺連互して豆滿江水系との分水嶺をなし、西方及南方の一部には長廣才嶺が連互して第二松花江水系との分水嶺となり、東方には老爺嶺、老松嶺の山脈相連互して烏蘇里河系と綏芬河系との分水嶺を形成して居る。

尤も白頭山に端を發する長白山脈の北系が牡丹江本流に相遇して急に其の北行を阻まれ、茲に重疊錯綜した連峰となり牡丹嶺を形作つて其の餘勢を西と東とに分派して居る。西走したものは即ち長廣才嶺となり主脈は、更に北轉して蝸蜒河、牡丹河の分水嶺を作成しつゝ、松花江に至つて盡き其の支脈は西走の儘、第二松花江の三角形の頂點に至つて盡きて居る東走したものは綏芬河の本流に及んで東進し阻まれ茲に南北に脈を生じて北行したものは老爺嶺、完達山等と名稱され烏蘇里河及牡丹兩河の分水嶺となつて烏蘇里江の合流點に至つて盡きて居る。

故に此の廣大な盆地は更に三ヶの小盆地に分れて居るのである。西方より算ふれば、

- 一、長廣才嶺の主脈の西方阿什河、蝸蜒河の流域地方阿城、賓、同賓。
- 二、長廣才嶺の主脈以東老爺嶺に至る牡丹江流域地方、賓安。
- 三、老爺嶺以東綏芬、穆稜兩河の上流地方東寧、穆稜。

但し五常縣は長廣才嶺の南方にあり、且つ地勢上よりは此の盆地に加はらないのである。右の内第一の地方即ち長廣才嶺の主脈以西は半は平原地帯で残り構造山脈の小規模な爲め、未だ純然たる山岳地方とは稱し得ず、従つて此の地方は主として農牧事業に適するものである。

第二地方は我が日本の山城の國の様で、天險の要害に尙交通の要衝となり、而て此の間に開墾した田園は耕して以て自ら養ふに足る肥沃の地である。

是か即ち千古の昔より幾多の邦國が此の地方を中心として隆頽興亡の限ない歴史を繰返し來つた所以であつて、現在及將來と雖も滿洲を論ずるの士は必ず此の地方に留意することが先づ緊要である。

此の地方の産業は深い山林が多い點よりして半農半林である。

第三地方は全く山岳地方で鐵路面てさへ早や海拔二千呎以上に達する個所が(太平嶺驛)尠くない。深山木だ斧鐵の音を聞かず、幽谷又人跡稀れな仙境に至る所に滅藏して居ること宜なる哉である、産業は主に林業であり其の將來の如何に有望視されて居るかは又改めて説明する迄も無い事である。

### 三、氣候

東部沿線地方は北滿の平原と露領沿海洲地方との中間に在る爲に氣候も亦兩者の中間にあるべきものであるとは何人も想像し得る所である。

北滿洲の大平原に現はれる氣候の特徴は稍々大陸性を帯ひて寒暑共に凜烈、雨量比較的僅少而て蒸發量又多き爲に乾燥に過ぐるの嫌ある點である。

露領沿海洲地方は全く海洋性であるけれども、オホツク海の影響を受くること多い爲に四季冷涼に過ぎ農産物の成育は甚だ複雑な制限を蒙つて居る。

而して東部沿線地方を專問的に觀測した結果は、冬季の寒氣が前掲の想像と一致しない點あるけれども各人の感覺に依れば北滿洲の他の地方に比して著しく温暖であると云ふに一致して居る。

尤も經驗者の説明する所に從へば嚴寒時の各人の感覺は寒暖計の示す實際の温度よりも寧ろ風力の強弱に依つて大いに異なるものであると、例へば零下二十度で無風の時は零下十五度位に感じ反對に強風あるときは、遙かに苦痛を感ずるものである。東部沿線地方は全地方全体が盆地である外前述通り更に各地方毎に小盆地或は山間の豁谷を形作り、凜烈な寒風の見舞を受けないことは比較的穩暖な原因である。一帶に此の嚴寒時の寒氣を除いては吾東部沿線地方の氣候は事實大陸と海洋との中間に在るものゝ如く左表の示す通り能く動植物の發育に適合し人類の生存活動に又容易な點である。

北滿平原。東部沿線及沿海地方氣象比較表

	氣 温 (十ヶ年平均)		平 均	降雨量(五年平均) 年計	風 力
	夏(七月)	冬(一月)			
北滿平原(ハルビン)	十	一	十	一六五、六	二三、八
東部沿線(牡丹江)	十	一	十	四六、〇	一〇、九
沿海地方(浦 壙)	十	一	十	七五、八	一六、九

### 四、交通

本地方は日本海及黒龍江下流地方との中間に介在する爲に古き以前より斯業兩者間の重要な交通路に

東支東部沿線地方に對する概念

當つて居たのである。

即ち奉天吉林より、三姓(松花江下流)に至るには一は寧古塔を経て牡丹江を降り、他は阿城に出でて松花江の右岸を下るものである。

全しく吉林及伯都訥方面より烏蘇里地方に至るもの、一は寧古塔を経て綏芬河を下るもの他は寧古塔より穆稜河を降るものがある。

此の外に尙ほ西方阿城及雙城堡より寧古塔に至る舊道あり、又寧古塔を出て、間島に至る街道がある。就中寧古塔を出て、綏芬河を降つて烏蘇里地方に至るものは今尙古代に於ける築道の跡を殘存し、當時の重要な衝路たりし事實を有力に物語つて居る、又寧古塔より間島に至るものは更に彈春又は北鮮に出つて、海邊に達し此邊より日本に渡航して居たもので日本道として明かに古史に示されてある。

今より二十七年前東支鐵道の開通當時滿蒙、西比利亞、日本海との交通は本地方の紹介に依つて益々便利確實に連絡された許りてなく、一方西比利亞及歐露を通して、遂に世界的意義を有するに至つたのである。即ち異常の進歩を遂げた現代技術と科學の偉力の前には本地方の山岳全く屈伏するの外ない状態である。

今後地方の文化的開發に伴ひ、特に必要な政治的、經濟的事情の爲には尙幾多の新鐵道が此處に敷設せらるゝことは實に明白である、而て此際特に注目するものは現在本地方内到處に敷設され

てある林礦區專用鐵道及近き將來に期待せらるゝ若干の新設鐵道問題である。前者は左表通り總延長四百四十四露里であつて、殆ど東支東部幹線の總延長と相匹敵せんとして居ることは、全く以て如何に其の面影の壯なるかを想像するに足るものがある。

此等の林礦區用の岐線は元來林礦區用の專用線で且つ其の事業の終息と共に撤廢せらるべき性質のものであるけれども、中には地方開發上誠に重要な意義を帯ひて將來公衆用營業線として使用し得る價値あるもの又尠くないのである。即ち

林 區 鎮 區 名	軌 間	延長露里	備 考
一 面 坡 (カワリススキー) ルカシヨウウオ (スキーテルスキー)	五呎	一三、五 六七、〇	同賓縣城に延長し得る
葦 沙 河 (スキーテルスキー) ヤプロニヤ (カワリススキー)	全	六八、〇 六〇、〇	ルカシヨウウオのスキーテルスキー線と連絡して環狀をなし是を伐木後平坦な林區の開墾に利用したならば、最も有効であり、又別に方正縣を出て、松花江との連絡を取るのも亦頗る妙案であらう。
石道河子 (東支鐵道)	二呎 五呎	一一、五 六〇、五	

東支東部沿線地方に對する概念



横道河子 (カワリスギ)	五呎	七、〇	索道及軌道 穆稜河に沿ふて延長し密山及虎林に出たならば、好個の開拓鐵道となり其裨益する所莫大である。近時密山に至る鐵道の敷設に關する噂が高いこと又當然である。
海林 (東海林)	二呎	一三、四	
馬橋河 (ホボフ)	二呎六	二五、〇	
	五呎	三、八五	
	二呎	八、五	
下城子 (スキーテルスキー)	五呎	六〇、〇	
計	九ヶ所	約四四、〇	

次に將來に於て鐵道敷設を豫想せられて居るものは左の諸線である。

- 一、五常烏吉密河、同賓方正線
- 二、海林海古塔敦化(額穆)吉林線
- 三、海林海古塔間島、北鮮線
- 四、海林三姓線

右の内近き將來に於て最も實現可能と目されて居るものには海林吉林線で彼の吉敦(吉林-敦化間)沿線より海古塔に至るとしたならば其の距離は、實に指顧の間に在ると云へる許りてなく、牡丹江に沿ふて延線するならば、其の工事も亦實に容易に進步することは全く疑ふ餘地ないものである。故に吉敦線は恐らく一兩年を出てすして實現するものと思はれる。

又海古塔北鮮線は國際關係上其の實現稍困難を伴ふ様に思はれるが、完成の曉には管に東部滿洲許りに留らず延いては全滿蒙の經濟的系統に一大劃期を齎すものであつて廣く東洋市場に迄裨益するものである。

此處に又管に交通上のみ便宜を興ふることの外地方の産業及一般農村經濟生活上至大の意義を有するものは、屢々前述した通り彼の鏡泊湖利用の大水力電氣事業である。

全湖は海古塔を西南に去る六七〇支里の地點に在り、廣さ略我邦の琵琶湖に等しく其北頭には高さ及幅各五〇余尺の瀑布懸り、某邦人の調査に従へば、此の瀑布を利應して約一〇萬キロワットの電力を得ることは誠に容易の業であると稱されて居る、若し是が實現した曉は前記兩鐵道を初め一切の交通機關は容易に電化せられて工業の發達又俄かに見るべきものと共に、疑も無く地方産業の開發上大に貢獻する所あるに至るであらう。

## 技術上より見たる北滿洲の農業

## 一、食料の需給關係より見たる日本の現状

現在日本では、人口が年々七、八十萬宛増加して民族的活力を誇るものであるが、人口は等比級數で増加するが、農業が如何に進歩し、發達するとも食料は等差級數でしか増加することが出来ないこと云ふことは、今茲にマルサスの人口論を借りて云はなくても明なる事實である。故に日本の現状は益々國內の食料品の需給關係の均衡を失し、政府が如何に移民或は工業方面に之を消化して緩和せんとしても之等七、八十萬の内消化し得るものは其の半數否三分の一にも充たず、年々少くとも四、五十萬人宛の過剩を來しつつあるのである。故に之が爲日本内地では農村は人口過剩の爲土地報酬遞減の法則に従ひ益々疲弊し、結果農村の壯丁は都市集中となり、都市は爲に失業者を増し、食料は缺乏し、國民は爲に漸く生活難に陥らんとして引いては思想の惡化を招き、帝國の將來は暗澹として憂ふべき状態にあるのである。

統計上より見るも政府の努力に依り未墾地、荒蕪地の開墾、湖海の干拓及耕地整理等に依り作付面積は年々七、八十萬歩宛増加せられ、農業の進歩改良に依り單位面積收量は刻々に増大し、近年著しく農産物の産額を増加しつつあるが、前述の如く人口の増加と食料の増進とは比率を異にする故同しく其の需給關係は益々均衡を保たねなくなり、日本人の主食物たる米は毎年六百萬石内外の不足を來して居り、是の如く人口の増加に伴ひ食料の不足が年々若干の開きを増し、二十五年後には人口は現在の二倍となり、米は二千萬石の不足を見るべき計算となり、國民生活上海に寒心すべき結果に立ち至るのである。之が對策として米食主義非難の説もあるが、之は農業上より見れば、日本人は米食するが故まだあれだけの人口が養はれて行けるものである、其の理由は米は普通内地で一反歩より二石乃至三石の收穫があるが、麥は一石内外に過ず、尙肉食をもするものとすれば、放牧地をも必要とする故日本の面積が現在の四倍なければ、同じ人口が養つて行けないこと云ふ計算になるのである。其の他減食主義或は産兒制限其の他種々の説があり、中には之等各學說に依り生活を實行して居る者もあるが、之等はすべて消極的であり、就中産兒制限の如きは將來の國力の伸展を阻害するものと云ふべく、到底正論として一顧に價しない學說であり、且つ自然に反する行爲であり、且つ又根本問題を解決するものではない。

故に生活改善と云ふ方面には割合に餘地がないのである。されば積極的に産業組織の改造に依り、過剰人口を消化せんとしても之亦限なく増加する人口を消化し盡せるものではない。又比較的人口稀薄なる地方に比較的稠密なる地方の人口を移住せしむると云ふ現今行はれつつある内地移民に依り幾分救済し得るものとしても之亦數年乃至十數年にして飽和するものである。又海外移民に依り緩和せんとす

れば、毎日二千人宛を移送しなければならぬ様な計算となり、之亦種々なる事情の爲絶対に不可能であり、現に統計に見るも年々僅か一萬三千乃至二萬三千人しか緩和されて居ないのである。それでどうしても過剰人口は勢近接地に溢れ出さなければならぬ様な理となるのである。

## 二、過剰人口移植地としての滿蒙

遠き海外移民も必要であり、各地に大和民族の散在的發展も勿論必要である、而し理想から云へば近接地に發展して本國を中心とする同化的、集團的結合力を持たなければ有事の際割合に効果かない。以上述べ來りたる理由に依り滿蒙は人口も稀薄にして最も理想的な移住地である。多數の移民が必要なることは勿論であるが、就中永遠の經營には土地に親む農民の土著が最も必要なることは之亦明白な事實である。

現在滿蒙に於ては大規模の移民は政事上勿論不可能であつて、從て技術上經濟上より移民の問題を論じた所で無意味な様ではあるが、然し技術上、經濟上より見て其れが可能であればこそ、政事上よりも亦論せられて初めて價値のあるものである。故に余は技術者の立場として先ず技術上、經濟上の可否から論じて以て爲政者の政事的、外交的活動を促さんとす。

## 三、滿蒙に於ける邦人農業經營の失敗

現在滿洲に於ける邦人の農業經營は關東州内及熊岳城以南の滿鐵沿線の小地域に於ける果樹栽培以外には殆ど見るべきものがない。之は交通の不備や、治安警備の不完全土地權利關係不確實等の爲ばかりではない。譬へ之等の障礙があつても實際有利な仕事があれば、日本人の性質として萬難を排して之に當ることは明で、其の例は最も排日の盛んなる米國カリホルニヤに於て邦人の農業經營が相當成功をして居るところを見ても明である。又實際北滿は南滿に比し政事上の障礙は土地商租權がないだけ甚しいのであるが、事實上東支鐵道附屬地外の博克圖附近で最近忽布栽培を邦人が始めた生きた例がある、又米人は遠く松花江下流の富錦附近で農場を經營して居り、是の如き例を見るもやり方如何では支那と云ふ國では政事上の障礙はあまり問題にならん様である。

然らば何故に邦人が廣大肥沃なる土地が放置せられて居ても之に投資をしないか、何故に邦人は農業的に發展しないかと云ふに實際農業經營其のものが有利でないからである。實例に付て見るに東支鐵道附屬地内で余の面識あるものゝみでも滿洲里、哈爾濱、一面坡、海林等に陸作や、水田經營をやつて居る邦人があり、之等の中には專業として居るものもある様であるが、一人も成功したものがないのみならず、收支償はず失敗して年々放棄されて行く傾向がある。之もやはり經營法

の拙劣か、農業知識の不備等の爲ばかりではない同じく農業經營其のものゝ不利益なることに歸するものである。

今茲に考察を要する問題は滿洲に於て最も廣く支那人に耕作されて居る農作物にして邦人が耕作經營して如何にしても收支償ふことの出來ない農作物がある。之は滿洲三作物として認められ滿洲特産物の大宗である、大豆、高粱、粟及其の他一般在來作物であつて滿洲主要なる作物ではあるが、價格が割合に低廉であるが爲支那人の如き最少なる生活費と最少なる經營費とを以てしても、尙日本の一反歩に付き収益は二圓前後に過ぎないのである。

今假に北滿の鐵道沿線の地味中位の土地百町歩を購入して之等普通作物を栽培經營するものとすれば其の地代は二萬圓乃至三萬圓を要し、更に少くとも其の半額の設備費及經營費を投じて、支那人と全く同一の方法を以てしても其の収益は僅に二千圓前後であつて、之に養豚、養鶏其の他の副業を兼營するも之より三千圓の収益を上げることは困難である。故に是の如き作物は例へ滿洲主要作物であつても、邦人の經營、農業の目的作物とすることは不可能である。

然らば滿蒙は邦人、農業經營地の農業移民地としては不適當であるか。滿洲は氣候峻烈にして到底邦人の移住地には適しないのであらうか。否邦人の體質が相當寒氣に耐へ得ることは、我が北海道、樺太に農民の良く土著し得る例を見ても明である。又滿蒙が政事上にも治安上にも自由に農業經營をなし得

る状態になつても邦人は果して支那人と經濟的に競争をなし得るや否やの問題もある。成程我々が見るところの日支人の生活程度には著しい相異があり、之の相異は直に農業經營上の諸經費に影響し、農産物生産費に相異を來すことになるから、邦人が現在の生活法を改めず、支那人と同一の方法を以て同種の農作物を耕作するものとすれば、邦人は所詮支那人と競争して勝目のないことは前述の様である。然れども日本内地でも所謂小農即ち水飲百姓と云ふ程度のもは、生活程度も決して支那人に異りはない且つ又若し邦人が單なる筋肉的農業労働者として支那人と競争せんとすれば、体力は敢て劣らざるも經濟的には至難なる競争であるかも知れないが、特種なる技術を伴ふ労働者として競争することや、農業經營者として競争する場合に邦人にも幾多の長所がある故邦人は決して農業者として支那人に優ることも劣る素質を以て居ないのである。

然らば如何にすべきか、耕作法の改良は滿鐵農事試験場でも研究して居る問題であるが、滿洲は特種なる氣候のもとに數千年の歴史を有する原始的農法の累年の進歩發達し盡したもにして割合に改良の餘地がなく、即ち支那在來農法は技術上より見て滿洲の自然要素に最も適當した方法であると云へる。例へば公主嶺に於ては耕鋤深淺試験、秋耕期試験其の他の耕作法の試験は數年やつて居るが、やはり在來の通りが最も經濟的で、技術上よりも最も良好なる方法であり、又各種の肥料肥効試験及用量試験をやつて見ても肥料の肥効が明でなく、之と反對に地力減耗試験は試験場設立當時より今日まで十數年やつて

居るが、割合に地力の減退する傾向を認めないのである。之等の現象は學理的に説明することが出来、然る現象ではない。又能率方面より見て機械力の使用も滿洲では苦力賃が安價なる爲反て不經濟になる計算となる。且つ又西洋式農具は之の乾燥地帯の滿洲平原では成績が良好でない。

一步進で品種改良の方面は如何、我が社農務課では相當之に力を盡し大豆の如きも收量に於て二割、品質に於て含油量二乃至三パーセントの改良に成功して、現に支那農家に同種子を配布栽培の奨励をなしつゝあるが、現在全滿洲に於ける大豆の平均年産額は一千八百八十萬石と推定せられ之の内支那人の食料、家畜の飼料及翌年度の種子等の地方消費は約六百萬石であり、一千二百八十萬石は出廻るのであるが、之の改良大豆が全滿洲の在來種と置換された際には耕地面積はそのままとしても三百八十萬石の増收となり、出廻に於て三割の増加を見るべき計算となり、滿蒙の社會經濟的及鐵道運輸政策上より見れば極めて興味のある問題であるが、邦人の農業經營問題を解決するたしにはなり難いのである。

#### 四、滿蒙に於ける新農業經營法

然らば如何にすれば邦人の經營が可能であるかと云ふことになる。それは最近北滿に於て研究を始めた問題であるが、着々具体化しつつある新作物例へば亞麻、忽布、玉葱等の今まで支那人の栽培しなかつたもの、耕作である。水田事業もやゝ新しいもので一反歩當純益在來作物の二圓前後なるに比して十

五、六圓の純益があり、邦人移民の目的事業とすることが出来、内地の食料問題上にも相當裨益するのであるが、之は水利のある限られたる一少部分に過ぎないのであるが、前述の作物は範圍が廣い。

元來農作物と云ふものは其の土地氣候と適應したものが、適當な栽培術と共に進歩發達して行くものにして直ちに新輸入作物の栽培が出来るものではない。それには相當研究され試作されて始めて經濟的栽培が可能となるものである。第一亞麻も其の例にして滿洲に於ける栽培の起源はあまり新しいものはないが、滿洲に於ける幾多の試験時代を経過し最近試験が一段落して哈調資料四十號を以て發表された通である。思ふに内地の唯一の亞麻産地である北海道も近年亞麻工業の異常なる發達と亂作とに依り原料の缺乏を來し相當行きつまつて居る折柄日本製麻界の北滿調査となり、當地邦人企業家の活動となり、日、露支共に暗中飛躍して相當具体化さんとして居るのである。之の亞麻も農民の立場として一反歩十圓以上の純益を擧ぐることを得て邦人の經營にも有望である。

忽布はビール醸造に必要缺くべからざるものであるのて年々ビールの需要の増加すると共に忽布も亦需要を増し、日本へも獨乙、米國等より年々二、三百萬圓の輸入額あり、其の他滿洲及南支那、南洋等に於て消費される量は相當なもので年々増加して居る。又ロシアパンの美味なる理由は發酵材料に之の忽布を使用するが故にして、日本内地に於ても忽布が豊富に且つより安價に供給せらるればパンの發酵材料には之の忽布を使用する様になり需要は益々増加されるものと思ふが、残念ながら今日では日本

は勿論、東洋に之が産地かないのである。北滿は之が栽培地として調査して見ると、天然要素は理想的とも行かないが、極めて良好にして數年の試作で有望なることが確定され、十四年度には少量ではあるが見本的製品を當地ビール會社にフロント七十銭に賣ることが出来、更に十五年度生産品の大量を契約することが出来た、之に依れば一反歩實に百圓以上の純益を擧ぐることを得、在來作物の一反歩當二圓前後とは雲泥の差がある。

又玉葱も現在日本内地より滿洲に輸入される量は莫大なもので、且つて滿鐵農事試験場で試作されたことかあるが、實際普通の葱の根部が多少太くなつた位のもので葉ばかり出来て栽培が不可能とされて居たが、若し之が滿洲に於て栽培が可能なら相當利益を收め得ることは明白にして、十三年度より北滿一面坡忽布試作場に於て餘暇を利用して特種なる栽培法のもとに研究、試作した結果十四年度には相當なる品質のものを生産することが出来た、計算に依れば之又一反歩より七、八十圓の純益を擧げ得ることを確め、在來作物の一反歩より二圓前後なるに比して雲泥の差があり、同じく邦人の經營に有望である。

是の如く觀來れば新作物の發見は益々有望で、現に以上の外數種の新作物に付き目下考慮中である。然るに之等新作物の栽培に支那人が在來作物の栽培を放棄して轉換したる場合は同じく邦人は之と競争なし得るや否やと云ふ疑問が起る。之は前に邦人にも幾多の長所のあることを述べて置いたのである

が。元來邦人は數千年の歴史を有する集約的農業國民であり、支那人は同じく數千年の歴史を有する粗放的農業國民であり、日支人は先天的に其の技術的性質を異にするのである。例へば大豆の如き在來作物は第二章に於て述べたる如く現在の栽培方に集約的技術を加へるとしても、即ち栽培方に改良を加へるとしても、之に對する報酬は望み難い故譬へ邦人が之の先天的集約的技術を應用しても、支那人の粗放栽培との間に何等の収益上の特質を生ぜないのであるが、以上の新作物は凡て性質敏感にして集約にすればするほど、其の報酬は漸増するのであるが、支那人は生活程度低級なる故、小額の農場収入を以て甘んずることと集約的技術を持たないこととに依り支那人には邦人が之を經營するが如き収益は擧げ得ないのである。例へば現今滿洲に於ける邦人の唯一の農業經營として見るべき果樹栽培に見るも相當利益の大なるものなれば、支那人も亦盛に之が栽培に従事して居るのであるが、邦人の果樹園と支那人のそれとは親しく調査して見ると生育状態に雲泥の差がある。之は支那人は在來の作物の収入に比し幾分にも多ければ満足すべく、即ち我に引き合はずと稱する収入にても彼は悦んで其の栽培を繼續するものであり、此の點は支那人の最も強味とする所である。邦人は果樹栽培に於ても支那人と經濟的に競争し得ないかと云ふに、決してそうではない。事實支那人の栽培する苹果は一反歩に付き平均二百貫位であるが、邦人は肥料、病虫害の防除等の勢力及資本に集約にやつて居るから一反歩平均三百貫位の收入を擧げ、單位重量に對する生産費は邦人の方が却て少い計算になる。又水田事業も支那人が自ら耕作經

營する時は二、三割の減収を見る實例もある。是の如く以上の新作物は在來作物に比し技術上見る時は全く其の性状を異にする故、支那人が之を經營する時は却て邦人と競争が困難となるのである。特に忽布の如き極めて集約的技術を要する新作物にありては支那人には其の耕作經營は最も困難とする所である。又以上述べ來りたる如く支那人は生活程度低級にして最少の勞銀と最少の農場収入に宜く甘んずることが出來て、之が邦人の競争は到底許さんのであるが、邦人も亦之に對し資本と集約的知能との力を能く活用し、其の管理經營方を科學的に考察し、更に協同一致の力を發揮して支那人の企圖し得ざる資金の合同や、治水、灌漑、排水の設備や、農産物市場の開拓を爲す等眞摯に盡策努力するならば支那人と競争否、支那人に打ち勝ち得る餘地は猶幾らも残されて居るのである。故に滿洲に於ける邦人の農業經營は技術上、經濟上より見て大いに可能性に富んで居ることが明白である。

## 五、結 論

南滿は既に相當開墾し盡され、人口密度も比較的稠密なる故に新に邦人の之に割り込むことは至難かも知れないが、北滿は人口著しく稀薄にして移民の土着を待つて初めて富源が開發されるものなれば、宜しく植民地的弊風たる一擲千金の夢を捨て、愛國の農民は北滿の天地に土着して永代の基礎を造らん

ことを望むものである。

北滿は今尙ほ農業研究機關及調査機關が不充分であり、且つ政事上の難關は南滿のそれに比して多にも關らず、我が滿鐵の研究指導と共に邦人が堅實に農業的に發展しつつあり、現に一面坡に於ける邦人濱口某の忽布栽培事業を先驅として博克圖、海林等にも之が同業者を生み、最近識者間に深甚の興味を惹き起さしめ投機的事業を放棄して之等新農業方面に自己の幸先を開拓せんとするもの漸く増加しつつあるは邦家の爲め誠に慶賀にたへない。

尙ほ最後に日本が滿蒙に植民的發展を試みることは帝國主義や侵略主義の爲でない、人口問題、食料問題上よりして國民の生存せんが爲の必要上已むに己まれぬ勢なのであるか、我が政府の滿蒙政策は對外交の消極化と共に退嬰委縮して少しの威力もなく、從て他の侮りを受けることになり、既得權まで無視されんとして居るのであるから、是の如き退嬰政府の施設に依頼することなく、又政事上の移民問題の能、不能の別なく、以上述べ來りたる生きた例に範り個人別個の活動に依り、我が眇たる一小島内に醒醒として喘ぐことなく、之の滿蒙大平原特に人煙稀な豊沃なる北滿の天地に土着し、九牛の一毛として、尙ほ貴重なる先驅者たり、草分け者たる名譽を贏ち得られんことを希望する次第である。

(續) 業

# 燃料としての酒精

(エム・ボロジン氏述)

譯者註

本文の署名者エム・ボロジン氏は在哈酒造業高田ボロジン工場の場合、酒造業に就ては深き経験を有し殊に昨年来酒精及支那焼酒の新製造方法を發見して獨白の工場を東支東部沿線一面境に設け大に斯界の注目を惹きつゝある外滿洲に於ては最初の試みとして酒精應用豆油豆粉を製造する工場を計畫し其機械は夙に哈市へ到着して居るか資金缺乏の爲事業を進むること能はずに居る。

斯くの如き氏に依つて本論を聞くは殊に興味がある。

尙ほ文中專問的技術に亘る部分意義不透明なるは一に譯者の淺學に據る處にして裕教を乞ふ。

(森田)

## 第一編 滿洲の燃料用酒精問題

### 一、緒言 燃料としての酒精

液體燃料の重要なことに就ては今更贅言を要せずモツヌーリ及バクラー其他の油田は今や各國羨望の的となつた、液體燃料は日に缺く可らざるものである。然し油田は周知の如く必ずしも各國皆之を有する譯てなく現に佛獨其他の多數の國家には油田が無い

茲に於てか酒精を自動車に用ひんとするの問題は重油製品の輸入より獨立せんと欲する歐羅巴の各國に非常に注意せらるゝに至つた。

即ち佛蘭西には主として酒精、獨逸に於ては石炭の乾留品、瑞西に於ては酒精化合物を應用せんとする研究等か進行しつつある。

酒精を主成分とする混合物は其種類及名稱甚だ多く其内の若干種は應用上既に相當の成功を收めて單に自動車のみならず飛行機用にも使用されて居る。

斯くの如く燃料としての酒精は此方面に於て重要な位置を占めんとして居る、

### 二、液體燃料の豊富な産地としての滿洲

滿洲にはエチール酒精製造に要する廉價な原料(穀類又馬鈴薯より採取)薪炭及勞力とがある。

現今當地に於ける整備せる工場では九六度の酒精一ウエドロ、七〇乃至二、〇〇留て供給することか出来るか尙ほ此の原價は將來一、五〇留乃至一、二〇留迄に引下けることか出来る(工場原價)元來滿洲では幾何量の酒精を産出することが出来るかと言ふに之は或る程度迄無盡藏であるとも言へるか差當り無水酒精年額二千萬ウエドロ及其以上に増加せしむることは困難でない。

換言すれば滿洲の實力は西部歐羅巴全體より産出すると同量の酒精を供給し得ることとなる。

### 三、液體燃料輸入に要する諸經費

燃料としての酒精



滿洲は液體燃料の産地から非常な遠距離に偏在して居るか爲之か輸送に多額の経費を要する。

例へば亞米利加ではペンジンは平均一ガロン〇、三五弗若くは一〇ガロン一箱八、〇〇金圓であるか哈爾濱の價格は一〇ガロン一箱一四、〇〇一五、〇〇日本金圓である。

之を換算すれば哈爾濱に於けるペンジン一ウエトロの價凡そ三、五〇一四、〇〇留て酒精より一〇〇%或は夫れ以上高價となる。

ペンジンの價格は哈爾濱から遠隔するに従つて一層高價となる。

例へば海拉爾では一布度一八二、四金哥(運賃)だけ高價となり滿洲里驛では二三四、八金哥だけ高價となつてゐる蒙古では一層高價である海拉爾を南に去る四三〇露里の桑具子に於ては着荷一布度平均運賃は地方の一、五〇弗である斯る状態なれば哈爾濱より同地にペンジンの一布度を得る爲には三、一三、五地方弗を要することとなる。

即ち北滿に於ける酒精の原價は地方産原料と燃料及勞力とを用ひて東支沿線に於てさへも哈爾濱から桑具子迄の運賃に比し平均一倍半も安く付く。

四、價格の問題

酒精を燃料として使用することは明かに可能である而し此燃料は果して經濟的に有利なりや否やつま

り問題は價格にある。

薪炭の消費量か其の發熱能力に逆比することは周知の通りである蓋し定量の馬力を出す爲めには常に一定量の熱量を消費するからである。

酒精發動機は石油或はペンジン發動機に比し二倍以上の分量を要する勘定となる然る時は酒精の發熱力は五、五〇〇カロリーにしてペンジンは一〇、五〇〇カロリーであるから實際は異つて居る。

發動機を有利に運轉するには瓦斯の壓搾を強くすることが必要である、酒精の蒸氣はペンジン及石油に比して收縮力強くペンジン及石油の其れに比較して最初の全容積の1/10迄收縮せしむることか出来るに反し後者は僅に1/2迄收縮せしむることを得るに過ぎない云ふ特徴がある、其結果最新式の酒精發動機は熱量の三〇%迄を使用し得るに反し石油發動機では一八%ペンジンでは二〇%一三%を利用し得るに止る。

一時間一馬力に對する燃料経費はエ、メイレイ氏に依れば左の數字となる。

	酒 精		石 油		ペ ン ジ ン	
	消費量	價格	消費量	價格	消費量	價格
全能力を出す場合	三六五瓦	五、七 哥	三三〇瓦	二、五四哥	二九七瓦	五、一九哥
半分の場合	五〇七瓦	七、九一哥	四九二瓦	三、七九哥	四三四瓦	七、五八哥

前表の價格に依れば酒精發動機は辛ふじてベンジン發動機と競争し得るに過ぎない。而し右は獨逸に於ける市價に依つたものであるから直に滿洲に應用するは穩當でない今地方例へは哈爾濱の市價と獨逸とを比較すれば

石	留	〇、八〇(獨逸)
油	三、〇〇(哈爾濱)	
ベンジン	三、五〇(全)	一、五〇(全)
酒精	二、〇〇(全)	一、六〇(全)

此の場合一馬力に對する經費は大略左の通となる

最大能力を出す場合  
 留 七、二二  
 石油 留 九、五二  
 留 二、〇九  
 留 一七、六六

半分だけ出す場合  
 留 九、八九  
 留 一四、二一  
 留 一七、六六

斯るときは酒精は平均してベンジンより二倍だけ有利に燃焼し得ることとなる斯くて滿洲は海岸から滿洲蒙古のベンジン需要者に至るまでベンジンと同一の運賃額でベンジンに代る自動車用の商品を得ることか出来る。

前述せる所より左の結論を生して来る、  
 一、滿洲の如く石油の産出地から遠隔せる地方にはベンジンの代りに全然酒精を液體燃料として使用し

得ること

- 二、此等地方の利害をして酒精工業が石油製品と競争し得べき廉價品の供給を爲さしむる様充分に保證すること
- 三、發動機用の酒精には税金若くは高率の運賃を課せざることとは根本條件の一つに依つて酒精の「泉」をも出現するのである
- 四、斯種政策よりして地方經濟並一部村落經濟が非常な利益を享ける
- 五、六布度の貨物の輸送を興ふるからである(筆者舊稿参照)

原註

一、留の値段は相場の變動に依り正確に圓と大洋に評價することは困難な爲に其の平均値段を探ることとした

二、酒精 留 一、六〇  
 石油 留 一、八〇  
 留 此の價格は一九〇〇年から一九〇三年の間に於ける一ウエドロに對する獨逸の市價である

- 三、一ウエドロは約六升八合一勺強
- 四、一ガロン(瓦)約二升五合

### 第一編 佛獨に於ける燃料用酒精問題の現状

左の一編は在巴里の余の兄弟たる化學技師からの手紙の抜粹であつて(燃料としての酒精問題)が歐羅巴に於て如何に重視せられ而してそれか如何に解決せられつゝあるかと云ふことを如實に語るものがある。

参考の爲特に附記することとした

#### 一、燃料としての酒精の特徴

燃料としての酒精問題か益々世人の注意を惹くに至つたと云ふことは決して誇張ではない。最近の定期刊行物に就いて見れば特に著しい事か解る。

假り二三年前の此種専門の雜誌 „Zeitschrift für Spiritus Industrie“ „Tutoiedmik“ „Chemie & Industrie“ „Chemische Zeitschrift“ 等を繕き見るに酒精に關する論説は殆んど稀であつたか最近(特に半年間)に至つては何等かの標題の下に本問題を論議してないものは一號も無い程著しくなつた。酒精に對する斯の如き現象は三大原因ある爲である。

一、石油の埋藏量は米國地質學者の測定に依れば今後十五年乃至二十年間を支ふるに過ない又自働車工業は(他の需要者に就いては略す)石油の採取業よりも遙かに長足の進歩を爲しつゝある此の結果今や市場に於て優良ベンジンが殆んど缺亡するに至つた。

重油より出来る丈け多量の輕油を輸出せんとする努力の結果普通蒸溜による重量分子の各種分析方法が發明された(重量分子を経量分子へ轉換する)又石炭の乾溜に際しても揮發する炭化水素を捉へて之を液化し而かも出来る丈け多量の液體炭化水素を得んとしつゝある而して其方法は主に化合法に依る傾がある。

„Baden Aretur & Soda Fabr.“ 工場の發明に係はるコークス瓦斯(所謂メスアルコール)からメチルアルコールの化合物を採取する方法に就て非常な議論が起つて居る。

ベンジンは從來褐炭に低壓を加ふる乾溜法に依り採取して居る、然し乍ら是等は皆天然の殘物の塵食であつて早晚盡くる時か來る之に反して酒精の原料は年々歳々更新して永久に盡くることがない。

二、石油の埋藏は非常に不平均であつて獨逸、佛國、伊太利、チエホ其他歐羅巴の各國は殆んど石油に縁か薄く此等の諸國に取りては酒精工業の移動は國家經濟的意義を帯ひて居る。

三、酒精殊に他の液體燃料との混合物は非常に優れたる性質を有し從來使用し來れるベンジン及其他代用的液體燃料に比し有利である其の主なる點を舉ぐれば左の如し。

- (一) 保管に危険ないこと、
  - (二) 爆発に供ふ温度(熱量)は低くしてシリンダーの冷却には少量の冷水にて足り摩擦の具合が宜しい、
  - (三) 爆発に於ける吐氣量の少量なこと、積載量及使用量の變化に際してもピストン活塞の運動が平均せること、發動機の偉大な弾力あること、發動機が騒音を立てないこと、(略言すれば其性質が蒸氣發動機に似て居る、)
  - (四) 熱力の性質尤も優れたること、
  - 同一モーターに使用すればエンジンよりも一〇%—二〇%以上の能力を出し得ること、
  - (五) エンジンに依るよりも發火點の危険なく(發動機が騒音を立てる)發動機は非常に確固に設置し得ること、故に熱度を一層増加し得ること、熱度はエンジンの場合は二〇、八%なるに酒精の場合は二五%である、
  - (六) シリンダーに燃滓が溜らないこと、
  - (七) 不快な臭氣ある瓦斯を逸散しないこと、
- (或る獨逸人は酒精を用ふれば混土の如き臭氣あることを確言して居る)

二、燃料としての酒精の缺點

尙公平なる觀察を保たれ爲次に酒精の缺點を述べん。

- (一) 始動の誘導が困難なこと然しこは混合物の増加に依り除却することか出来る。
- (二) シリンダーの錆は其の缺點の主なるものの一て其の反對者特に知識ある運轉手連から攻撃される所であるこれも主として怠慢からである云へる、酒精使用の場合には常に充分送風することか必要である然るときは何等の錆をも生しないのである。
- 但し以上は純酒精を使用する場合に混合物を使用する場合に全く右様の心配はない。
- (三) カルピユラトール(氣化器)のジツクレル(瓦斯を燃焼せしむる部分)の改造若しくは改良する必要がある。

是は前の缺點よりも一層重大て本問題は各種の場合氣化器の構造と關係して當然専門家に依り解決せらるべきものである、又同時に運轉手をも教育する必要がある混合物原素の適當な混合法に依り此の缺點は最小限に減らすことか出来る。

歐洲の最新式氣化器の構造は此の改革を暗示して居るものである。

(四) 九五%の酒精及酒精の含水混合物はエンジンは非常に混合し難い殊に低温度に於ては層を爲して分離する傾向がある。

其結果ベンジンと混合物とを同時に使用する場合一方より他方への轉換を困難ならしむることは都市の交通上重大事である何となれば自動車關係者は困窮せる場合にはエンジンを使用して居る所に混合

物を補助するか又は反対の止むなき場合を避け難いからである。本問題の解決には二法がある混合物に純酒精のみを使用するか若くは混合物に他分子を増加するにあつた他の分子の種類としてはベンゾール、ブチル其他上記のアルコール類石炭酸水及チクロゲクサノール其他がある其の何れの方法によるべきかは一地方の事情によるべき要は低廉にして有利なれば宜しい。

(五)最後に酒精の第五番目の缺點は其價格が頗る不安定なこと。

是は唯一最重要の問題であるか私の見た所では既に第一編以來の記述によつて既に解決されたものと思ふ。

三、佛獨に於ける酒精政策

以上の如く酒精は非常に有利に又周囲の事情は廣く之れが普及に適して居るに係らず實際の事業方面は未だ敏速に行はれて居ない惟よに酒精の使用は單に經濟上有利であると云ふばかりでなく更に愛國心に訴ふる必要がある。

現に佛國に於ては一九二三年二月二十日の法令で酒精の專賣及ベンジン、ベンゾールの自由輸入禁止を宣した。

是に於てはベンジンの輸入者はベンジンの數量に應じてアルコールの買入義務がある而して一

九二四年十月から一九二五年九月迄發動機用の酒精の公定價格は左の通りであつた。

九九、四% (一九二二年十一月一〇日)

九四、〇% (一九二二年十一月一〇日)

九〇、〇% (一九二二年十一月一〇日)

一九二三年九四、〇%の酒精は二五〇フランタ九〇、〇%で二三六フランタであつた。

價格は酒精一〇〇%として計算したもので工場渡樽詰機械用酒精に相當する。

獨逸に於ける發動機用の酒精の値段は同年十月即ち百立九五%のもので一五金マルタの普通機械工業

用の酒精で百立三〇金マルタであつた。

ベンジンの小賣値は一立〇、三八金マルタであつた。

酒精の値段が破格に低落して居る事は本問題が國家見地から大英斷の下に速に而も決定的に解決さ

れた爲めである。

東支經濟評論一九二五年第四九號

(モム、ホロジン)

### ソウエート露國に於ける箇人の公法的地位

はしがき

本文は、アラカ、一九二五年版ソウエート法第一巻播磨マシエフ教授の一文の翻譯である。教授は現在アラカに亡命せる自派の國法學者である。教授の許可なく斯ような拙譯を試みたこと衷心陳謝してなきます。

「階級闘争を主旨とする無産階級の獨裁と云ふ原理の上に立つソウエート政權の憲法は、國法のドキエメントと言ふよりは、寧ろ革命的政治のドキエメントである。この憲法が特に宣揚するものは、從來被搾取階級であつた勞働階級の權利である」とはソウエート立法者及其祖述者の常に説くところ。乃ちソウエート憲法の特徴は(一)一般的なる天賦人權を宣言せずして獨り「働く階級」の權利を宣揚する點にある。ソウエートの立法はフランス革命の人權宣言を以て、天賦の人權を空虚な抽象的原理の下に、依然有産階級の私有權を擁護し、政治的平等の美名の下に經濟的不平等を助勢せしむるものとし、謂ゆる「剝奪し難く神聖なる天賦の人權」なるものを認めぬ。次に(二)ソウエート憲法は法的秩序の認定でなく、寧ろ革命的闘争に關する使命目的の設定である。こゝに宣言せられたるものは、國權の制限や國民の權利、義務に關する規定でなく主として革命達成、階級闘争上に於ける國家の使命と勞農民の義務である。實にソウエートの憲法を一貫するものは法的秩序、規範にあらずして、革命的政治、政策の大綱であると稱ふも敢て過言でない。

かくの如き國制と斯くの如き憲法を有するソウエート聯邦に於ける國民の公法的地位を論ずるに當たり、直に西歐民主國の理論を標準として論をやるは蓋し無益の業であるかも知れぬ。吾人ソウエート法を研究するものは、先ず一應ソウエート立法者及其祖述者の所論を聴く要があらう。この意味に於てソウエート側の理論を紹介し、批評すること少なきを教授の左の論は聊か本備の憾を免れぬ。さりとて、吾人は法理及法律を學ぶに當りて最も留意すべきは、理論も實際も法律の條文と實際生活との關係であらう。吾人は法理及法律を學ぶに當りて此等の法規が如何に實生活に影響し顯現せるかの結果を知らねばならぬ。特に、實生活と法規との懸隔甚しきソウエート、ロシアに關して是を然りとする。ソウエート立法者及法學者の説く理論の紹介は極めて容易であるが、ソウエート、ロシアに於ける現在の法律的生活を如實に傳ふるは難中である。私が茲にア教授の一文を紹介したのは此の第二の研究(現在に於ける實際法律生活の研究)に於ける欠陥を聊か補はんがために外ならぬ。

ソウエートの立法は、新經濟政策を境として、之を前後二期に劃し得る。この國に於ける國民の公法的地位もこの期に依つて截然二期に分かれたる。戦時共產時代に於ける國民の奴隸狀態は新經濟政策の

實施と共に漸次その自由を恢復しつつある。而るにア教授の研究は一九二三年末即ち新政策實施の初年に筆を留めてをるが故に、必然戰時共產時代に詳にして新政策時代に疎なる憾みがある、従つて新政策實施後より最近迄の事情に就ては別に紹介を要する。殊に最近ソウエート政權は刑法の改正を行ひ、苛酷なる規定(例へば政治犯に關する)を緩和せんと企てつゝあると聞くに於ては尙更ア教授の研究に満足すべきでない。

但だ此際忘るべからざるは、ソウエート政權の法律觀である、彼等自ら制定せる法規に對する態度即ち法規適用上の態度である、ソウエート政權は、ソウエート法の規範を自己にとり絶對的拘束力を有するものと看做さず、たゞその適用が該政權の時々の目的及實際若くは假想上の利益と吻合する限度に於てのみ拘束を有するものと見なしてをる。ソウエート立法者兼御用法學者たるストウチカ氏は謂ふ「ソウエート法律は單なる技術的指令にすぎぬ、其内最も普遍的なる箇所が拘束力を有するのみである。此技術則が裁判、電信、鐵道に關するものたり、或はソウエート農業、園藝及養蜂に關するものたるに論なく、其拘束力は等しく條件的のものである。犯罪及刑罰に關する範例的指令についても亦た全斷である」と(ス氏著一九二二年七月版「法の革命的役割と國家」八九頁)尙ほ他のソウエート法律家も其法律適用論に於て右ス氏の基本的提言を擴張した所説を多く發表してをる。

新經濟政策に移るやソウエート中央政權は地方政權の專恣なる法律適用及立法行爲に惱まされ「革命

的法治主義」なる標語を提唱し始めたが、この主義はモスコイ政府によつて二方面に利用されてをる觀がある。第一の方面は國民及地方官憲に對する場合で、茲では「革命的法治主義」は嚴格なる適法主義であり合法主義である。法規の嚴守を人民及地方官憲に強ゆる主義である。第二の方面はモスコイ中央政權がこの主義を己に適用する場合である。此場合に於ける革命的法治主義とは革命的妥當主義である。「革命的法治主義とは我法律をプロレタリア全社會の革命的良心及階級的利益の要求と融合せしむるよう、正確且つ巧妙に實施することに存す」(ソウエート司法週報、一九二二年第四一號二頁スラーキン氏論說)とはソウエート司法省機關紙の説く所である。其後法典の編纂切りに行はれソウエート成文法の形式漸く整備するに至つたが、ソウエート政權のこの革命的法治主義觀には毫も渝りがない。人の知る如くソウエートの各法典には、ソウエート政權に對する法の拘束力を必要に應じて破棄する目的を以て、必らず活辯の役を勤むる條項が設けてある。この條項を適用する機關は事實上全機關の發布した二切の法規を破棄し得る。民法典に於ける此種の條項は其第一條で、私權は其の社會經濟上の使命に反して實現さるゝ場合には法の保障を剝奪さるゝ旨を定めてをる。刑法典に於ては其第十條で、類推による刑罰の適用を裁判官に許可してをる。裁判構成法第一條は司法機關はプロレタリア革命の征服を擁護し、國家の利益及働く階級並に其團體の權利を保障する目的を以て行動すべきことを定めてをる。かくソウエート政權の中樞が法律に關し獨特の見解を抱持する結果、一度び同政權が其運用を開始するや、殊に其活動

により該政權が住民と接觸する範圍に於ては、司法及行政機關は法治主義を認めんとするも不可能である。即ち司法、行政權の作用は常に法規の下に行はれ、法規の範圍内に於てのみ活動し得べきものたる原則を認むることを許さぬものがある。而てこの觀察は戰時共產時代に適合せるは勿論であるが新經濟政策時代の現今に對しても依然適合し得るのである。殊に法治主義の最も嚴格に遵守さるべき司法方面に於て今尙ほ同様の事象を見る(アラガ一九二五年版アレクセーフ及チマシエ)。ソウエート法の淵源(フ述ソウエート法第一卷ソウエート法の淵源)。

之を要するに、ソウエート政權は法の「神聖及不可侵」を認めぬ。憲法の條文と雖も必要あらば三日以内に變更し得るとはソウエート立法家の豪語するところである。茲に支配するものは「死文に非らずして、活事である」、革命的良心、階級的利益である。更に直言すれば一切は共產黨政權の擁護に歸する。一度此の政權に害ありと見んか、「一切の法律及規範を超越し」「何等の規定、形式に耐えざる」無産階級(即ち共產黨)獨裁政治は、素より自ら制定せる法規の如きに拘泥するものでない。若し必要とせば、新經濟政策後ソウエート露國に於ては、益々法治主義を必要とし、中央政府亦た人民及地方官憲の遵法を嚴命しつつあるに拘らず、共產黨政權は今尙ほ内外の形勢に應じて其立法政策を左右にしつつあり、之に隨つて國民の自由權は實質上増減常なきの有様である。(中央政府のかような專制の結果として、夙に國民の遵法心に崩壊を來たし、國民の間に法律に對する消極的反抗が強まりつつあるは争はぬ事實であり。共產黨亦此現象を看取してをが、これは同政權本來の專制主義と民主的なる法治主義との矛盾に由來する現象でまた奈何ともなし難いのであらう)。

現に當今の經濟及政治的危機に臨んで共產黨政權は外交に柔に、内政に剛なる政策に出で、再び強度の鎖國主義に還りつつある。國民の國內移住の自由に就ては與りきくことを得ぬが、其の國境の出入に對しては、旅券査証料を極度に騰貴せしめて、事實上海外旅行を禁ずるに至つた。かような時に、一般的に國民の各種自由權が著しき壓迫を蒙りつつあることは想像に難くない。是によつて觀ればア教授の紹介せるソウエート國民の公法的自由の状態は決して過去の惡夢とのみ謂ひ難い。將來此方面に於ける法規の改訂如何に拘らず、ソウエート露國內外の政局、共產黨政權の安危如何に依つて、前述の如く全國國民の自由は増減常なきを免れぬであらう。この意味に於て、ア教授の左の所説は決して過去をのみ談るの資料でない。これ全文を翻譯紹介した所以である。(一九一五、四、二〇譯者識)

## 一、平等の原則

現代憲法の多くと反對に、一九一八年七月十日發布の露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の憲法は平等の原則を宣言してゐない。但し憲法第二十二條(1)が單に人種及民族間の平等を認めてをるばかりである。尤もこの憲法の發布に至る迄既に一年半以上も、臨時政府(俗に謂ふケレンスキー政府)の族



籍撤廢令(一九一七年十二月二十三日附)が行はれてゐたのは事實であり又前記の憲法そのものも「社會階級別の完全なる撤廢」を將來の使命としてをるのは事實である(第三條)(2)併し憲法は階級別の撤廢を單に將來の理想としてをるにすぎぬ。この憲法が對象としてをる過渡期に際しては、憲法は社會を働く者及働かざる者の二階級に分けてをる。働く者はこの働く者の獨裁が全憲法の基底となつてをる(憲法第九條(3))によると都市及農村のプロレタリアート及最貧農民であり、而て彼等の全權代表機關たる労働者及農民代表ソウエートにこそ全政權が屬すべきものである(第七條)(4)單に働く者にのみ、手に干戈を執つて革命を護持する名譽な權利が與へられ、働かざる者には他の軍事的義務の遂行が課せられるのである。(第十九條)(5)

更に憲法第六十四條(6)及第六十五條(7)には特權ある働く者の階級と壓迫を被る働かざるものとの階級との區別がより正確に定めてある。が實際に當るとこの兩階級の限界を定めることは非常に困難であつた。この困難の根本的なものは、前記憲法第六十四條を的確に適用すると、常時若くは一時的に雇傭勞力を使用する富農及中農が、悉く働かざる者の階級に投げ入れらるゝことであつた。ソウエート政府は農村に於ける階級別の原則を設定せんとして久しく苦心するところあり、この苦心が具体化して「貧農委員會」の設立となつたのであるが、此施設は結局酷しい失敗に了はり、政府は已むなく讓歩し、農民全体を擧げて特權階級たる「働かざる者」に屬するものたることを默認するに至つた。都會に於ては智識階

級の階級所屬に就て絶えず爭論が起つた。智識階級をして政治上の選舉に参加せしめざらんがため、數々第六十四條及第六十五條の違反行爲(Covert League)なる言句に恣の解釋を施し又たとへ利子收得の目的がなくとも、雇傭勞力を利用するものは悉く「働かざるもの」と認められた。且又智識階級並に土地所有者及商工業階級の代表者に對しては、其の階級所屬別は選舉當時の生活狀態によらず、過去一その過去も如何なる過去を云ふのか不定であるの條件によつて定めると云ふ規則を採用した。尙ほ箇々の法令にして憲法と異つた原則に據つて階級別を行つた例が稀でない。例へば一九一八年秋ベトログラドで階級別給與額を定めた際、住民を四階級に分つたが、其内始めの二階級(重及輕筋肉労働)は「共產的」と認められ、第三(智識労働)は「準共產的」と認められ、第四(非労働的生活)は「反共產的」と認められたが、此階級別は管に指定給與額に依る各種の給與に關係したのみならず、總ゆる「服ふべき特權」(Privilegia odiosa)とも關係があつた。乃ちベトログラドでは第三及第四階級に加へられた人々はコレラ斃死者の死骸取片附や埋葬の特種賦役を課せらるゝような事があつた。

働かざる階級へ社會を分つことは、今日に至る迄絶えずソウエート立法の中へ入つてくる、而てソウエートの選舉權及被選舉權を有せざる働かざる者の或る權能を停止することは隨時隨所に看取し得る。(例へば一九二二年十月三十一日裁判構成法第十一條A項第十五及三十四條B項或は「働かざる者」の消費組合機關参加を禁する一九二二年四月七日法令)。更に階級所屬別は人民の刑法上の責任に

も影響を及ぼさざるを得ない。

併し以上の事實あるに拘らず、社會を「働く者」及「働かざる者」の兩階級に分けることは、此兩階級の一に屬する人々の範疇によつても又法律上の結果によつて見ても、實際上裁然と區別し得る分類法でない。蓋し、かような曖昧な状態はソウエート露國の政治状態の根本的事實——即ち「働く者」の獨裁に代ゆるに共產黨と稱する特種の社會團體の獨裁を以てしたこゝから必然に生れた現象である。この獨裁者變更の事實に就ては何人も之に抗議するものなく現在では公然と官公の機關紙上で揚言されてをる（例へば一九二三年四月共產黨機關紙「ブラウダ」紙上に第十二回共產黨大會に先ちて掲げられた論文「大會前の討論」参照）。最近の數年になると共產黨の特権的地位は立法に反映してをる。（ソウエート政權樹立の初年にはかような現象は見られなかつた）。例へば一九二二年七月六日附法令によると共產黨の中央及縣委員會の刊行物は檢閲を受けずに可い、又一九二二年八月十日附委員會召集許可下附に關する指令第二條附記第一によると該指令の規定は露國共產黨大會には適用されない。露國共產黨員並に該黨の機關に屬する前記法律上の特典は、更に幾多の實際的性質を負ふる特権——例へば參政權、普通住民の負擔する幾多の重荷を免除せらるゝ特権（實際、露國共產黨々員は未だ曾て極く重苦な住宅規程の適用をうけたことがない）ソウエート機關等の行爲を口頭及文書によつて批評（勿論思ひ切つて直言する譯にはゆかぬが）する權利等——によつて補充されてをる。

尙ほ此等の權利に對立して、一定の義務が課せられる。その主なるものを舉げると（イ）一切の職務及各種公けの行動（例へば演説、著述等）に於ては、黨の命令を嚴守する義務（ロ）黨の統一を紊亂するが如き集團を黨内に組織することを控ゆる義務（一九二三年十二月及一九二四年一月に發生せし黨内争議に關しイオウエヌチャ紙及ブラウダ紙上に掲げられたる報告参照）（ハ）一般の規則並に黨動員の手續によつて黨の幹部が發する一切の委託及使命を引受くる義務（ニ）露國共產黨が之を抗争しつゝある一切の公共集團（殊に宗教團體）に參與することを差控ゆる義務等である。露國共產黨員を普通一般の人民から區別する前記特別の權利義務や、之を關聯せる全黨の門戸閉鎖主義（黨員の採用はかなり複雑なる手續を経て行はれ且つ屢々數ヶ月に亘つて黨員の採用を中止することがある）及獨特なる黨内「廓清」制度に想を致して見ると、吾人は共產黨なるものが單なる政治的同志の集團でなく、寧ろ新に興りつゝある特権階級であることを認めざるを得ない。只だこの新興階級が革命前の法律が知つてゐた特権階級と異なる點は新特権階級は相續の原則によつて補充せられず會員投票によつて入會を許すことにある。

## 二、身体住居及財産の不可侵權

ソウエート憲法は身体、住居及財産不可侵の原則を宣言してゐない。蓋しソウエート政府がこの不可侵權を單り下級階級即ち「働かざる者」に對してのみでなく、可なり廣く「働く階級」に對してすら拒否し

たのは、畢竟するに十月革命と共に、國民の法律規範的生活の標準が低下した結果に外ならぬ、かく法律規範的生活の標準低下せる當時の生活條件そのものが自らこの不可侵權を否定したたのである。新制度設定の最初の日から定つた社會状態は逮捕、搜索及沒收の執行權を、不定の機關に不定の事由で委任した極めて不安なものであつた。此の不安の状態はその後ソウエート政權が赤色恐怖政治に訴ふるや國民銃殺の權を復た不定の機關に委ねたので一層劇しくなつた。しかも銃殺の刑に附せられたものは單り新制度に對する犯罪人に止らず、從前の社會的地位若くは階級的所屬によつてソウエート政權に危険と看らるゝ者或は何等かの事由で人質となつてゐた者をも銃殺した。そして此全權の實現は漸次非常委員會(謂ゆるチエカー)の手に集中された。時としては政府自身が已の創りなしたこの無制限なる無法律状態に駭いて制限的法令を發布したものである。例へば(一)一九一七年十二月廿八日及廿九日の法令に依り、逮捕家宅搜索及沒收は一定の機關及官吏の命令書ある場合に限り旨を定め而てかような機關及官吏の名稱を列記した。次に(二)一九一八年十一月六日及十二月十四日の法令は非常委員會の權限に若干の制限を加へ又全委員會を人民委員會會議に從屬せしむる原則を設けんとしたものであつた。併し此等の法令並に其後全じ主旨目的を以て反復發布された法律は悉く一片の空文徒法に終つた。現に一九二〇年の交には逮捕は勞働義務忌避を防止する爲の行政的鎮壓策として多大の効果を收めてをる。(一九二〇年一月廿九日附人民委員會會議の法令)

新經濟政策に移るや、自由權の原則をかく赤裸々に否定しざることはソウエート政權にとつて聊か不利となつた。殊に非常委員會の存續は外資誘引の企圖と相容れざるものがあつた。とは云へ簡單に該機關及該機關の存在と關聯せる秩序を撤廢することは、當時の政情上、不可能であつた。そこで僅に改稱と云ふ手段に逃口を見だしたのである。一九二二年二月六日附全露中央執行委員會法令第一條は全露非常委員會及其地方機關全部の撤廢を布告してをる。併るに次の諸條では中央保安局及縣及郡保安局なる名稱の下に前記非常委員會を復活し、全法令第七條は新設機關の職掌を左の如く規定してをる。國家保安局員は反革命的陰謀、掠奪團組織、間諜、鐵道及水路に於ける強盜、密輸出入及無許可國境通過に關する犯人に對し左の制裁、鎮壓を加ふる權限を與へられる。(一)現行犯を發見せし場合には、豫めの決議若くは命令無くして逮捕若くは沒收を行ふ。(二)自餘の場合に於ては、中央國家保安局若くは地方保安部の決議による特別命令によつて逮捕、搜索及沒收を行ふ。逮捕の日より二週間以内に逮捕されたる者に何等かの言渡しをなすを要し。逮捕後二ヶ月以内に國家保安局は或は逮捕されたる者を釋放するか或は全露中央執行委員會に拘禁繼續の許可を請ふか、或は事件を裁判に渡さねばならぬ。一九二二年八月十日附全露中央執行委員會の決議は、前記行爲の廉により拘禁せられたる者に對して、行政追放の制度を設け、國外追放か或はロシヤ、ソウエート共和國領土内一定地への追放か、二者孰れかによることとした。追放問題は内務人民委員會附屬特設委員會之を審議し、追放期間は三年を越ゆるを得ない。追

放された者は追放の期間被選挙及選挙権を失ふ。國內一定地域に追放された者は國家保安局地方機關の監視の下に置かれ、全機關は該地域内に於て居住地を罪人に指定する。一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會幹部會の決議によつて行政追放に關する前記特設委員會の權限は左の二方向に擴張された。(一)全委員會は唯に「社會上危險」なる人物を追放するのみならず、三ヶ年以内の期間彼等を強制勞務場に監禁する權利を興へられ又(二)該委員會の制裁は(イ)反ソウェートの政黨員及(ロ)刑法の定めたる或る重罪に關し前後二回裁判を受けたる(従つて或は無罪の宣告を受けたるものも之を含む)人々に及ぶこととなつた。

かような譯で、簡人に對する裁判以外の制裁、鎮壓は、新經濟政策時代の法律に於ても認められてをり、而て斯ような制裁は法律の定むる範圍より遙に廣く適用されてをる。司法人民委員代理クルイレンコは其論文に於て明にこの事實を認めてをる。『非常委員會(全氏が當時尙ほ國家保安局をかく呼んでゐるのは面白い現象である)は極めて執拗に自己の舊特權を固守して止まない。而て今日に至る迄この方面では病氣再發に苦んでをる』と(一九二二年ベトログラト出版ソウェートスコエ、ブラーウオ第三卷五八頁)。尙ほ現行法もまた裁判以外の制裁權を(銃殺に至る迄)國家保安局に認めてをること記す必要がある。此權利は、前記一九二二年十月の法令第一條に依り、團練襲撃及武装掠奪の現行犯中に逮捕せる者對し國家保安局の行使し得るものである。

以上の條件なので、刑法第五條の規程「何人も法律の定めたる場合及手續に依るに非らざれば自由を奪はれ又拘禁せらるることなし」は極めて僅かの意義はか有たぬこととなる。加ふるに刑法第一〇四條の附記は國家保安局の行ふ逮捕は「特別法規」に依るべきことを指示してをる。

次に財産及住居不可侵權の方面で、新經濟政策が齎した變化は更により、深いものがあつた。一九二二年十月十七日附人民委員會々議の法令は共產主義試驗時代の無秩序なる國有化、沒收及徵發に或る制限を設け、徵發に對する賠償の原則を定め又刑罰及準刑罰の形に於てのみ尤も裁判上の手續にのみよらず行政手續に依つても亦た制裁を行ひ得るのであるが兎に角刑罰の形に於てのみ沒收を適用し得るの原則を定めた。併しソウェート司報週報(例へば一九二二年第一九一〇號及一九二三年の第二號)に數々掲載せられた説明によると、都市不動産の都市有化(都市用としての沒收)は、今日に至る迄依然行はれ得ることとなつてをる。

住居の不可侵權は共產主義實驗時代には最後迄否定されてをつた。この事は、當時實施の住居割當及立退處分制度の中に明に現はれてをる。現在では一九二二年四月廿七日の法令に依り、前記の状態にある改正が加へられた。即ち全法令は住宅關係機關及其他裁判所以外なる機關の決議による住居立退處分を禁じ、又他方、裁判に依る立退處分は、住宅に對して掠奪的行爲を爲し、又家賃不拂の場合に限ることとした。併しながら該法令は依然住宅填充手續による強制的住居割當制度を保存してをる。家宅搜

索による住居不可侵權の侵害は、前述の如く身躰自由權の侵害が容さるゝと全じ廣い範圍に於て、今尙ほ行はれてをることは言を俟たぬ。

### 三、勞働及移轉の自由

身躰、財産及居住の不可侵權を否定し又言論、集會結社の自由を拒否する點から見ると、ソウエート露國の制度は凡有る專制國の制度と大同小異である。たゞソウエート專制が他の專制國に異なる特徴は勞働及移動の自由を完全に撤廢したことであつた。この勞働自由の制限は一九二〇年二月五日の法令が全國勞役義務の制を布くや當時との極點に達した。(但し此制度に就ては是より先き既に一九一八年憲法第三條七項に記示してある)。實に此制度は國民を奴隸の状態にをいたものである。勞役義務と關聯して勞働簿の制度が布かれた。本來この帳簿の目的とする所は、政府の機關をして國民の正確なる勞役義務履行を監視することを得せしむるにあつたのであるが、實際は該勞働簿の設定は帝政時代の國內旅券制度を更に嚴重なものにして復活せしめたものである。尤も國內旅券制度はソウエート政權樹立の初め一二年からして、既に非公式的及地方的布告に依つて嚴重に實施されてきたものである。移轉の自由は、前記勞役義務及國內旅券制と關聯して、既に制限を被つてゐたのであるが、更に鐵道旅行及凡ゆる交通の利用(この場合徒歩旅行を除く、道路の利用も同類)を各種政府機關の許可に依ることとした幾多の法

令が發布されたので、この制限は更に甚しくなつた。

總て以上の勞働及移動自由の制限に關する制度は、新經濟政策實施後、撤廢された。勞役義務は該制度豫期の目的を達せざるがため一九二一年十一月廿二日の法令によつて撤廢せられた。一九二二年五月廿二日附法令がロシア、ソウエート共和國人民に認めた財産權の内、商工業的企業を組織し、又許可された職業に従事する權利が擧げてある。ロシア、ソウエート共和國領土内に於ける移動の自由(國境地點への出入を除く)は夙に一九二一年七月二十日附勞働國防會議の決議によつて提唱されてゐたが、一九二二年一月二十四日附全露中央執行委員會の法令によつて宣言され、其後一九二二年九月四日附同委員會幹部會の決議によつて認定された。勞役簿及國內旅券制は一九二三年六月二十四日附全露中央執行委員會及人民委員會會議の法令に依り、一九二四年一月一日以降廢止された。其代りに、都市及郊外地に於ては民警が發行し、村落にては郷(ウオートルオスチ)執行委員會の發行する身元證明制度が布かる、ようになつた。

### 四、言論、集會及結社の自由

ソウエート憲法は身體、居住及財産の自由に關しては沈黙を守つてをるに反し、言論、集會及結社の自由に就ては一定の規定を與へてをる。但だ此規程は如何なる權利を國民に附與するかを定めず、本

事項に關して國家が爲さんとする計畫を聲明してをる點に特徴がある。

(イ)言論の自由に就ては憲法第十四條(8)に規定がある。之によるとロシア、ソヴェート共和國は言論機關を資本の羈絆より獨立せしめ、新聞雜誌書籍等凡ゆる印刷刊行物に要する技術及物質的資料を悉く労働階級及貧農の掌中に委ねた。本問題に關しては憲法發布に至る前八ヶ月の間、政府と言論機關との間に烈しい戦が行はれたものであるが、夙に一九一七年十一月九日にソヴェート政權に對する反對の言議若くは行動を明に懲慙し、若くは他の犯罪行爲を刺戟し又は虚報の流布によつて人心の不安を喚起するが如き言論機關を閉鎖する權利を人民委員會々議に附與してをる。一九一七年十二月三十日に言論機關に對する特別革命裁判所が創設された。同時に言論事項に關する特別委員會を設け、之に言論機關を前記特別革命裁判に告訴し又判決の下る迄、一時言論機關の發行を中止する職責を課した。尙ほそれ以前即ち一九一七年十一月廿一日の人民委員會會議は、物質的方面から新聞に打撃を加ふることを決し、全日かの有名なる廣告國家專營の法令を設け、廣告の掲載は専ら官公刊行物に限るべきことを定め、かような壓迫政策の結果、一九一八年の秋に至る迄にソヴェート露國に於ける新聞雜誌は、官公言論機關を除き、他は悉く滅びてしまつた。

新經濟政策に移るや言論機關の方面に於ける官營主義を棄てねばならぬことになつた。そして將來新に興る私營言論機關の地位を定むるため、二三の法令を發布したが、其内最も重要なものは一九二一年

六日六日附「文學及出版取締局に關する規程」である。此機關は各種檢閲の統轄を目的とし、文部人民委員會に所屬するものであるが、併し全機關の組織内には國家保安局及革命軍事參議會の協定によつて任命された役員を加へてをる。文學及出版取締局の職責は發行豫定の著作刊行物繪畫及地圖等一切を檢閲し、出版物發行權に對する許可を交付し、販賣を許可する書籍の目錄を作製し又書籍販賣及普及に關する指示、規則を作製するにある。左記の事項に該る出版物に對しては發行禁止を適用し得る。ソヴェート政權に反對の煽動、ソヴェート共和國聯邦の軍事的機密を發表せるもの、虚報を傳搬して輿論を刺戟し又民族的及宗教的狂熱を煽揚するもの又猥褻なるもの之である。國際共產黨執行委員部、露國共產黨の中央及縣委員會の出版物及一切の共產黨機關紙、國家出版部及中央政治教育部の出版物、全露中央執行委員會々報(イズウエスチヤ)及學藝院の學術的出版物は檢閲を受くる必要がない。各人民委員會の出版物は、文藝及出版取締局と特別協議を経たる場合に限り、檢閲を免ぜらる。他の出版取締法規の内注意に値するものは一九二二年十二月二日附出版業開設に關する労働國防會議の決議である。本決議の第九條は、販賣に附する出版物の各冊子上に檢閲済みの旨を明記すべしと定めてをる。

(ロ)集會權に就ては憲法第十五條はソヴェート共和國臣民に對して集會、屋外會合、行列等を自由に開催するの權利を認め、且つ労働階級及貧農に其庶民的會合に適する家具、燈照及暖房設備ある家屋を提供し其自由使用に委ねてをる。併しながら労働階級の獨裁を露國共產黨の獨裁に代へた結果、この第

十五條の規程はソウエートの實際生活に照合はすと、左の如く定義し得るようになった。如何なる公開の集會と雖も、露國共產黨が催すか或は全黨に近い人々が其筋の認可を得て催すものでない限りは許可されないこと云ひ得る。

公認の學術協會が催す集會でさえ時に閉會を命ぜらるゝことがある。總じて此種の會合と雖も、其程度政府の許可をうくるを要するものであるが、此許可は常に與へられるとは限らない。

茲に注意を要するはソウエート露國に於ては集會權に關する總般的規程なるものがない。管だ一九二二年六月十二日附全露中央執行委員會幹部會の決議によつて、各種團躰、同盟及其聯合の全露大會及地方會議召集に關する問題だけが規定されてをる。斯ような大會及會議はタトへ人民委員部の發起に係るものでも、必らず内務人民委員會若しくは縣執行委員會の許可を要する。此規定を補充するため發布された一九二二年八月六日附の大會召集許可交付に關する指令は、集會許可の請願は、地方大會を目的とする場合には召集期日の一ヶ月前に又全露的大會の場合には三ヶ月前に提出すべき旨を規定してをる。之に對する内務人民委員會の回答は認可及不認可ともに、請願提出後三週間の期限内に與ふるを要する。此指令によると不認可の際には其事由の説明を要せず且つ不認可に對する訴願の方法を示してゐない。其他的部分的な規程は、一九二二年八月三日全露中央執行委員會及人民委員會々議發布團躰及結社認可及登記令の補充として發布された指令の中に含まれてをる。(下記ハ項参照)この指令は大學高等專門學校

及其教員の組織する團躰に關するものであるが、其第三項によると大學高等學校に於て行ふ學生及教員團躰の集會に就ては其都度學校の職業教育管理部に通告するを要す。該管理部は議事々項が定規に適ふか否かの點に關して責任を負ひ、又集會を認可せざる權限を有つてをる。更に管理部は集會に其代表者を派する權利を有し、而て該代表は議論が豫定の議事々項より明に逸脱したる場合、場内の秩序紊亂せる場合或は學校幹部會の要求ありたる場合、閉會を命ずる權限を有す。

(ハ)「労働者に眞の結社の自由を保障する爲め、ソウエート共和國は有産階級の經濟及政治的權力を打破し、以て今日迄有産階級制度の社會に於て労働者及農民の自由なる團結及行動を妨害したりし一切の障害を排除し労働者及貧窮農民に對し合同及團結の爲め、物質上其他凡ゆる援助を與ふ」。以上は憲法第十六條が労働者の團結權に關して定めた規定であるが、單に此規定のみを見てソウエートに於ける労働者の團結の内容を忖度するは誤りである。我々はソウエートの實際生活が、此の無内容の規定に如何なる實質を盛つゝあるかを知らねばならぬ。夫で茲に謂ふ「團結に對する凡ゆる援助」は之がソウエートの實際に適用さるゝや、露國共產黨の技部若しくは少なくとも全黨の不斷の監督下にある團躰以外の團躰一切を組織的に破壊することとなつて現はれてをる。

ソウエート政權が特に注意を拂ふてをるのは、政黨及職業同盟(労働組合)の二團躰である。ソウエート政權は露國共產黨以外の政黨に對する一般的の禁止令を發布したことはない。併し乍ら一九一七年十

一月廿八日附「國民の敵たる政黨—國民立憲黨の指導機關に於ける黨員」逮捕に關する法令、一九一八年六月十四日附全露中央執行委員會幹部會發令の「右系及中系社會革命黨員の反ソウエートの態度に關し又該黨々員を全露中央執行委員會及ソウエート外に放逐することに關する決議、及び一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會幹部の決議」により、反ソウエート政黨員を退放若しくは拘禁するの權利を内務人民委員會附屬特別委員會に附與せしことなどを想起すれば、此の間自ら「ソウエートの法律は露國共產黨以外の政黨の存在を忍容せず」との原則が成り立つてをるものと斷定せざるを得ない。

次に職業(労働)組合に關しては、ソウエート政權は政府の組織せる「生産組合」及是等組合を統率する職業同盟全露中央會議と並んで、他の團體が存在することを容さざる原則をたて之を固守してをる。例へば一九一九年三月五日附法令(尤もこれは地方的性質のものである)の如き、縣職業同盟ソウエート(委員會)に登記してゐない機關を職業同盟と稱することを禁じてをる。又一九一八年の勞働法によつて見ると職業同盟の構造その者は團結自由の原則と頗る懸け離れてをる。即ち一切の勞働者及勤務人は必ず或る職業同盟に加入する義務を有し而て加入すべき職業同盟に就ては各自の自由選擇を免さず、當人が勤務せる權關と關聯せる指定の同盟に限るのである。一九二二年の勞働法典は其第一五三條に於て一九一九年三月五日附法令の前記規定の主旨を繰返へしてをるが、前述せる義務的な職業同盟加入は規定してゐない。併し次の事項を考へて見ると、此條文上の進歩は其意義が少ない。(一)勞働者は政府機關の組

織せる生産(職業)同盟に加入するもせざるも勝手である權利を與へられたばかりで、此種職業同盟に加入する代りに、各自の意見によるとヨリ良く其利益を擁護しそな團體に加入する權利は與へられぬのである。(二)政府の組織せる生産(職業)同盟のみが勞働階級の代表及利益擁護權を有する(第一五八條)(三)生産(職業)同盟が締結せる團體契約の條件は、其人々が該團體契約を締結したる職業同盟の組合員たる否とに關係なく、當該企業若しくは營造物に於て勞働する總ての人々に適用せらるゝものである。

#### (第十六條)

以上の如くにして、戰時共產時代に於ては、國家若しくは半國家的團體に對してのみ社會的存在性を獨占せしむる原則が布かれてゐたが、新經濟政策はこの原則に幾分の罅裂を加へた。即ち一九二二年八月九日附全露中央執行委員及人民委員會會議の決議は、政府に依る規約の認可を條件として、私設團體及結社の存在を認容した。この決議によると、私設團體及結社の規約の原案は縣執行委員會の庶務部に提出す。若し全露的規模の合同を目的とせるものは、直接、内務人民委員會に提出する。内務人民委員會及其機關は規約原案の受理を拒む權利なく、一ヶ月の期限内に規約案の認定若しくは却下を發起人に通告する義務がある。但し却下の場合には其事由を示す要がある。若し團體が其の目的上若しくは行動の方法上、ソウエート、ロシア共和國の憲法或は法律に違背する場合には、認可を取消し得る(第六八條)。發起人は却下に對し抗訴を、全露中央執行委員會若しくは縣執行委員會の幹部會へ提出することを得(第七條)



内務人民委員會及其地方管理部は團體の行動の適法如何並に金錢及經理上の作業を監視する職責を有す（第十六條）團體の事業に於て、規約に違反せる行爲を發見せし場合には、團體をして、指定の期限内に該違背を矯正せしむ。此の警告を履行せず又第六條に定めたる不法行爲を發見せし場合には、内務人民委員會若しくは其地方管理部は、團體の閉鎖及解散を行ひ得る（第十一條及第十二條）。尙ほ此決議の補充として發布された指令（一九二二年八月十日附）の内第一條のA項は注意に値する。全項は團體規約認定の際當該官廳の考慮すべき事項を列記せるものである。全項に依ると、發起人の身元調査書には、全人の社會上の地位、一九一四年以降現在に至る迄の職務、政黨所屬關係及財産状態を記載する要がある。

## 五、結 語

ソウエート、ロシアに於ける箇人の公法的地位に關する各種の法規を綜合すると、我々は次のような總般的定義を歸納しうる。

政治的自由、即ち參政權若しくは少なくとも輿論を介して政權に影響を與ふる權利は、ソウエート露國では全く欠如してをる。民法上の自由、即ち國家が國民に一定の權利を保障し、該權利の侵犯を國家機關に禁制することは（但し刑法上の裁判手續により該權利を奪ひ若しくは制限したる場合を除く）、戰時共產時代のソウエート露國に於ては全然欠如してゐた。新經濟時代になつて、此種自由の萌芽がやゝ發生し

始めた。その最も顯著なのは財産の不可侵權、勞働及移住の自由の範圍である。他の方面では極く薄弱である。併しこの改善は極めて微小なものでソウエート露國執制の形式は、技術上の意味に於て專制的と認めねばならぬ。獨特な階級的構造を有する專制國—これ則ち箇人の公法的地位から見たソウエート露國の決定的批評である。

（竹内譯）

### 附註、「ロシア」社會主義聯邦「ソウエート」共和國憲法

(1) 第二十二條、「ロシア」社會主義聯邦「ソウエート」共和國ハ人種、民族ノ如何ニ拘ラズ、市民ニ對シ平等ノ權利ヲ認メ、此主義ニ反スル何等特權若ハ優先權ノ設定又ハ認容並ニ少數民族ノ壓迫若ハ其平等權ノ制限ヲ以テ共和國ノ根本法ニ違反スルモノナリト宣言ス。

(2) 第三條、人間相互ノ搾取ノ廢止、社會階級制度ノ撤廢、搾取者ノ抑壓、社會主義的社會ノ組織及各國ニ於ケル社會主義ノ勝利ヲ根本目的トシテ第三回全露「ソウエート」大會ハ左ノ議決セリ。

(3) 現在ノ過渡期ニ適用スベキ「ロシア」及「ソウエート」共和國ノ根本目的ハ資產階級ヲ完全ニ抑壓シ人間相互ノ搾取ヲ廢シ、且ツ階級ノ分立モ國家權力モ存任ノ餘地ナキ社會主義ヲ實現スル爲全露「ソウエート」政權即都市及村落ノ無產階級並極貧農民ノ獨裁權ヲ設定スルニアリ。

(4) 第三回全露「ソウエート」大會ハ現今無產階級對搾取者間ノ決定的爭鬭ノ時ニ際シ搾取者ニ如何ナル官廳ノ地位ヲモ與フベカラザルモノナリトナス。政權ハ完全ニ且ツ專ラ勞働民衆及其全權代表タル勞兵

農代表者ノ諸「ソウエート」ニ屬スルモノトス。

(5)第十九條。偉大ナル勞農革命ノ結果ヲ擁護スル爲「ロシアソウエート」共和國ハ社會主義祖國防護ヲ共和國全市民ノ義務ト認メ國民皆兵ノ制ヲ定ム、但武器ヲ手ニシテ革命ヲ擁護スルノ名譽權ハ勞働民衆ニノミ之ヲ與ヘ勞働者ニ非ラザル者ハ他ノ軍務ニ服セシム。

(6)第六十四條。「ロシアソウエート」共和國ノ男女市民ニシテ選舉ノ日迄ニ滿十八歳ニ達シタル左記ノ者ハ其信仰、人種、定住ノ如何ニ拘ラズ、「ソウエート」選舉權及被選舉權ヲ有ス。

(イ)生産的且公益的勞務ニ依リテ生活資料ヲ得ル者、並此等ノ者ヲシテ生産的勞働ニ從事シ得セシムルタメ家事ニ従事スル者例ヘバ工業、商業其他ニ従事スル凡有ユル種類及性質ノ勞働者及従業員、利益獲得ノ目的ヲ以テ雇傭勞働ヲ利用スルニ非ラザル農民及コサツク農夫。

(ロ)「ソウエート」陸海軍兵卒ニシテ或ル程度ノ勞働能力ヲ失ヒタル者。

(ハ)本條(イ)及(ロ)項ニ掲ゲタル部類ニ屬スル市民ニシテ或ル程度ノ勞働能力ヲ失ヒタル者。

附則

(イ)裁判ノ宣言ニヨル權利ノ制限

四、長キニ亘リ豫メ研究スルコトヲ必要トスル一定ノ職業ニ従事スル者(例ヘバ醫師、技師、技術者、齒科醫、藥劑師、産婆)ニシテ職業上ノ義務ニ關シ重大ナル違反行爲ヲ爲シ其道德的程度又ハ專問的智識カ其個有スル特別ナル身分ニ對シ不適當ナルコト明カナル場合ニハ其專問的業務ニ従事スル權利ノ喪失ヲ宣言セラル、コトアルベシ。

(7)第六十四條各項ノ一ニ該當スル者ト雖モ左記ノ者ハ選舉及被選舉權ヲ有セズ。

(イ)利益ヲ得ル目的ヲ以テ雇傭勞働者ヲ利用スル者、(ロ)非勞働的收入例ヘバ資本ノ利子、企業上ノ收入、財産上ノ收入等ニ依リ生活スル者、(ハ)簡人商人、商業仲介業者、(ニ)修道士、僧侶及宗教家、(ホ)舊警察、憲兵隊及保安部ノ勤務者及露國ノ舊皇族、(ヘ)正規ノ手續ニ依リ精神病者若ハ狂者ト認メラレタル者並ニ後見ニ附セラレタルモノ、(ト)貪婪的行爲又ハ犯罪ノ爲刑ノ宣言ヲ受ケタルモノハ法律若クハ裁判ニ依リ定メラレタル期間中。

(8)第十四條。勞働民衆ニ眞ノ言論ノ自由ヲ保障スルタメ、「ロシア」ソウエート「共和國」ハ刊行物ヲ資本ヨリ獨立セシメ勞働階級及貧農民ニ對シ新聞、冊子、書籍其他凡ユル印刷物刊行ニ要スル一切ノ技術及物質的ノ資料ヲ與ヘ且刊行物ヲ全國内ニ頒布スルノ自由ヲ保障ス。

### △勞農露西亞雜俎

#### 勞農露國に於ける外國人の利權に就いて

經濟雜誌 La Revue Economique internationale  
は露西亞經濟家ア、ア、グレイウイチ氏の論文を掲  
げて外國の言論界の注意を引いた。

佛國新聞 La Vie Financiere に次の如き批  
評を述べてゐる。

此論文はソウエート露國に於いて外國資本家が  
なしたる計畫事業に就いて詳細に世界に紹介され  
た最初の論文である。

該經濟家は負債問題とコンセッションとの間に  
介在する連鎖を明かにし、利權問題關係法規及政  
策を概括し盡して居る。

著者はソウエート聯盟の領土内に於いて構成さ

れた外人會社及ソウエート外國合辦會社に依つて  
獲得されたる利權の全部を擧げ。

そして之を種類別に列記した後各種の利權別に  
就いて非常に詳細に亘りて利權家の到達すべき結  
果に迄論及して居る。眼前に投出された顯著なる

事實は著者の引用せる資料と彼の研究から引出さ  
れる結論としてソウエート、ロシアに於ける外國  
資本家の計畫せる事業約六十件中一つとして成功  
の見込みあるものは無いばかりでなく、反つてソ  
ウエート聯盟に突進した工業家及商人の大部分が  
大損害を蒙り、遂に自己の計畫事業を全く放棄し  
なければならなかつた。

著者は「ソウエートの條件に基いて生産的に事

業を進めることは原則として不可能である」こと  
を述べ、現代ロシアの法律的、經濟的及政策的條  
件を分析したる結果として下の如き四要點を示し  
て居る。

一、利權家は自己の所有權及契約權の神聖及自己  
代表者の生命の保護に關して何等の保証を有せ  
ない。

二、自己の企業の管理に必要な自由を有せない  
殊にソウエート労働者のシンジケートの干渉の結  
果市況に十分適合しない勞銀を固定して居る。

三、彼は必要な原料及材料の購買を調節するの  
能力を有せず又自己の労働者に對する食糧が保  
証されて居ない。

四、彼は内外市場に於て自己の生産物を有利に販

賣する様考慮することを得ない。

ア、ア、グレイウイチは結論に書いて曰く。  
一國の經濟界の各部門と經濟生活上の現象との  
間には相互關係が存する、此關係を除外した判断  
は只表面的觀察にすぎない。

運輸の復活は農村經濟の條件が改善されなくて  
は、労働問題が整理されなくては又生産、金屬工  
場、機械業等が復興されなくては不可能事に屬す  
る。而して此等經濟界の各部門は運輸の改善なく  
ては成育し得ないのである。

尙國の經濟的活動は政府の財政状態に反映し其  
結果金融問題となる、金融問題は價値の正確なる  
標準尺度なくては今後の經濟を理論的且又實際的  
に動かすことは出来ない。  
或は經濟學上の理論及實際の事實に反するかも

知れないが、苟も世界の最富國或は少くとも最富國の一たる露西亞が今日の如き恐慌状態に陥つた原因は一に共產主義的統治の結果で、斯る状態の下では資本主義的の繁榮なる企業は断じて起り得ない。

### 勞農露國に於ける燃料の危機

ソウェート露國では商工上の幾多の危機に頻する上に更に一つの燃料危機が発生して居る。殊に鑛質燃料及一部石油燃料に於いて不足を感じて居る、之に關してソウェート聯盟最高國民經濟委員會燃料委員會の公表する所(イズウエヌチヤ紙)に依れば最近二年間工業が實体化し得るのは一に鑛質燃料の潤澤であつた爲であるのに今や之が不足を來す様になつたのは何故であるかと云

前掲各種の原因により露西亞の負債の整理外國資本の流入又此國の經濟的復興の時機は未だ到來して居ない。  
(コムメルチエスキイテレグラフ第二六七號)

ふに之は燃料産出の増加が、その消費高の増加に追いつかない爲である、即ち消費高の増加は四割七分なるに反し生産の増加は全体の三割三分である、但し之は單なる豫想數字であつて、直ちに之を正確なるものとする事は出来ない、委員會曰く「以上の結果聯盟國中燃料生産地より遠距離にある各地方では(特に工業中心地方では)現在でも燃料の危機が去らない」。

委員會の意見に依れば二月三月には此の病症は運搬上の障害の爲に更に昂進しなければならぬ例年此の時期には、此等の地方は積雪の爲に燃料供給に更に苦痛を感ずるのである。云々  
果して二月。三月の積雪は委員會の豫言通りの申したるして病症が何の邊迄達したか未だ不明であつて。「タヌ」通信が之に就いて報道しない所を見ると今も猶此の状態が続いて居て之を黙するに限るとなすものと結論しなければならぬ、だが工場一齊の閉鎖に迄は到達しないものと見ゆる。

乍然實際は勿論之ればかりでなく其處にも此處にも到處にソウェート數學者は誤算をして居る。吾等には鑛質燃料は過多に過ぎて販賣上の危機に面するかも知れぬと云つた位であつたが、實際

は全く之に反し燃料は得られないである。其處で當然問題となることは、グロズチンスキ(高架索)石油業が佛蘭西人に見放される様な時には何うなるであらうかと云ふことである、ソウェートの工業は何を燃さんとするであらう。又一方國內の需要を満す爲に工業を極度に擴張しなければならぬ事情がある。  
委員會は此の状態より脱出する第一の救濟策として先づ燃料の節約を叫ぶのである。  
理解しにくい相談ではないか、一定數量の燃料の獲得を必要とする時に何うして燃料の節約が立てられやう、委員會は第二の相談として薪炭及泥炭を出来るだけ多く使用しやうと言ふが之も亦解りにくい相談である、委員會の考では以上の二策を以て充分に此の難關に打勝ち、得るものとし

て居るが彼等は其處でも生産上の技術的條件に關して明に熟慮が足りない。

石油用の竈爐には泥炭や薪や投込まれない、従つて竈の改造が必要で、之が爲に工場は仕事を中止し、生産は減退し、工業製品は一層不足を大ならしめるだらう。

### ソウェイト露西亞の商業振り

今や露國上下の總ての注意は輸出と輸入の二問題に集中されて居る、此の血の出る様な問題は如何に遂行されつゝあるか、此問題に關してブラウダ紙及エコノミーチエスカヤ、ヂイズニ紙上に多くの記事が載つて居る。茲に此等の意見をソウェイト商業の標本形態として紹介しやう。

燃料危機に座して一般的工業の危機は再發し、輸入は増加し、チエルウオネツは下落する。工業の基礎たる燃料の不足は机上の空論や計畫では満たされない。(コムメルチエスキオレグラフ第二六七號より)

### ソウェイト露西亞の商業振り

先づ農民に必要な商品たる農業器械の供給より始める内國商業局は云ふ「農具類の到着が時期に間に合はない、配付される農具の構造が土地の事情に合はない」これは不適當な器械を農民に供給することを指すので、例へば地質の硬い地方に軟地質用の機械を送つて居る。

オレンブルグの國營農村倉庫はゲルクレス(トラクターノマ)の名稱の機械を以て充満して居る、其の機械の構造たるや軟地質用に出来て居るが、オレンブルグ縣には軟地質の處は殆んど皆無である、其結果として僅か昨年の一季節内に此機械の使用率は約七割九分減じた。

ソウェイトの全新聞が口を揃へて偉大なる進歩だと叫んだところの農村の機械化事業は斯くの如くである。

機械化の普及は最早反對の方向に進んで居る、即ち機械の使用は只だ損害を被るばかりであることを農民をして實際に知らしめた、金を拂つて機械を買つたが仕事は出来ぬ状態である。

左釋喧しふ言はれたトラクター問題は上述の如きに終つた、尙ほこれに關してエコノミーチエス

カヤ、ヂイズニ紙は他の學科を吾々に教ゆる、それはトラクターの製作で、既に一ヶ年半も前より叫ばれたのである。

トラクターが製作されつゝある。第一のトラクターが出来上つた!

ソウェイト式トラクターは外國品より優秀なることを證明した!

等々々々叫喊、喧噪、喜悅!そして此の喧噪から何者が生れたか?

新聞の言ふ所に據れば。トラクター一台の製作實費は二萬留を値したが、農民は斯る高價を支拂ふことを肯んじなかつた、そこで價格を一萬千六百留に下げたに拘はらず猶之を購入するものはなかつた。

トラクターは倉庫に横はり、エコノミーチエス

カヤ、ガゼータ紙の言を借りると、トラクター製造業は左の様な結果を招來するのである。

「其製作に對し、原料と勞力を費して、工場は毎月莫大なる損失を來してゐる」。

更に驚く可きことは販賣出來ないトラクターの製作を依然として繼續することである。

一層面白いことは「紙の飢饉」問題である。國營印刷所は紙が得られない程左様に精力的に發展してゐる。

エコノミーチエヌカヤ、デーズニは之を教育の極端な發達に基く結果であるとする、そして云ふに。

「或種の書籍は梳き替へる爲に製紙場に送つて居る」。

然らば何に依つて紙の飢饉を緩和せんとするか

？此の手段たるや、國營印刷所は書籍を印刷し、製紙場は之を紙に梳き替へる……ことである。

斯の如くんば夫れが極端なる教化である？

若し該新聞の記事に附加するとすれば倉庫は書籍を以て充満し、トラクターに於けると結果を同じくするものであると。

本は印刷されるが賣られるのでも、亦讀まれるものでもない。

そして兎に角印刷は續けられる。

其處にも此處にも、以上の如き全然解決出來ない問題が自ら湧き起つて來る。

然らば農村に對する其他の物品の供給状態は如何と云ふに之亦何れも前二者より優れるものはない。

同じく該紙は告げて曰く。

「村落は絶へず暗闇に墮するか、若くは木屑を燃すかである、なんとなればランプは悪い、硝子は悪い、燈心は猶更悪い、……村落では一枚の良紙無く、良い鉛筆も無くインクに至つては少しでも良いものは影も見出されない、吾等は農村に器具機械を與へるが、農民は夫れから一つの苦惱を得るばかりである、器具は壞はれるか機械又は其の部分品は直に消耗して云ふことを聞かなくなる。

ソウエート政府は電化を施す代りに農村に木屑を與へるとすれば之以上述べた必要はない。

それ、社前には電化もあれば機械化もあり、又教育もあるではないか？

此等は村落が有つ多くの不平中のほんの一小部分にすぎぬ。

此はそも誰の罪か？

新聞の意見に依れば罪はソウエート式氣分に在るそして曰く「よし資本主義國家のブルジョアジが科學的勞働法によつて能く仕事を爲して行くと假定してもそれは彼等の自由であり吾等はそんなものが無くても何うにか、コクニカやつて行ける」と云ふ様な特種の意見を固執して居ては吾等は之以上生存することも働くことも出來ないと。

これがソウエート氣分と云ふのであつて一切の仕事がこの氣分によつて進めらるゝのである、例へば「聯絡局」代表が農村向流行品として自転車のタイヤとか列氏寒暖計とかを送つたのも此の流儀である。

此の傾向は、亞米利化の眞似である、亞米利加に於いては農民は自転車を乗廻してゐる、ソウエートの農民も亦同様に彼に遅れてはならぬ

吾國は全世界に於いて最も進歩的な國ではないが、亞米利加に於いて列氏寒暖計が用ひらるれば吾等にも列氏寒暖計がある、但し之は輸入商品である。

主なるシベリア、コオペラチーブの商品分類は酒精検査器、莫大小及製圖用透寫紙である。

之は所謂(計畫的)輸入貨物と名付けらるゝものにして最も緊急必要とさるゝものである。

「ハリコフ關稅の研究に依れば維也の一大商館よりの計畫的輸出貨物として國營商業局宛に到着したる貨物の内班脚引使器は四萬個を越へて到着貨物の約二割五分を構成して居た。(ブラウダ紙)

眞面目なる購買としては非常識の至りであるが去ればと云つて悪意があつてやつたことでもない。

事實之は勞働條件によつて培養されたる單なる氣分に外ならぬ。

第一必需品の購買についてはコンミツションが這入らない、且つ信用扱を許さない。流行品になると信用扱も許され其處には相當なるコンミツションが存する、若しそれ店晒の商品や廢品に至つては尙更ら條件がよい、例へば

ロッヂ(坡蘭士)から織物と手巾が輸入された内七割五分迄廢品であつた。

チエホ、スロワキヤ布を購求したが趾を以てせずとも破れる有様で全く其れを賣却することは出来なかつた、更に

昨年種子を輸入して之を農民に貸付けたが今日タムボフスカヤ縣で全く不作となつて表はれてゐる、此の不作の原因は、旱魃以外に貸付を受けた

種子の不適當に起因する。

トウリスカヤ縣も亦飢饉である。至る所地方農民は將に飢饉の内に逍遙せんとしつゝあることを報道して居る。

ソウエート社會主義共和國聯盟商業機關の成績たるや斯の通りである。

此の状態は更に運輸状態に於てもさうである。イズウエスチャ紙の言を借りて言へば國營企業に於ける陸路輸送費は距離百露里に付き塩は原價

の十一割、豆粕は八割、織物は二割五分に値する。

後者の如きは驚く外はない、即ち百露里に對する更紗一アルシンの運送費は十哥克を下らない。然らば一布度に對しては幾何となるであらうか。

イズウエスチャ紙は之は道路が悪いからだ云つて居るが、如何なる道路も斯の如く恰も天文學的高度に迄運送費を要さしめることは出来ない。

其こそ「狼に事寄せて、羊飼が子羊を食つた様なものだ」。

### 露國の工場と人命の損傷

ユーゴスタリ工場に於ては昨年の上半年間に一

八六八人の人命損傷があつたと公表して居るが、更に保險局會計に就て調べた所によると、それは全くの虚偽で實は同期間に於ける人命の損傷は一

一、五三六人に達して居る。

此の數は一日平均六四人、八時間勞働で一時間毎に八人の損傷を出したことになる。

ペテロウスキイ工場に於ては本年一月八日の一

日中に急救手当を受けたるものが五百人に及んだ  
これは八時間労働で一分間毎に約一人の損傷者を  
出したことになる。

コペイカ記者の言によると露國內の各工傷々通  
じて労働者の損傷率は一ヶ年労働者總數の五％  
或はそれ以上に達して居ることである。

その原因に就て當局者は労働者各自の不注意に  
販して居るが、尙ほ左の如き一般的事情に負ふ所  
尠く無いのではないか、即ち外國貿易省が外國に

### 歐露復た饑饉

近着のモスコウ及哈市新聞によると歐露に饑饉  
の事實のあることが確知せらるる、但し饑饉の事  
實が極く最近に暴露された許りで其程度は未だ判  
明しない、饑饉の範圍は歐露の中央部及沿ウラル

機械類を注文する際成る可く價格を安くする爲め  
機械に附屬する「掩ひ」又は「柵」の部分を取り除け  
る由である、その結果機械の運轉する部分が  
外間に露出して居て近寄る労働者や片づ端から取  
つては殺し取つては傷けるのではないか。  
金さへ掛らなければ人命などは奈何でもよい！  
之れが勞農式の經濟法とでも云ふのであろう。

(コペイカより) (小林)

ガ地方六縣ブリヤンスカヤ、ニーゼゴロツドスカ  
ヤ、ウリヤノウスカヤ、ビヤトスカヤ、イワノフ、  
ウオズネセンスカヤ、及びタタル、チユウイク兩  
共和國とバシキール共和國(一部分)と云ふことで

ある。

今此地方の人口を調べて見るに前者六縣で約八  
百八十餘萬人後の兩共和國で約八百五十萬人合計  
約一千七百三十萬人である、而して此地方は過ぐ  
る千九百二十一年の大饑饉時にも中心となつた所  
で數百萬人の人間が「蠅の如く道側に倒れ」又た  
『小供を殺して喰ふた』所である。

未だ先年の饑饉の慘禍より充分に恢復せざる該  
地方のことゝて今回の慘狀も略々思ひ遣らるる。

國民執政會議は取り散へず一百七十萬留の救助  
費を支出することゝし、又た農業委員會は三月二  
十日迄に四百萬布度の貸付種子を發送すべく積込  
み終つたと云ふ。

千七百餘萬人が全部救助を要せざるにしても百  
七十萬留では一人當り最低十哥以内で何の足しに

もなりそうに無い、又た眼前に空腹を抱へて居て  
は折角送つて貰つた貸付種子も播かずに食ふこと  
に成る可く、更に今後役用の家畜、農具なども食  
つて終うやも知れず、さすれば来る可き今年度の  
收穫も亦た甚だ覺束無しとせざるを得ぬ。  
又た此地方は農業より外に何の生産業も無い所  
で、従つて住民は土方の外に何等の労働能力を有  
せない、而して此種勞力は全露の各都市を通して  
非常に過剰し、無職に縞んで居る。  
本問題の解決は至難である。(小林)  
(エコノミ、ジースニ、コムメル、テレグラフ第二七  
〇號等より)



### 露西亞共產黨第十四回大會の狀況

#### 並勞農政府幹部の更迭

黨則により毎年一回開催せらるべき、露西亞共產黨の第十四回大會は客年十二月十八日より同三十一日に亘り、ルイコフ議長の許に莫斯科クレムリン大宮殿に於て開催せられ全国各地の黨員百八萬八千名(内四十四萬五千名は黨員候補者とする)より選出せられたる、代表者千三百六名(内六百四十一名は表決權なし)の出席あり大會はスターリン、ルイコフ、ブハリリン、トムスキー、デノウイヨフ、カーメネフ、モロトフ等四十七名を大會幹部に選舉したる後議事に入り、スターリン、モロトフ、クルスキー、クイブイシエフ、デノウイヨフ、トムスキー、ブハリリン、アンドーエフ(?)をして各々政治に關する中央委員會、組織に關する同委員會、中央検査委員會、中央監督委員會、第三インターナショナル執行委員會に於ける露西亞共產黨代表部職業同盟青年共產黨及黨則改正委員會に關する報告を爲さしめ、報告の都度黨議に附し可否を裁決することとなりたるに豫てより中央委員會多數派(スターリン、ルイコフ、モロトフ、を中心とする)の專横に對し平かならざりし、レニングラード派(カーメネフ、デノウイヨフ、サハローフを中心とする)は俄然表面より反對の態度に出て大會第一日幹部の選舉に際し一黨員の選舉に反對したるを始めとし大會をレニン

グラトドに移轉せんことを發議し、更に中央委員會の政治報告及組織報告中前例を破りて、中央委員會の少數派を代表する、デノウイヨフに報告權を與へんことを要求し、カーメネフ、サーハローフ、クルプスカヤ、(レニン未亡人)ラシエウイチ、ソコリソウコフ、等デノウイヨフと相呼應して新經濟政策の結果一般經濟は復興したるも、他方資本主義擡頭し都會にはネツプマン農村には大農跳梁し社會主義實現前途途遠なるものたるを思はしむるものありと述へ、今後新經濟政策の聯邦を改造して、社會主義の聯邦となさるへからずと論じ、現代の國家企業を國家資本主義なりと論破し農村問題に對してもスターリンは中農との提携を主張するも、現在中農なく中農保護は結局大農保護となり其の跋扈を來すに至るべく、現に農村に社會主義を奉せざる二千二百萬の獨立經濟あることを告げ農村のブルジョア化を指摘し、農村にありては貧農を本位とせざるへからずと論じ、又黨内民主主義に就ては勞働者か其の數及質に於て最良となりたることを述へ、今後一年間に其九割を共產黨に入黨せしむへしと提議し、尙ソコリソウコフは外國貿易の獨占制を廢し、關稅制度に復歸すへしと論せり之に對し莫斯科ツーラ、ウクライナ、ウラル代表者か中央委員會の方針を是認し、レニングラード派を以て黨内黨を作り黨の統一を破壊し社會主義の實現に疑念を差挟むものなりとの決議を上提せり、レニングラード派は之か修正を求め其の容れられざるや反對の投票をなし(贊成五百五十九反對六十五)其他中央監督委員會の報告に對しても委員長クイブイシエフの少數

派に對する不公平を理由として投票に参加するを拒み、黨則の改正に就ては中央委員に對し黨則内に地方並民族機關幹部及主要機關紙の編輯部を認可する權限を認むる條項あるは、黨内民主主義に反するものなりとて之か削除を求めたるも大會多數の賛成を得る能はず多數派に勝利を制せられ殊に中央委員會を代表して經濟組織に就て報告をなすこととなりありし、カメネフは遂に發言を停止せらるゝに至れり、之に對しレニングラード派の一部は大會終了前よりレニングラードに引揚げて同地勞働者に對し黨内言論の自由を宣傳して反對運動を繼續せり、茲に於て大會は反對派の機關紙レニングラードスカヤブラウダ紙の主筆を更迭せしめたるのみならず、大會閉會後更にカリニン及ラロシロフを同地へ派し勞働者及水兵間に遊

說せしめたり。

大會に於ける反對派の言論が全國に如何なる影響を及ぼしたるやは反對派の新聞許されざる今日之れを知るに由なきも一月十三日黨の名に於て一旦黨の裁決したる決議は之を尊重し、絶對服従すべき旨の通牒を發し、或は最近某々地方ソグイエート選舉を延期し、第三期聯邦中央執行委員會第二次會議の招集を三月十五日迄に延期したるに觀する時は恐らく大會に發したる内訌の影響相當に大なるものあり、而して其未だ全く鎮靜に飯せざるに先ちソグイエート選舉を行ひ、且中央委員會を招集することは黨の統一上不利なる爲にあらずやと思せらるゝ、大會は最終日に於て秘密會を以て中央委員會六十三名、中央監督委員會百六十三名、中央検査委員會七名の選任を行ひたるか、前記委

員會は本年一月一日初會總會を催し、中央委員會最高幹部を左の通り互選せり。

組織部十一名

スターリン、モートロフ、ウグラノフ、コツシユラル、エウドキエモフ、ブーブノフ、アルテユーヒン、アンドレーエフ、ドカドフ、スコルノフ、クウイリング、

書記局五名

スターリン、モートロフ、ウグラノフ、コツシユラル、エウトキエモフ、

政務部九名

ブハーリン、ラロシロフ、ジノウイヨフ、カリニン、モートロフ、ルイコフ、スターリン、トムスキー、トロツキー、

共産黨大會に於けるレニングラード派の反對策

動に關聯し聯邦政府内に重大なる更迭あるを思はしめたるか、果然一月十六日附を以て左の通り發表ありたり。

- 一、カメネフ勞働國防會議々長及人民委員會副議長を免し、内外商業人民委員に任す、(左遷)
- 二、ルズタク(交通人民委員)及クイブイシエフ(勞農検査人民委員)を現官の儘人民委員會副議長及勞働國防會議副議長に任す(榮轉)
- 三、ツユールバ(人民委員會副議長)兼官内外商業人民委員を免し、現官の儘勞働國防會議副議長に任す。
- 四、ソコリニコフ財務人民委員を免し、國家計畫委員會副議長に任す(左遷)
- 五、ブリユハノフ(財務人民委員代理)財務人民委員心得に任す。

- 六、シエイマン内外商業人民委員代理を免し、財務人民委員代理及國立銀行總裁に任す(左選)
- 七、フルームキン内外商業人民委員代理に任す。
- 八、ツマートフ國立銀行總裁を免す。尙勞働及國防會議々長は官制通り人民委員會議々長の兼任となれり。(神田)

### ソウエート共和國聯邦に於ける公休日及休息日

- ソウエート共和國聯邦の公休日及休息日等殊に各種革命紀念日に於ては共產主義宣傳の爲演說會及示威運動等各種の運動行はるを常とせらるゝを以て其の休業日を御参考迄公休日、休息日及地方的休日の三部類に分ち、概説するに左の如し。
- 第一 公休日
  - 公休日とはソウエート聯盟人民全体が公然國祭日として敬意又祝意を表すべき性質を帯ひたる、新年及革命紀念日を稱するものにして之を日順に従ひ舉示す。
  - 一、新年 (一月一日)
  - 二、レーニン追悼日(一月二十二日)
  - レーニンの死去せし日は一九二四年一月二十日夜なるも一月二十二日か恰も一九〇五年第一革命紀念日に相當するを以て、全日を以て兩紀念を兼ねる公休日と定めらる。
  - 第一革命紀念日は、或はペトログドに於ける勞働者射殺紀念日と稱せられ、或は流血の日曜日とも稱せらるゝか、一九〇五年一月九日(舊曆)ペトログラド勞働者等が勞働者等の窮狀を皇帝

に直訴せんか爲、ガボン僧正指揮の下に皇居たる多宮前の廣場に集合せしに對し皇帝が憲兵を以て是等勞働者を射撃せしめし事件を紀念するものなり。

此の巴里コンミュン前後三ヶ月に亘れり。共產黨及勞農政權は此の巴里コンミュンを以て十月革命以前に於ける唯一のプロレタリアト政權と看做し之を紀念す。

- 三、帝政覆滅紀念日(三月十二日)
 

帝政覆滅紀念日は一九一八年二月二十八日(舊曆)所謂二月革命の結果ニコライ皇帝がロマノフ家の帝位誓拒を宣言せし日を紀念するものなり。
- 四、巴里コンミュン紀念日(三月十八日)
  - 一八七〇年佛國大革命の當初政權は有産階級政府の手に掌握せられありしも、次て勞働者は勞働者衛備隊を組織して有産階級政府を倒し、遂に一八七一年三月十八日巴里市に於て、巴里コンミュンと稱せらるゝ勞働者政府を組織せり、
- 五、インターナショナル日(五月一日)
 

即ち國際勞働祭は一八八九年巴里に於て開催せられたる萬國社會黨大會に於て初めて制定せられ一八九〇年五月一日より各國に於て舉行せられたり、爾來三十五年間毎年舉行せられたるか、第三インターナショナルの組織以來五月一日は共產主義の宣傳及勞働運動の組織的實力の檢閲施行の爲に利用せられつゝあり、ソウエート聯邦に於ては五月一日は勞働者の解放を祝する祭日と看做さる。
- 六、ソウエート社會主義共和國聯盟憲法制定紀念

日(七月最初の日曜日即ち本年は七月四日)

十月革命後舊帝政露國の地域に於て露西亞社會主義ソウエト聯邦共和國、ウクライナ社會主義ソウエト共和國、裏高加索社會主義聯邦ソウエト共和國及白露西亞社會主義ソウエト共和國の四社會主義ソウエト共和國形成せられたるか、一九二二年十二月此等四共和國は合同して單一なる社會主義ソウエト共和國聯盟を組成し、一九二三年七月六日(日曜日)全聯盟の憲法制定せられたり、爾來毎年七月の第一日曜日を全聯盟憲法制定紀念日と定む。

七、無産階級革命日(十一月七日)

無産階級革命は一九一八年十一月七日(舊曆十月二十五日)にボリシエウキヤ黨に依りて遂行せられたる所謂十月革命を紀念するものなり

婦人の政治的要求を盛に論議せられたるを以て此の日を國際労働婦人日と定められ其翌の年より實施せられたるものなり。

第二 休息 日

休息日とは帝政時代に於て公休日として休業せし、宗教祭日中の重なる大祭日及日曜日を稱するものなり。

勞農政權は十月革命後の數年即ち軍事共產主義時代に於ては其の主義上の立場よりして日曜日以外の宗教祭日は國家の公定休業日より之を削除せり、然其新經濟政策實施以來國民の大多數たる農民の宗教的要求の方面に於ても讓歩を余儀なくせられ、遂に一九二三年に至り宗教大祭日をも國民の休業日として公定するに至れり、唯此等宗教祭日を革命祭より劇然區別せんか爲に宗教祭日を國

八、公休日外の祭日

前記諸紀念日の外向別に公休日に入らざる一部の祭日あり其の重なるものを示せば次の如し。

1. 赤軍編成紀念祭(二月二十三日)

赤軍は一九一八年二月二十三日ソウエト政權の發布せし赤軍編成法令に基き初めて編成せられしものにして爾來全日を以て赤軍編成紀念日となす。

2. 國際労働婦人日(三月八日)

國際労働婦人日は他の諸國に於ては主として婦人勤勞者の利益及其の選舉權を獲得せんか爲め無産者運動日なるソウエト聯盟に於ては全日は婦人の共產主義制度擁護の爲め示威運動日なり、一九一〇年三月八日コペンハーゲンに開催せし第二回國際婦人會議に於て

家公休日に入らずして單に休息日と稱して、労働の休息以外に何等の意義を公認せざる休業日として公定せり。

此種休息日の一部は宗教祭日の差に依りて毎年其の日を異にするも、本年(一九二六年)に於ける休息日は次の如し。

一、五月二日及三日 復活祭

三月二十五日より四月二十四日迄に限らる。

二、六月十日 昇天祭

復活祭日の四十日目

三、六月二十日 聖三者祭

復活祭日の五十一日目

四、八月六日 變容祭 毎年異動なし

五、八月十五日 進堂祭 右 全

六、十二月廿五日及廿六日降誕祭 右 全

第三 地方的休日

地方的休日とは地方官憲か、地方職業同盟と協

定の上當該地方住民の民族的特殊習慣に適應して  
定むる休日を稱す。 以上

極東行政區劃改正

極東革命委員會は客年夏頃より極東行政區劃改正委員會を組織し、行政區劃改正案の作成に着手し客年末に至り漸く其の最後案を決定し之を全聯盟中央執行委員會に提出せしか、本年一月四日全中央執行委員會に於て裁可せられ本年四月より實施せらるべき豫定なり。

極東行政區劃改正委員會が新區劃案の作成に當りて持せし根本的基準は。

(一)統治者たる中央及地方ツウェイト政權機關と被統治者たる一般住民との接近を主眼とせるツウェイト聯盟政府の行政區劃改變の新原則に基

き洲、縣郡制度は地方(クライ)管區(オクルグ)及區(ライオン)制度に變更すること。  
(二)極東の自然地理的特質及ソウェイト聯盟の極東に於ける政治史的任務に適應せる産業經濟的區劃樣式に則ること。

(三)最も近き將來に亘れる極東に對する諸方策の計畫實施を考慮すること  
茲に從來の極東行政區劃を一九二三年の調査に基きて表示すれば左の如し、

極東洲諸縣名稱	郡數	縣數	戶數	人口數	人口	縣内村落數	縣内人口
沿海縣	五	三二	八二,九〇〇	六四三,二〇〇	三乃至六	三〇〇乃至三,〇〇〇	
アマール縣	三	二二	五三,一〇〇	三九三,二〇〇	九	二,〇〇〇	
ザバイカール縣	五	四三	八一,〇〇〇	五四九,一〇〇	四	一〇〇	
カムチャツカ縣	一	一五	三三,一〇〇	三六六,一〇〇	二	一,〇〇〇	
計	一八	一一二	二二九,〇〇〇	一,六七三,七〇〇	二	一〇,一〇〇	

而して新行政區劃に依れば左の如し。

管區名稱	面積平方口里	一九二五年一月一日現在人口	土人場	區數	戶數	區内村落數	區内人口
浦鹽新鋪	七、七〇〇	四九七,六〇〇	二六二	一四	六、七〇〇	二乃至二六	四三〇乃至三、〇〇〇
ハバロフスク	一六、八〇〇	一四八,〇〇〇	三、〇〇〇	五	一八、〇〇〇	三	一、〇〇〇
ニコラエフスク	四九、六〇〇	二九六,五〇〇	八、九三六	七	四九,〇〇〇	一〇	一、〇〇〇
アマール	二七、八〇〇	三六六,二〇〇	五、一八五	二	四九,〇〇〇	三	一、〇〇〇
ゼヤ、アルタン	三九、〇〇〇	五九,〇〇〇	六〇〇	四	五,〇〇〇	一六	二、三〇〇
スレチンスク	七、五〇〇	一九一,〇〇〇	二、二五	八	二一,〇〇〇	三	一〇,七〇〇
チタ	一五、〇〇〇	三三、一〇〇	三三	一四	四、〇〇〇	一七	七、七〇〇
カムチャツカ	八〇,〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、一〇五	八	三、七〇〇	二	二、一〇〇

サハリン	三九、〇〇〇	八八、〇〇〇	二、四九三	四	一、〇〇〇	一〇乃至二六	六〇〇乃至一、〇〇〇
計	二、四四五、〇〇〇	一、五七、〇〇〇	四六、一四三	七五	二五、七〇〇	三	一七六
							六〇〇乃至一、四〇〇

即ち從來四縣十八郡百十三箇大村(郷)を統括せし、極東洲は九管區七十五區に區劃せられたる、極東地方に變更せられたり而して新管區の面積はサハリソ管區の三萬四千平方露里を最少とし、カムチャツカ管區の八十七萬平方露里最大とす諸管區中心地より地方中心地(ハバロフスク)迄の平均距離は千四百五十二露里にして其の内七百十九露里を最短として四千三百十四露里を最長とす、全地方の人口稠密程度は二平方露里に付〇、七人とす極東地方諸管區は甚しく相異なる、南北の二部類區分せらるる北部に屬するはニコラエフスク、ゼヤアルダン、カムチャツカ、サハリソ、諸管區にして南部に屬するは浦達斯德、ハバロフスク、

アムール、スレタンスク、知多諸管區なりとす、北部管區の人口は九千人乃至三萬六千人にして、南部管區の人口は十四萬人乃至四十八萬八千なり管區内の土人數は二百三十一人乃至二萬五千五百五人なり、極東地方の新たに設定せられたる、區の面積は北部諸管區に於ては最小四千八百平方露里最大二十五萬九千四百平方露里なり、南部諸管區に於ては一千五百萬乃至五萬九千九百平方露里なり、北部諸管區に於ける農民數は七百乃至六千人にして南部諸管區に於ては一千七百乃至五萬一千四百人とす。

北部諸管區の區内村落ソウエイト數は五個乃至十四箇にして南部諸管區に於ては二十二個乃至三

十二個なり、極東地方全体に於ては村落ソウエイト一個に對し村落數一、九とす、最大の村落ソウエイトは二十箇村落を統括せり、村落ソウエイトより區中心地迄の最大距離は一千七十一露里とす、村落ソウエイトの半數以上は一箇村落を統括するものなり、其の他(一箇村落以上を統括する)村落ソウエイト中一九、一パーセントは直經八露里に亘る數箇村落を統括し、其の七、七パーセントは八露里以上に亘る數箇村落を統括す。

之を總括するに極東地方の北部諸管區は總面積百七十八萬九千平方露里、人口十萬四千人、戸數一萬三千五百戸、其の内營業戸數七千二百戸なり又耕地面積二萬二千三百デシヤチナ、牧草地二萬一千五百デシヤチナ、而して北部諸管區に於ける家畜頭數は馬一萬八千四百頭、牛二萬三千頭

小有角家畜七百頭に馴鹿六十七萬四千七百頭、橇牽犬三萬五千八百頭を有す。

南部諸管區は面積七十萬六千七百平方露里、人口五十二萬二千人、戸數二十萬二千三百戸、其の内營業戸數五萬五千六百なり、又耕地面積百二十四萬九千デシヤチナ、牧草地四十九萬デシヤチナ、馬五十萬三千頭、牛八十一萬三百頭、小有角家畜五十九萬四千五百頭、馴鹿三千三百頭を有す。

# △北滿經濟雜俎

## 東支鐵道の收支

(商業電報第二六六號)

奉天に於ては東支支那側幹部の助力により同鐵道の營業及財政に關する一切の資料を手に入れ、之に基いて最後の意見の決定を見たこれによれば

### 一、純益

東支鐵道が純益を齎す様になつたのは漸く一九二二年よりのことである。夫迄は收支相償はず其の不足額は舊露國にありては國庫より、革命後は社債に依りて之を充填して來た。

一九二二年以降の純益を年別に列擧すれば、次の通りである。

一九二二年 五、七〇〇、〇〇〇留  
一九二三年 六、四〇〇、〇〇〇留

一九二四年 一、一三〇、〇〇〇  
一九二五年 一、五八〇、〇〇〇

鐵道純益の増加は一方運輸貨物の増大と他方近年鐵道は殆んど技術的方面の改築を行はなかつたことに原因して居る。

### 二、鐵道負債

最近四ヶ年間に於て鐵道は純益を擧げたとは雖も鐵道の財政状態が善いとは云へなかつた。鐵道の負債は其収入増加に應じて減少しなかつたばかりでなく反對に増加したのである。

鐵道負債動定額は左の通り

建造物價格 三六五、六〇〇、〇〇〇留

### 四、鐵道の債權

鐵道は最近四年間に約三千萬留の純益を齎したが、其内一千萬留以上も支那政府に對して貸付となつて居る、此の金額は早晚受取る可きものはあるが、今直に之を解決することは出来ない。

東支鐵道は過去數年間收入の點に於てこそ好景氣であつたが其代り著しく其運轉能力を消耗した其爲に現在は技術方面に於いて多大の欠陥に苦んでゐる。

### 五、鐵橋修理

輸送貨物の増加は貨車の積載量及列車の組成數の増大を余義なくせしめた爲め、松花江、嫩江等の鐵橋は今や全く列車の通過に堪得ざるに至つた、殊に松花江其他に於ける若干の鐵橋は姑息的修繕では間に合はなくなつて居る、又或鐵橋など

### 附帶事業費

一九三一年一九二四年不足額 一七八、六〇〇、〇〇〇

合計 五六〇、七〇〇、〇〇〇

### 三、年賦消却に要する特許期間の不足

鐵道が残りの特許期間内に於て右の負債を全部消却する爲には毎年約千五百萬留を要し、而して實際に之を遂行する爲めには鐵道は毎年二千五百萬留以上の純益金を得ねばならぬ。

之に加ふるに既に投下したる資本の利子を勘定すれば、鐵道は毎年總計四千萬留の純益を擧げねば經營しては行けない。

若し最善の状態即ち地方の經濟的發展貨物輸送の膨脹と鐵道の商事營業上の凡ゆる間接的事情が好状態にて續くものと仮定しても残りの特許期限内に是等の負債を皆済し得べき見込は到底無い。

は保持されて居るのが不思議な程である。

故に大修繕即ち改築が必要で之に要する金額は百萬留やそこらでは足るまい。

六、車輛及枕木の缺乏

車輛が足りない、現在あるもの、元の露西亞鐵道のもので老朽し消耗し、或は元の所屬所に返還せねばならない。又た積載上の新條件はそれに相當する可なり多數の新式車輛を要求して居るが、それは倉庫には持合せがない。此種車輛の數、數千輛で其の費用は凡そ七乃至八百萬留を要する。

輸送力の増加は當然、頻々たる枕木の取替を要するばかりでなく枕木全部の取替が必要となつてゐる、枕木及軌條の代價として茲にも亦た百萬留では足るまい。

斯の如く最近數年間に鐵道が儲けた金は殆んど

全部今後の技術的改良に振向けねばならぬ。

七、競争

今日迄の東支鐵道に於ける貨物輸送の膨脹は北滿洲の貨物を無競争的に吸収し得たる結果であり又地方の經濟的發達に伴つたもので、斯の如き好況が永久的現象であることを見ることは出來ぬ。

現に暗雲は既に地平線上に低迷してをる。四齊鐵道は完了されるし呼海鐵道は今將に建設されんとす、其の結果東支鐵道の貨物輸送に悪影響を反映するは疑なき所である。

八、結論

上記の様な計算によつて奉天側は「東支鐵道は今迄收益を與へなかつた、又今後利權期限完了迄收益を與へないだろう」との結論に達した。但し東支現幹部の所信は之に反する。

註 内ニ「商業電報」ノ他ノ號ニハ東支將來ノ收入ト純益ヲ左ノ通り豫想シテ居ル

年度	總收入	純益金
一九二六年	三、八三〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇

一九二七年	—	三、七〇〇、〇〇〇
一九二八年	—	五、五〇〇、〇〇〇
一九二九年	三、八三〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇
一九三〇年	五、五〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇

北滿洲の輸入貿易と露國（就中浦潮）の地位

最近發表の稅關統計によれば、北滿洲の輸移入貿易總額は一千〇十一萬餘海關兩にして、一兩對

一圓九十五錢の換算率によれば一千九百七十一萬餘圓、即ち約二千萬圓である之を輸入徑路別に示せば。

東方より	四、〇七六、五七三海關兩
西方より	三、七五九、〇八四
黑龍江より	一七七、二二三
其他より	一、六〇三、六一九
支那商品移入	四九三、九六六

計 一〇、一一〇、四五五

之に依つて東方即ち浦潮方面よりの輸入が尤も優勢なることが分る。

尙ほ右の外南滿經由輸移入貿易あり、之は南滿諸港の海關統計として全滿洲に關係せる爲め北滿の分のみを抽出すること困難なるを以て此方は他日長春經由鐵道及馬車輸送による貨物の研究に譲る。

次に東方よりの輸入主要貨物を上ぐる。



品名	數量	金額
棉花	一、五三、九七海關兩	
羊毛	三、五三三	
紡絲	一〇、七三三	
織物	三九、三三三	
衣服	五九、七三三	
米	一〇〇、〇〇〇	
麥粉	八九、〇〇〇	
果實	五〇、〇〇〇	
水産物	二八、〇〇〇「ヒタツ」	約五〇、〇〇〇
茶	一六、七七一	
石油	六七、四七「ガロン」	三三、四七五
石炭及コクス	七、三三「英噸」	約七、〇〇〇
毛皮々革	約四、〇〇〇	
麻	一、六六、一〇四枚	約八、〇〇〇、〇〇〇

右の内果實は浦塩經由輸入品中の注意に値する  
石油が東方より輸入され初めたるは露國石油シ

シジケートが哈爾濱に於て活動し出してからのこと、それまでは英、米石油會社が營口及大連に根據地を有する關係上、東方より石油を輸入するが如きことは殆んど無かつた、石炭は全部沿海州産に係わる。

次に西方よりの輸入は毛皮、皮革類約三百萬海關兩、石炭十一萬兩が主なるので織物、砂糖、石油等の輸入が著しく減少した、其原因は税關手續が變つて非常に面倒になつたのと勞農露國が對外貿易政策上自國商品を浦塩へ送るのに滿洲を通らず、黒龍線を迂迴するの傾向による。

要之北滿洲の輸入貿易は著しく増大し特に浦塩港の勢力の増進見る可きものがある。(小林)  
(コムメルチエヌキリテレグラフ第二六六號より)

齊々哈爾地方に於ける自動車輸送状態

(東支鐵道週報十二月廿七日所載)

十一月後半期に於て齊々哈爾サハリヤン(大黒河)間道路の旅客自動車運轉が復活された、本冬期の旅客並に手荷物の運賃は著しく變更を見又自動

車の輸送線路も増加した。  
旅客運賃及手荷物運送料は次の通りである。

線路	距離(露里)	所要時間	旅客運賃	手荷物一布度ノ料 一布度以上ハ特典ヲ與ヘラル
自齊々哈爾至大黒河	四六〇	一四	三三弗	七弗
自全 至黑爾根	二六〇	七	一一	一
自全 至克山	二〇〇	六	八	二
自全 至拜泉	一八〇	五	八	二
自全 至博爾多	一六〇	四五	一〇	一
自全 至泰來	一四〇	四	一〇	一
自全 至林甸	八〇	四	六	一
自全 至洮南	二八〇	一〇	二〇	一

昨年比して運賃が下落したる原因は道路の改善及び旅客數の増加と相俟つて自動車シンジゲ

トと各自働車所有者間の競争の結果である。  
 土掲方向の道路の状態を述べんに齊々哈爾、大  
 黒線は博爾多及黒爾根を通過し、博爾多迄の道路  
 は比較的良い方て博爾多、黒爾根間は普通である  
 か黒爾根以北は小興安嶺の峠を通りて石多き惡路  
 である。齊々哈爾、克山線は満足なる道路て齊々  
 哈爾、拜泉線は悪く齊々哈爾、洮南線は良い。  
 手荷物及貨物の運送に對しては馬賊の掠奪の場  
 合を除きて、途中の保管と安全に就いて十分なる  
 責任を保證される。  
 數量減失に對しては其の實價に依り之を賠償す  
 る。  
 本季節に於て運送に従事して居る自働車は總計  
 十三臺である。

大正十五年六月五日印刷  
 大正十五年六月十日發行

「以印刷代贈寫」【非賣品】

南滿洲鐵道株式會社

哈爾賓事務所調査課

哈爾埠頭區買賣街十七號

印刷所 文 明 堂

終

